

SPN レポート
Security Protection Network Report Series.
～反社リスク対策に関する実態調査（2021 年）～

2021 年 9 月

株式会社エス・ピー・ネットワーク

総合研究部

目次

反社リスク対策に関する実態調査（2021年）

■ 概要	3
調査実施会社 概要	3
調査概要.....	3
注意事項.....	3
■ 調査の目的・背景	4
■ 本調査結果のポイント.....	4
■ 回答者属性.....	7
■ 本調査	9
Q 4 政府指針に関する取り組み状況.....	9
Q 5 反社データベースの構築状況.....	14
Q 6 反社チェックの運用期間	16
Q 7 反社チェックに関する規程／マニュアル類の整備状況.....	17
Q 8 反社会的勢力の定義	19
Q 9 反社チェックに活用する情報.....	24
Q 10 反社チェックの対象範囲	29
Q 11 新規取引開始時／既存取引先に対する反社チェックの実施状況	32
Q 12 反社チェックによる取引謝絶の状況	35
Q 13 反社チェックによる取引謝絶の対象	39
Q 14 反社チェックによる取引謝絶の属性	42
Q 15 反社チェックによる取引謝絶にむけた判断	45
Q 16 反社チェックによる取引謝絶の判断者.....	50
Q 17 反社チェックによる取引謝絶時のトラブルの有無	54
Q 18 反社会的勢力排除の実務上の問題点	58
■ 調査票	62

■ 概要

調査実施会社 概要

株式会社エス・ピー・ネットワーク

警視庁・道府県警の出身者をはじめ、企業危機管理に伴う法務・労務・財務・広報やサイバーセキュリティの専門家で構成されるクライシス・リスクマネジメント専門企業です。

反社会的勢力への実務対応から企業不祥事等に伴う緊急対策支援に至る「直面する危機（クライシス）」対策に数多くの実績を有し、実践から導かれた理論に基づき「潜在する危機（リスク）」の発現を未然防止するためのコンサルティングと人的支援を展開。従来の枠に留まらない危機管理的視点からの実践的なコンプライアンス態勢および内部牽制態勢の構築を多くの企業で手がけています。時代の流れを先取りした企業危機管理論には、上場企業や株式公開を目指す企業の他、証券会社や監査法人などから厚い支持もいただいています。

調査概要

1. 調査期間 2021年7月29日（木）～8月2日（月）
2. 回答者の属性 反社会的勢力かどうかを見極めるための調査（反社チェック）業務を現在担当している、または過去3年以内に担当したことがある担当者
3. 有効回答数 612 サンプル
4. 調査方法 インターネットアンケート
5. 調査協力会社 株式会社マクロミル

注意事項

1. 回答率
nは質問に対する回答者数で、100%が何名の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。各設問でnが異なる場合があります。直前の質問等の回答状況により回答対象者が異なる場合があるためです。
2. 単数回答
1つだけ回答する質問です。小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。
3. 複数回答
2つ以上の回答をしてもよい質問です。回答率の合計は通常100.0%を超えます。

■調査の目的・背景

2021年5月、福岡県の暴力団関係事業者に対する指名停止措置等として、代表者が密接交際者であるとして社名公表された九州の事業者が、公表後2週間で倒産に追い込まれる事態となった。代表者の認識の甘さがすべてだが、あらためて反社リスクの重大さを認識させられる事例だといえよう。さらに、2021年8月、特定危険指定暴力団工藤会のトップに福岡地裁が死刑判決を下した。民事での特殊詐欺被害等に対する暴力団対策法上の使用者責任が最高裁で認められたこととあわせれば、暴力団にとっては「大きな抑止」となることは間違いない。一方で、暴力団のさらなるマフィア化や半グレ等の周辺者の活動の活発化が危惧される。

対する企業は、反社リスクの重大さを甘く見積もりすぎているか、暴力団等反社会的勢力の実態の不透明化や手口の巧妙化に対して十分な対策を講じているといえるのか、あらためて問われる局面だといえる。

本調査では、現時点の企業の反社リスク対策の実態を把握するとともに、反社会的勢力の実態とのミスマッチの状況を炙り出し、今後の実務において気を付けるべき点を提言することを目的とする。

■本調査結果のポイント

1. 反社会的勢力排除に向けた内部統制システムの整備状況はまだまだ不十分である。とりわけ、業種でいえば、一般的に反社リスクが高いとされる建設業や不動産業、あるいは卸売／小売業、飲食業など、さらには従業員300人未満の中小企業における取組みの遅れが顕著である。一方、金融事業者や上場企業の取組みはそれ以外の属性に比べて取組みが進んでいるものの、上場企業であっても、内部統制システム上重要である、規程／マニュアル類の整備や反社チェック態勢の整備、社内研修の実施等でさえ5～7割程度の実施率で十分とは言えない状況となっている。
2. 反社会的勢力の定義を明文化していない企業が3割を占める。社内の認識が不統一であれば、その綻びから反社会的勢力が侵入するリスクは増大する。また、元暴力団員や「半グレ」の取扱いについても多様な状況が確認できた。反社リスク対策において、事業者の自立的・自律的な取組みは望ましいが、一部の銀行を含めて反社会的勢力を限定的に捉えることは、反社リスク対策の実効性を著しく阻害することを厳しく認識する必要がある。
3. 反社チェックに活用する情報については、「公助」「共助」「自助」を取り入れて工夫している状況が確認できた。また、業種によって活用する情報の選択が異なる傾向にあることも浮き彫りになった。
4. 反社チェックの対象範囲について、現任役員すべてにまで拡げている事業者は5割、主要株主や

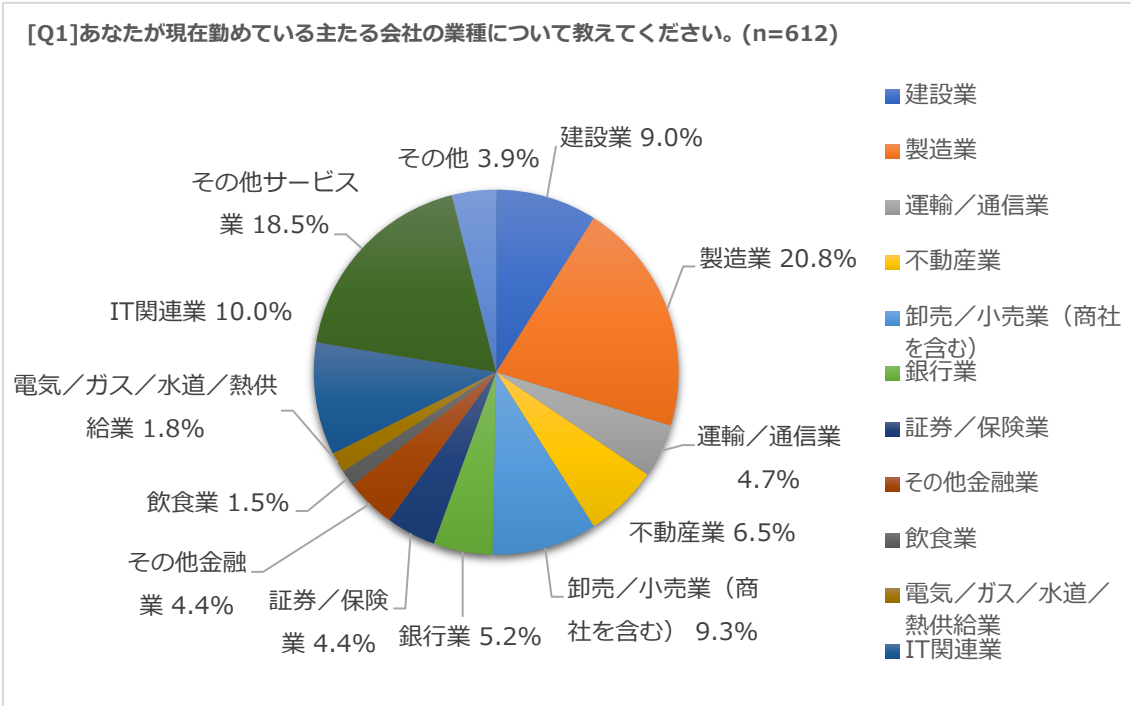
主要取引先まで拡大している事業者は 3 割程度であり、存在の不透明化が進む反社会的勢力の実態とのミスマッチが起きていることが確認できた。さらに、中小企業では「社名」「代表者名」までしか確認していない事業者が多いほか、金融事業者でさえ、十分に対象範囲を拡げていないことも確認できた。

5. 既存取引先の定期チェックについては、概ね 7 割程度はすでに実施している状況である。一方で、疑わしい取引等を認知した際に速やかにチェックを行う仕組み等は十分に整っておらず、反社会的勢力のアプローチに対する認知や初動対応の遅れが懸念される。
6. これまでに新規取引見合わせや既存取引先との関係解消など何らかの取引謝絶を行った企業は 6 割弱に及ぶ。ただし、金融事業者が 8 割に上る一方で飲食業は 3 割程度と、業種によってその水準にはバラつきがある。また、中小企業における取引謝絶の実務の遅れも明らかとなった。全体としては、反社チェックの実効性が高い属性ほど取引謝絶を行った割合は高い傾向にある。一方で、例えば、反社チェックにしっかり取り組めていない傾向が見とれる不動産業においては、取引謝絶の経験の割合が 75%にも上り、それだけ反社リスクの高い業種であることが推察される結果となった。
7. 取引謝絶の対象は、「取引先の役員／主要な従業員」が多い傾向にあり、対象の属性では「暴力団構成員」が多い。反社チェックの実効性と反社会的勢力の不透明化の実態とのミスマッチがあるものの、現状はこれらの「見えやすい」ところから取引謝絶を行っている状況にあると推察される。とりわけ銀行においては、「暴力団構成員」が 8 割を占め、「共生者」や「半グレ」、「その他の反社会的勢力」との取引謝絶は 3 割を切っており、その傾向が顕著である。反社会的勢力の不透明化の実態をふまえれば、取引謝絶に至っていないケースや、そもそも事業者が認知できていないケースがまだ多数存在し、保有する反社リスクは相当高い水準にあるものと考えられる。
8. 取引謝絶に向けた判断について、事業者が主体的に判断するケースが警察に照会するケースより多くなっている点は、自立的・自律的な取組みとして評価でき、さらには、5 年卒業基準にこだわらず慎重さがうかがえるうえ、同姓同名の確認（同一性の精査）の限界をふまえて慎重に対応している状況もうかがえる。一方で、その判断者（意思決定者）については、「反社会的勢力対応部署」等の判断と「取引担当部署」等の判断とで二極化しつつあり、後者の場合、けん制機能という点で危うさは否定できず、反社リスクを適切にふまえた慎重さが求められるといえる。
9. 反社リスク対策の全体的な課題としては、「社内で反社会的勢力排除の重要性や必要性に関する理解を得るのが難しい」、「反社会的勢力排除の意識の浸透やリスクセンスの醸成を図ることが難しい」、「実務に手間やコストがかかりすぎる」、「反社会的勢力の範囲の不明確さ（どこまでが排除対象かが不明確）」、「反社会的勢力に関する情報収集（どこまで情報を収集すればよいかかわらない）」などが上位となった。

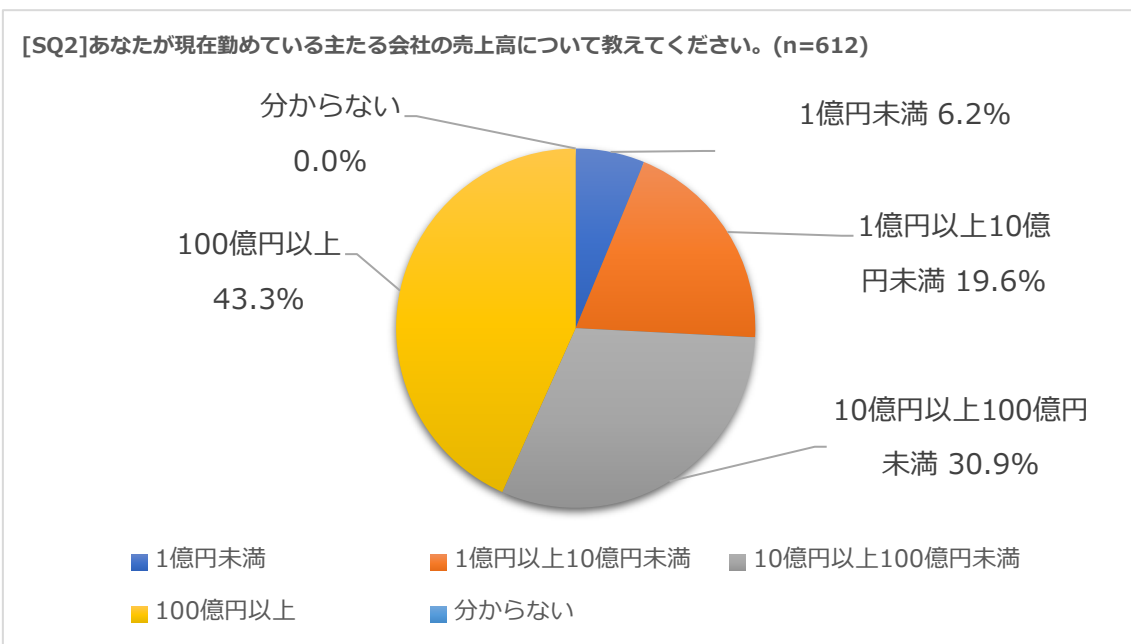
10. 反社リスク対策の実効性は、全体的に反社会的勢力の実態に対峙できるレベルにないことが明らかになった。確かに金融事業者や上場企業などは相対的に高いレベルにあるが、それでも反社チェックのレベルは十分ではない。また、とりわけ、反社リスクが高いとされる業種や、中小企業において取組みの遅れが顕著であることが判明した。業種や企業特性などによっては、これまでの古い事業構造や企業体質から脱却できていないことが背景要因にあることが推測されるが、現状、その実効性の低い反社チェックのレベルや役職員の意識の低さは、反社会的勢力の活動を助長しかねないレベルといえ、経営トップはじめすべての役職員の意識面からの早急な改善、社内態勢の整備（内部統制システムの構築）がまずは必要である。

■回答者属性

Q 1 業種

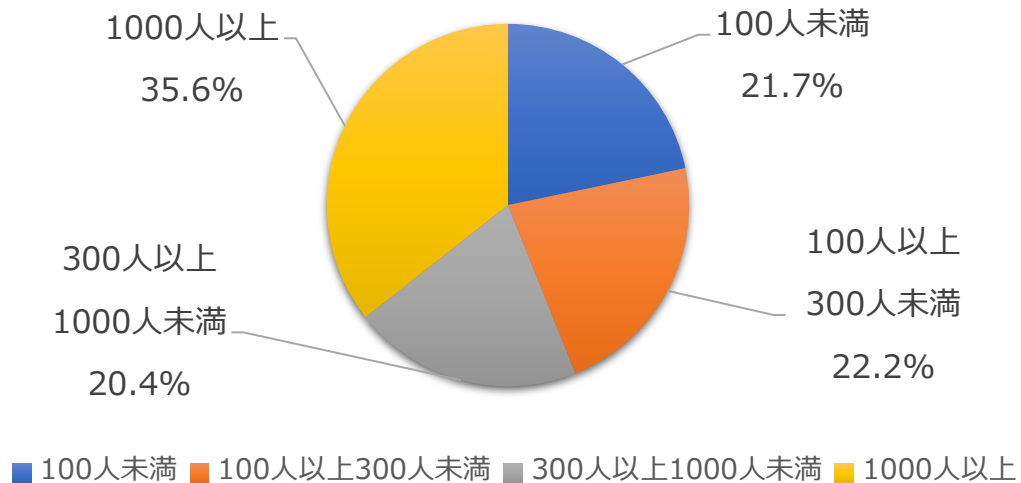


Q2-1 売上高



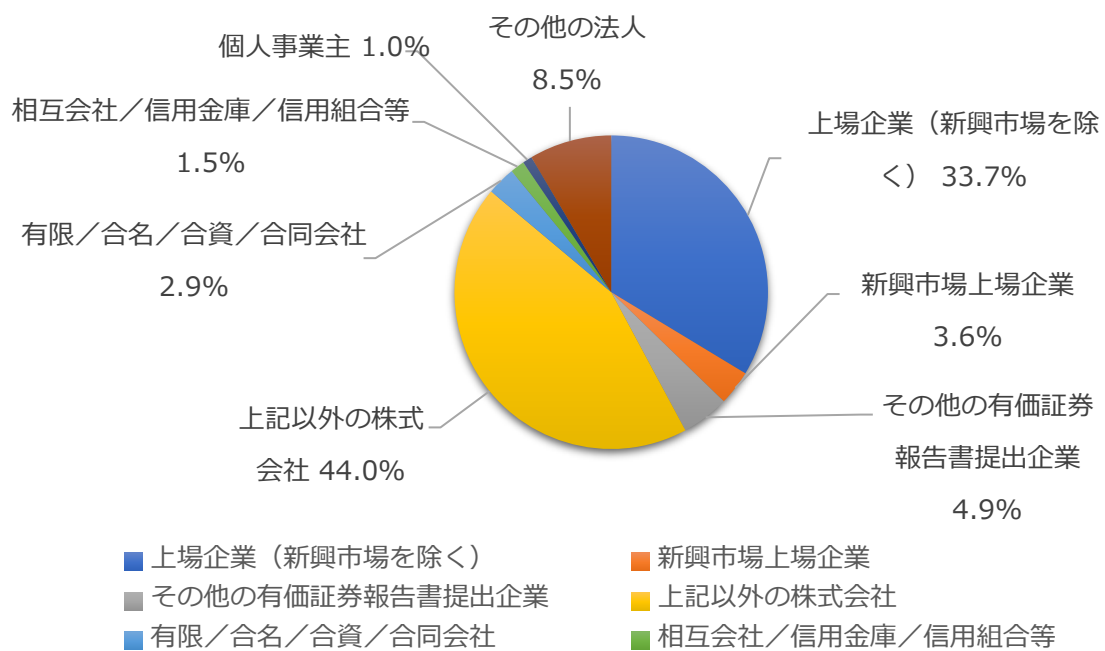
Q 2-2 従業員数

[Q2]あなたが現在勤めている主たる会社の従業員数（パート/アルバイト含む）について教えてください。※正確な数字をご存知でない場合、おおよそで結構ですのでお答えください
(n=612)



Q 3 企業特性

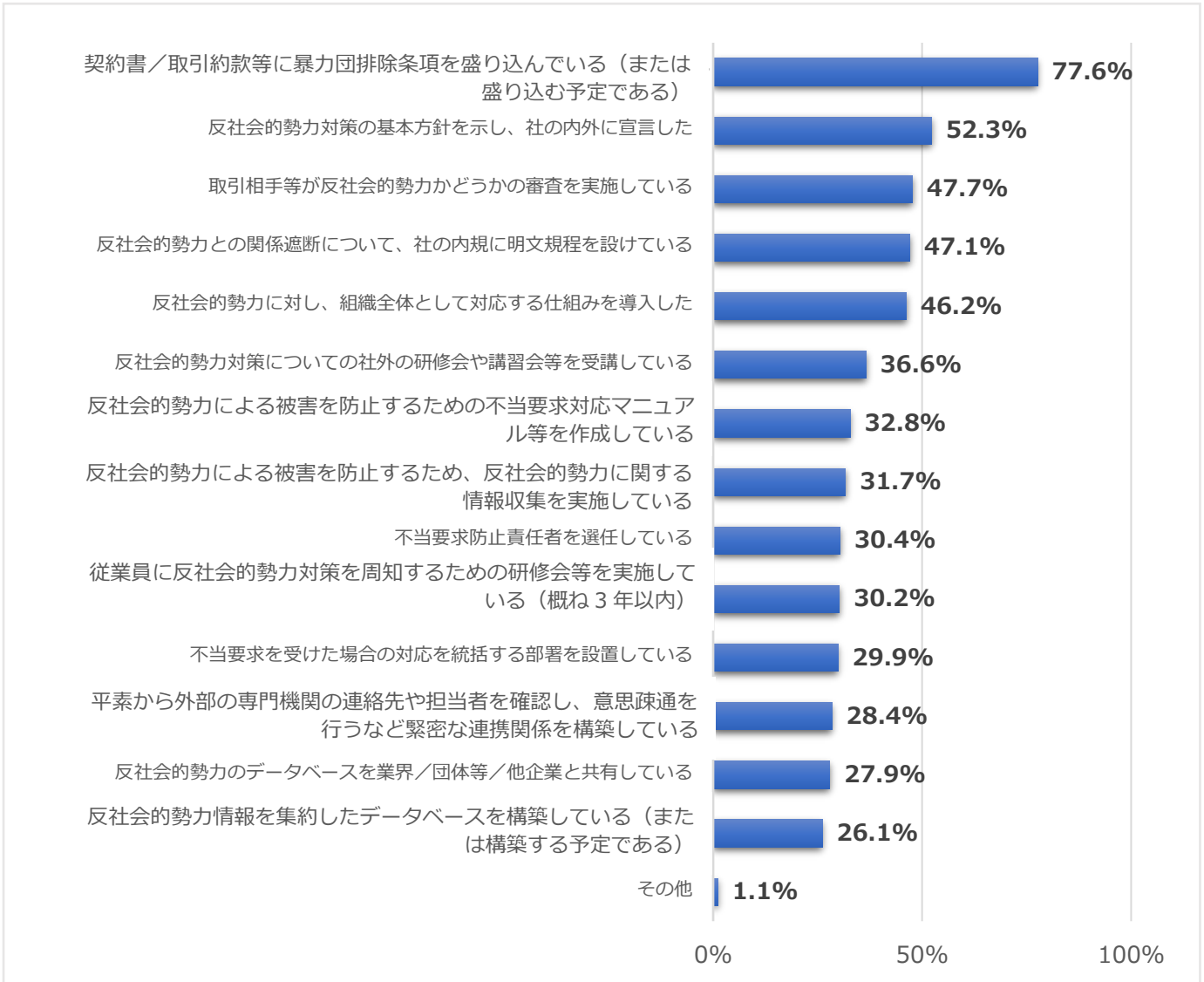
[Q3]あなたが現在勤めている主たる会社の企業特性について教えてください。(n=612)



■本調査

Q 4 政府指針に関する取り組み状況

[Q4]政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に沿った取り組みとして、実際に実施しているものを選んでください。(複数回答) (n=612)



全国暴力追放運動推進センター・日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会・警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課が2020年9月に実施した「令和2年度 企業を対象とした反社会的勢力との関係遮断に関するアンケート（調査結果）」（以下、政府指針アンケート2020）によれば、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」77.6%、「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」39.5%、「取引相手等が反社

会的勢力かどうかの審査を実施している」37.9%などとなっています。概ね本調査の方が10～15ポイント程度高い結果となっていますが、全体的な傾向は概ね変わらないといえます。

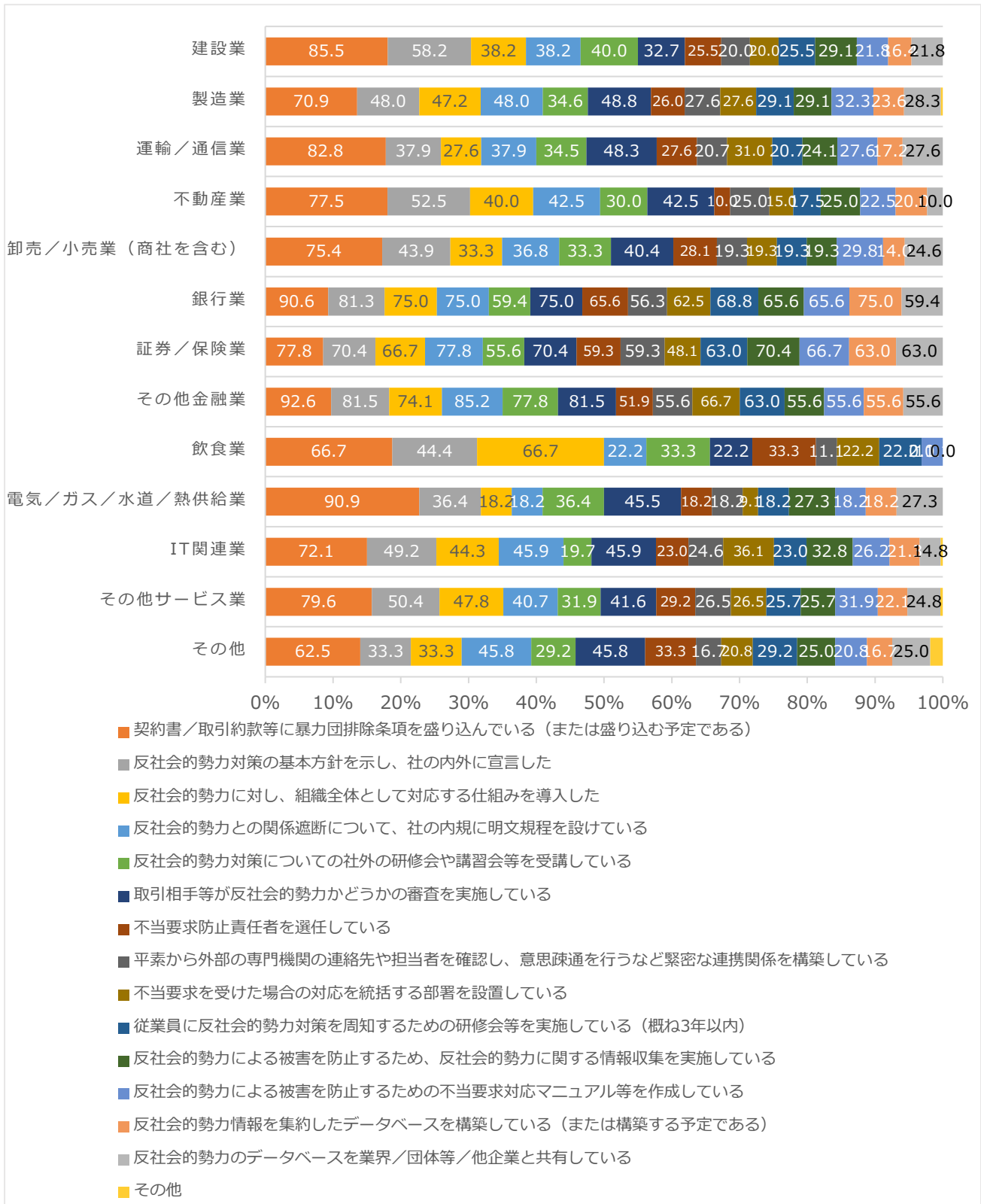
本調査結果からは、「取引相手等が反社会的勢力かどうかの審査を実施している」47.7%、反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」47.1%、「反社会的勢力対策についての社外の研修会や講習会等を受講している」36.6%、「反社会的勢力に関する情報収集を実施している」31.7%、「不当要求対応マニュアル等を作成している」32.8%など、反社チェックの実施率が5割弱、研修の実施が4割弱、社内規定等の策定が5割弱（ただし、不当要求マニュアル策定を加えても最大7割強）にとどまっており、反社会的勢力排除に向けた内部統制システムの整備はいまだ不十分であることがうかがえます。

業種別では、銀行業（全ての項目の平均値69.6%）、証券・保険業（65.1%）、その他金融業（68.0%）の金融系事業者が他の業種（32.2%）より圧倒的に取組みが進んでいることが確認できます。一般的に反社リスクが高いとされる不動産業（30.7%）や建設業（33.8%）をはじめ、卸売／小売業（31.2%）や飲食業（25.4%）などに顕著な遅れが目立つ点が懸念されます。

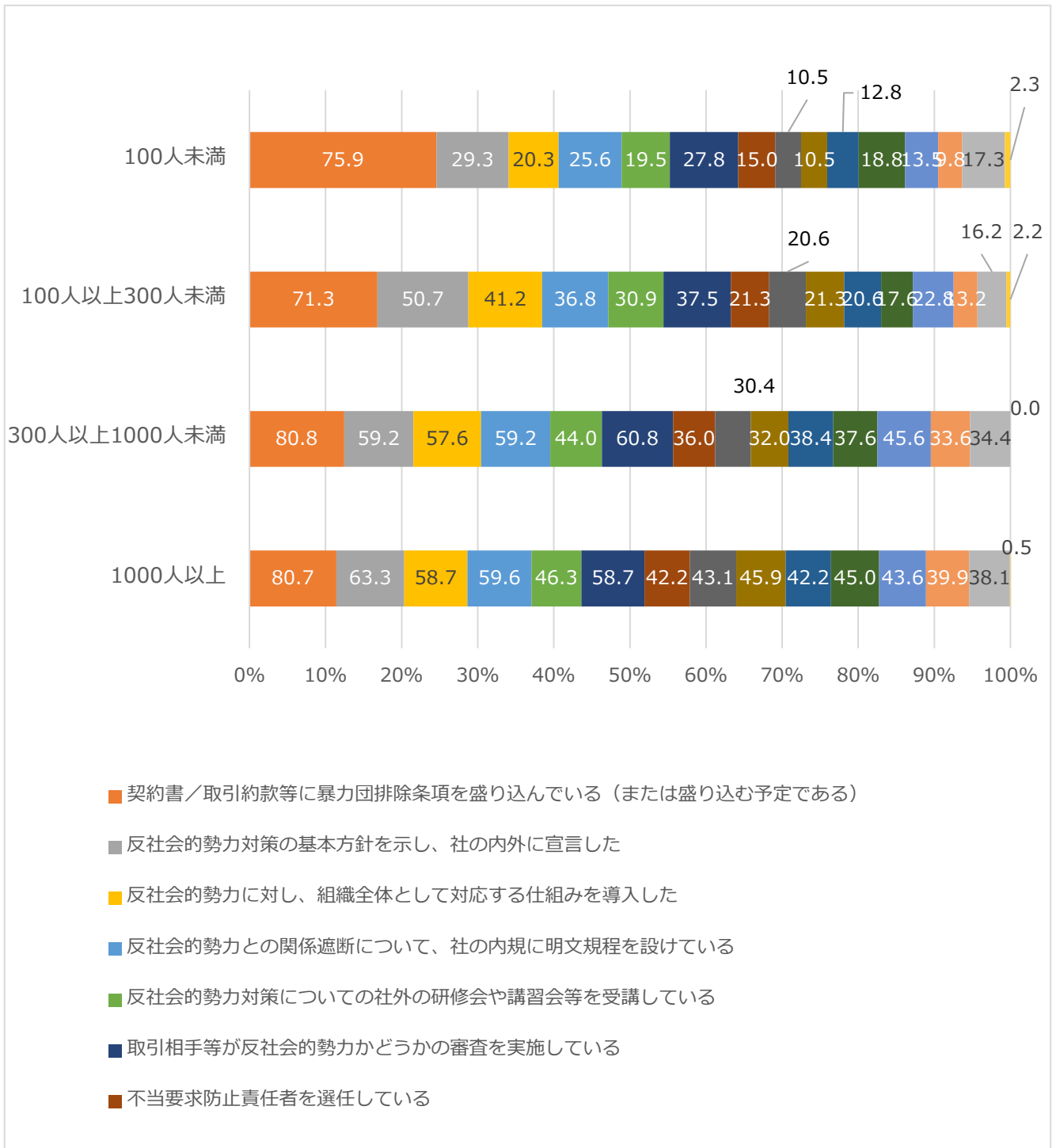
従業員数別では、1,000人以上（50.5%）および300人以上1,000人未満（46.4%）が、300人未満（26.0%）より圧倒的に取組みが進んでいることが確認できます。反社リスクは特定の業種だけではなく、現況をふまれば、中小企業における取組みの遅れは、恰好のターゲットとなりうるおそれがあることを示しています。

企業特性別では、当たり前の結果ですが、上場企業がすべての項目について最も高い割合を示しており、「相互会社／信用金庫／信用組合等」が続きます。一方、「上記以外の株式会社」や「その他の法人」が最も低い割合となっています。ただし、上場企業でも5割に満たない項目が多い点は問題です。

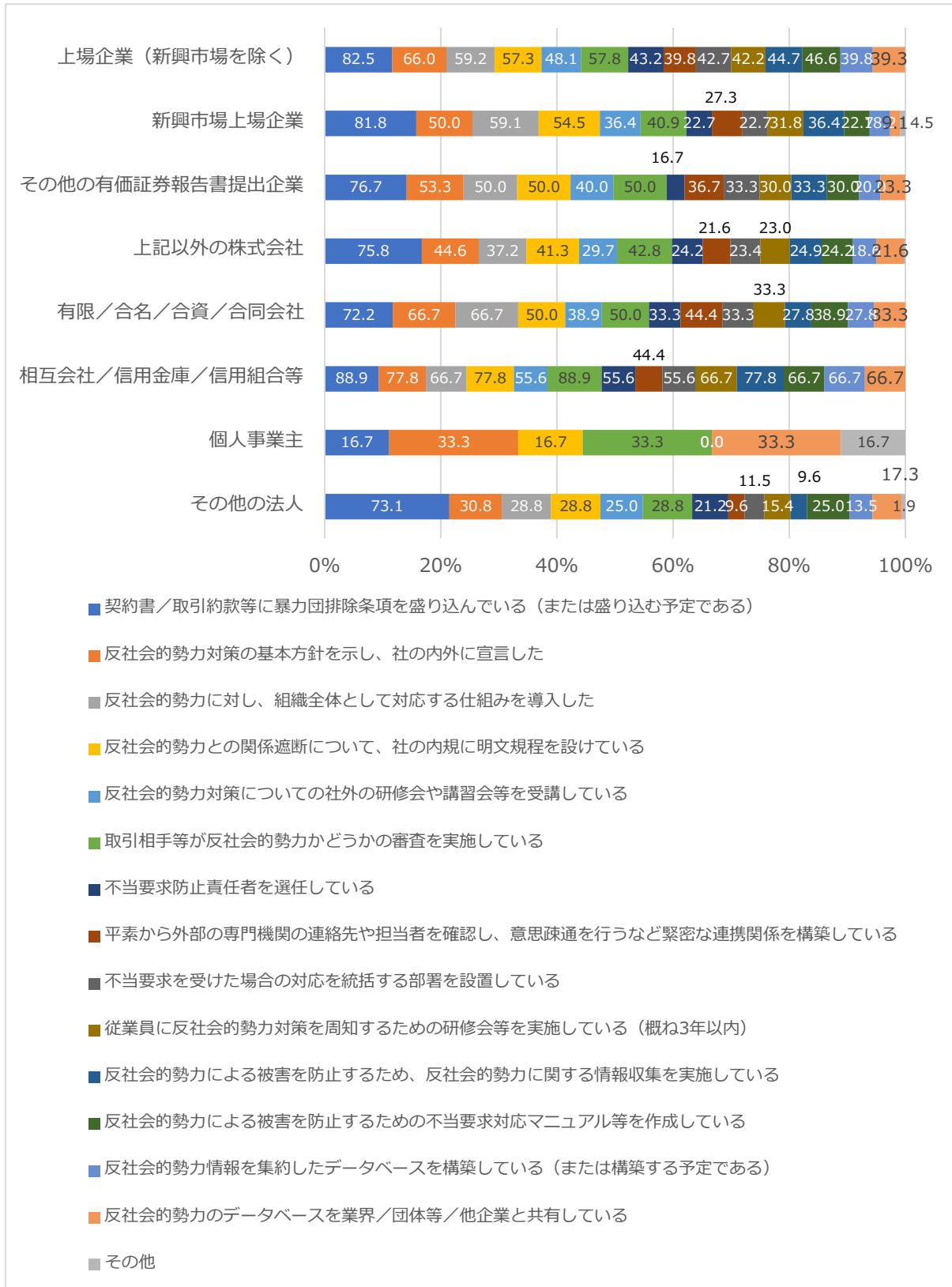
■ 政府指針に関する取り組み状況（業種別）



■ 政府指針に関する取り組み状況（従業員数別）

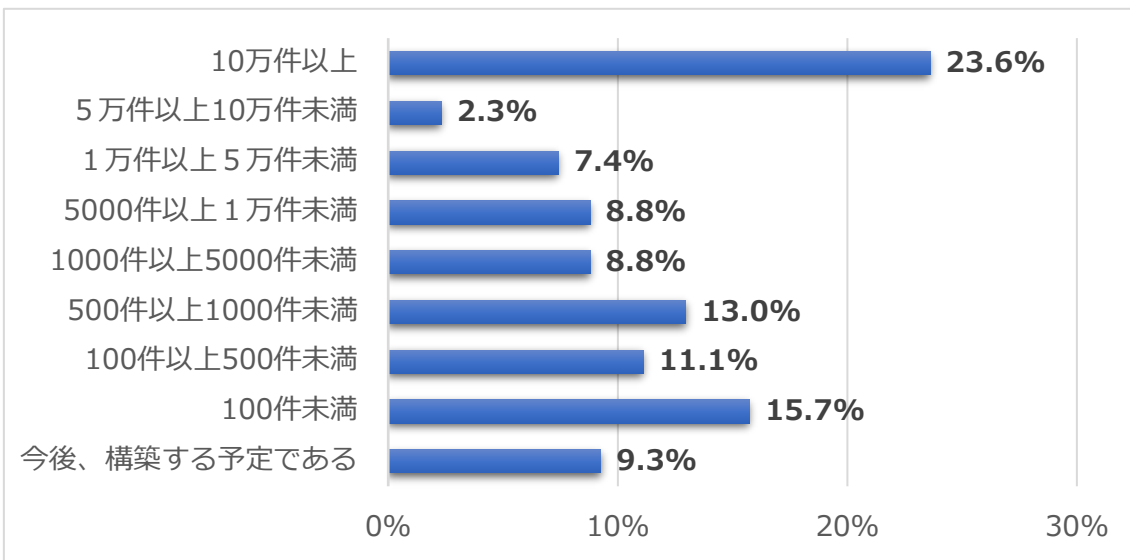


■ 政府指針に関する取り組み状況（企業特性別）



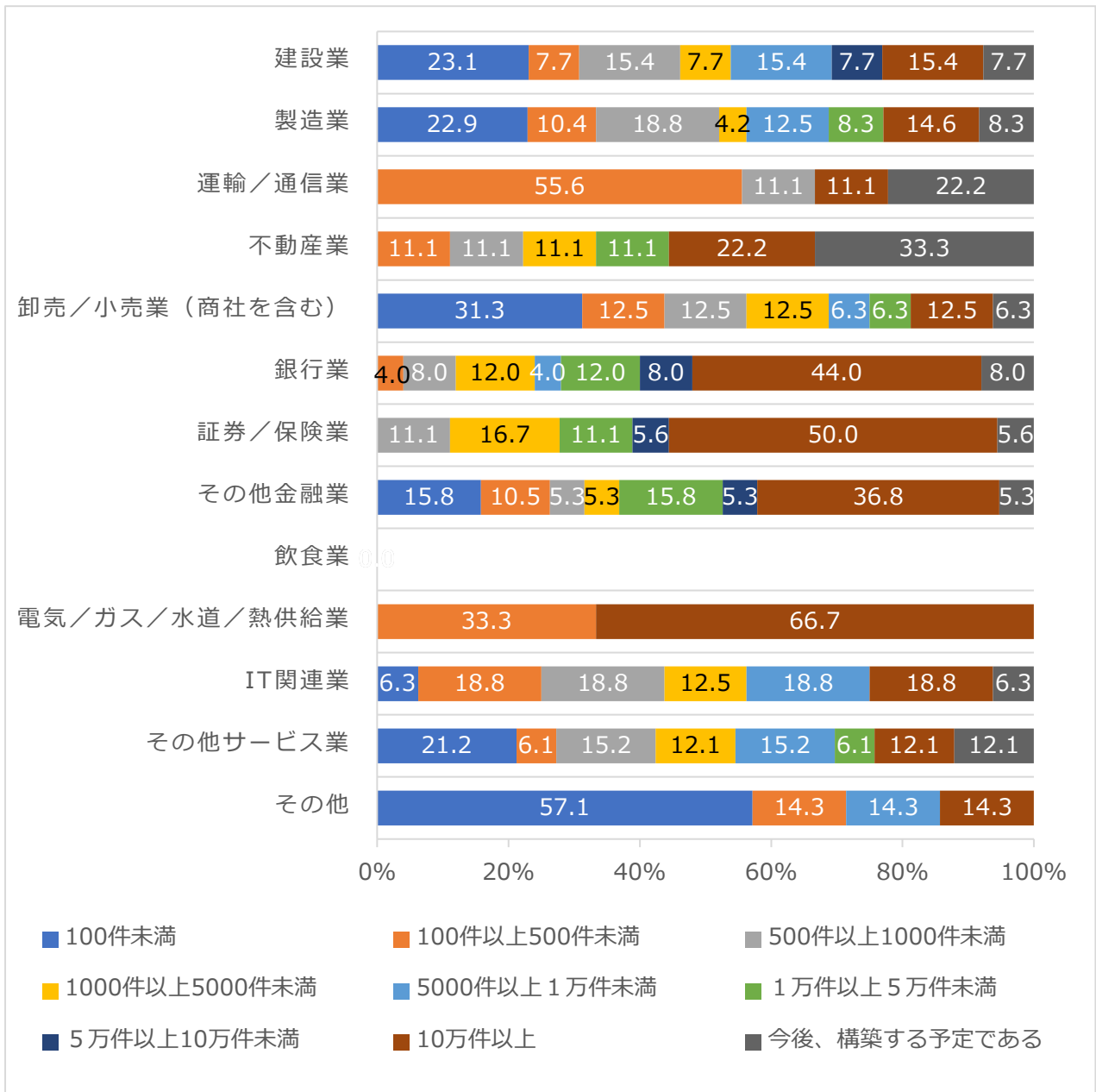
Q5 反社データベースの構築状況

[Q5]前問 Q4 で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している（または構築する予定である）または、反社会的勢力のデータベースを業界／団体等／他企業と共有している」と答えた方に、情報の蓄積件数はどのくらいありますか。(n=612)



反社データベースを構築または構築予定の企業において、その蓄積件数については、10万件以上（構成比23.6%）、100件未満（15.7%）、500件以上1,000件未満（13.0%）などと二極化の傾向が顕著だといえます。さらに、10,000件未満が57.4%（さらに構築予定が9.3%）を占めており、蓄積件数としては十分とはいえず、不十分な反社データベースを過信して反社チェックを実施していても、その実効性には大きな疑問があるといえます。

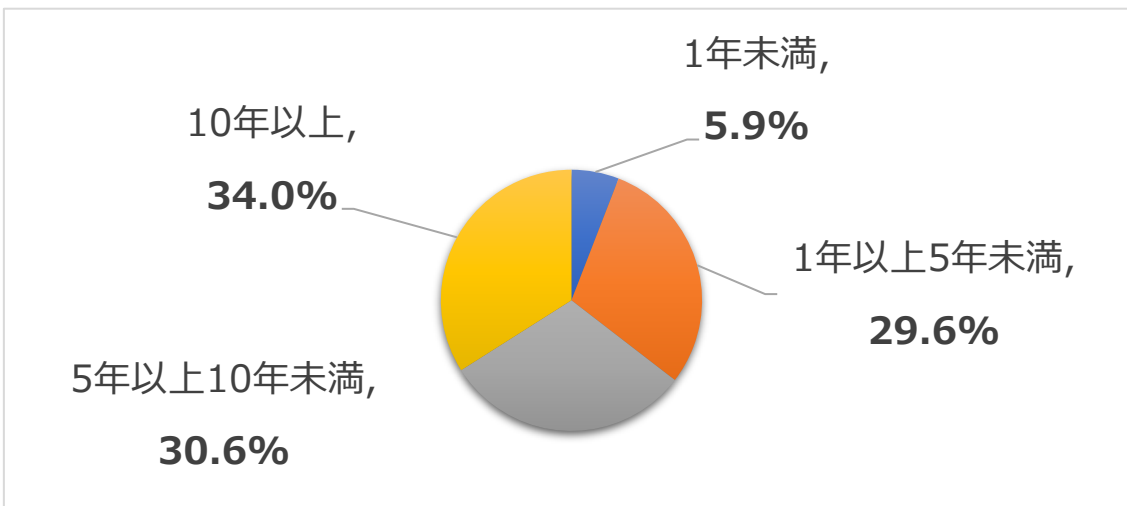
■ 反社データベースの構築状況（業種別）



業種別でみると、とりわけ 10,000 件以上の比率が大きいのは、銀行業（64.0%）、証券／保険業（66.7%）、その他金融業（57.9%）の金融系事業者となります。一方、10,000 件未満の比率が大きいのは、建設業（69.2%）、製造業（68.8%）、卸売／小売業（75.0%）、IT 関連業（75.0%）などであり、これらの業種における取組み状況の遅れが懸念されます。

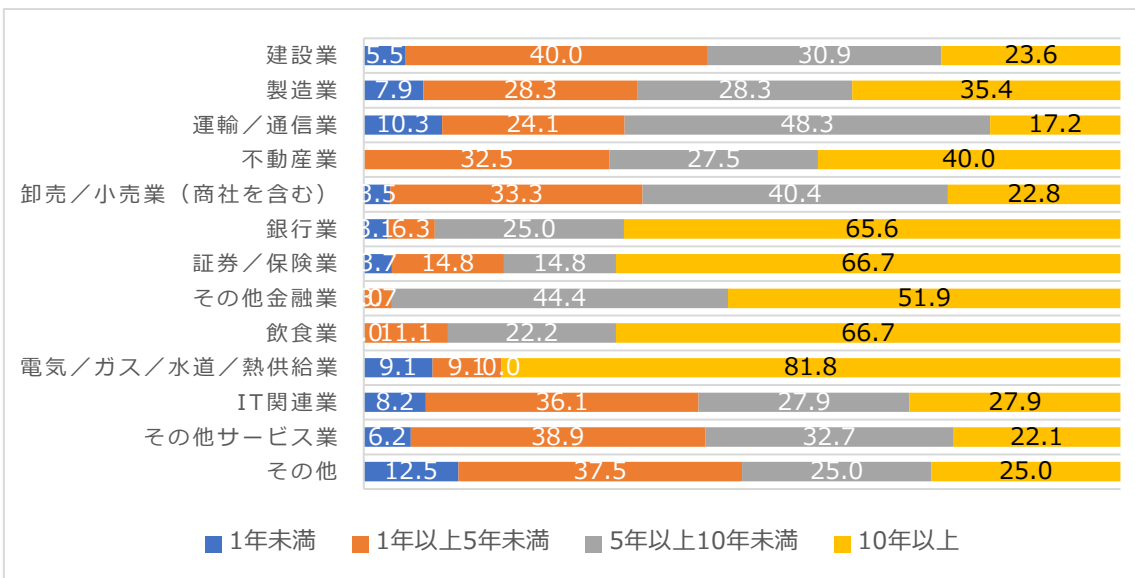
Q6 反社チェックの運用期間

[Q6] 反社チェックを導入してからどのくらい経ちますか。(n=612)



政府指針の発出から12年が経過しましたが、10年以上取り組まれている事業者が34.0%、5年以上では64.4%を占めており、実務が定着しつつあることをうかがわせます。

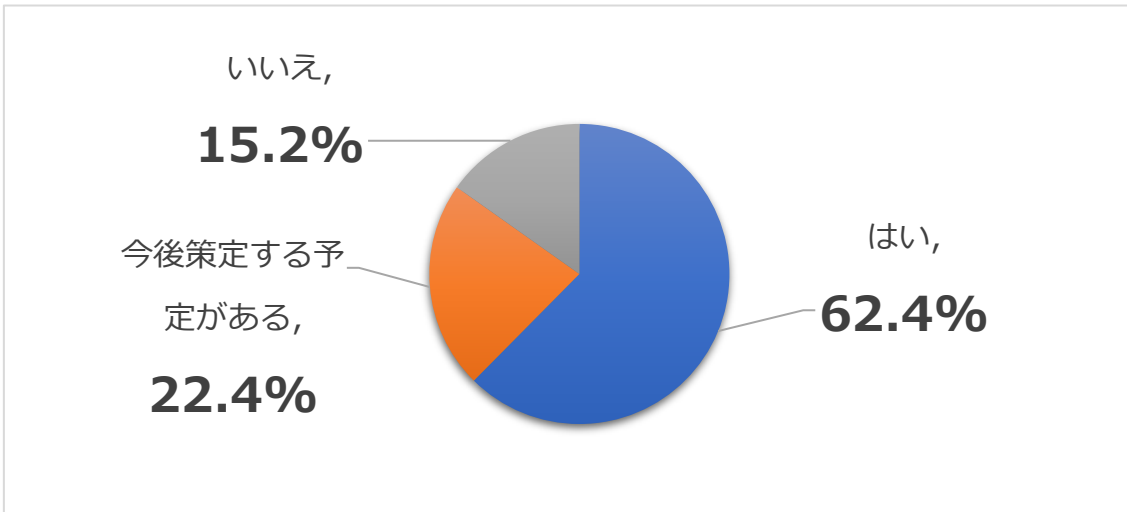
■ 反社チェックの運用期間（業種別）



業種別では、5年以上の比率が高いのは、銀行業（90.6%）、証券／保険業（81.5%）、その他金融業（96.3%）、飲食業（88.9%）などとなっています。一方、5年未満の比率が高いのは、製造業（36.2%）、IT関連業（44.3%）、卸売／小売業（34.5%）、建設業（45.5%）、運輸／通信業（34.5%）、不動産業（32.5%）などとなっています。設立後間もない事業者もあり、運用期間の短さが必ずしも取組みの遅れを示唆しているわけではない点に注意が必要です。

Q7 反社チェックに関する規程／マニュアル類の整備状況

[Q7] 反社チェックに関する規程／マニュアル類は策定していますか。(n=612)

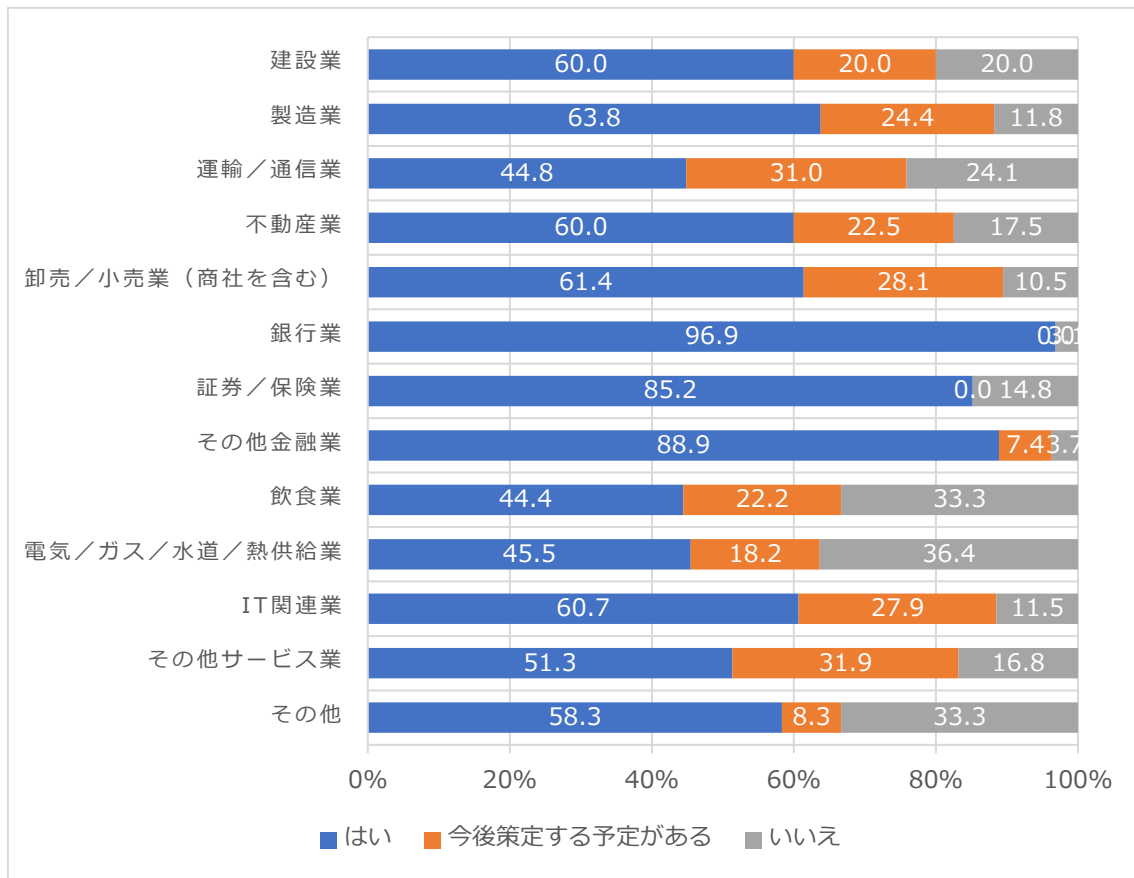


政府指針に関する取り組み状況の項でも確認できますが、反社会的勢力排除に向けた内部統制システム構築のベースとなる規程／マニュアル類をすでに策定している事業者は 62.4%にとどまっています。規程／マニュアル類の制定なくして組織的な対応は難しく、この点に反社リスク対策の現状が反映されているように思われます。

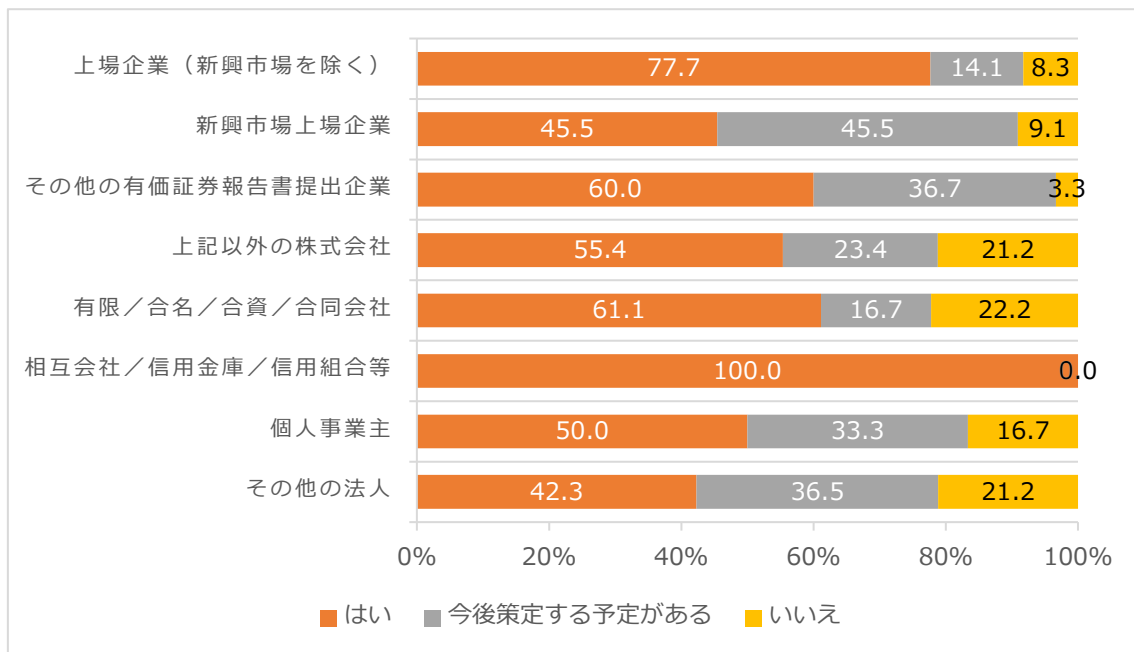
業種別では、整備が進んでいるのは、銀行業（96.9%）、証券／保険業（85.2%）、その他金融業（88.9%）などとなっています。一方、現時点で策定ができていない（「今後策定予定」+「策定していない」）のは、飲食業（55.6%）、運輸／通信業（55.2%）、建設業（40.0%）、不動産業（40.0%）、卸売／小売業（38.6%）、製造業（36.2%）、などとなっています。一般的に反社リスクが高いとされる建設業や不動産業、そして運輸／通信業、飲食業などで取組みの遅れが顕著となっています。

企業特性別にみると、上場企業は 77.7%と最も高いとはいえ、それでも 2 割強では規程／マニュアル類が整備されていない状況を示しています。古くからの上場企業において未整備の場合や上場に向けて規程／マニュアル類を整備したものの、その存在が一部の担当者しか知らない／社内周知されていないといった状況（規程／マニュアル類の形骸化）が考えられ、いずれにせよ、取組み状況が不十分な上場企業の存在が明らかになりました。

■ 反社チェックに関する規程／マニュアル類の整備状況（業種別）

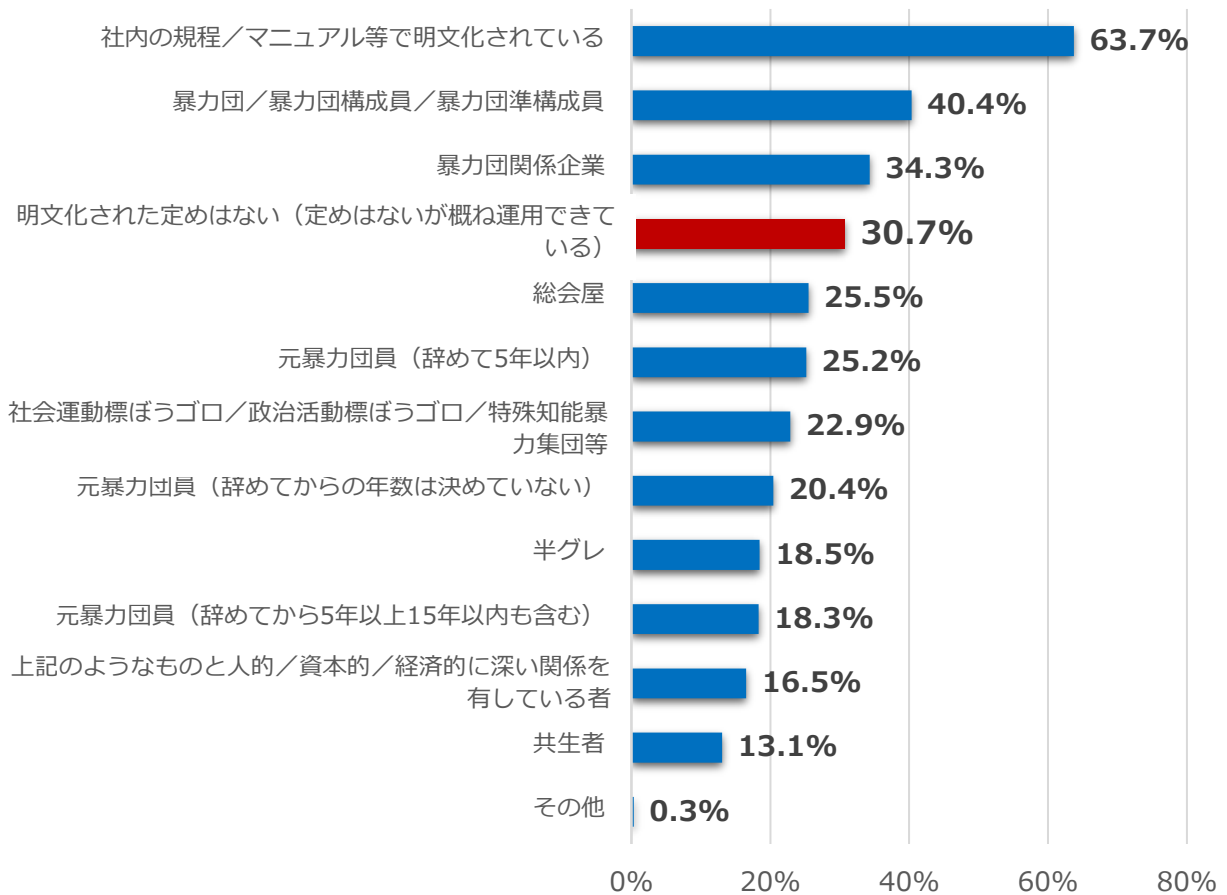


■ 反社チェックに関する規程／マニュアル類の整備状況（企業特性別）



Q8 反社会的勢力の定義

[Q8]反社会的勢力の属性要件の範囲を会社としてどこまでと定めていますか。(複数回答可) (n=612)



反社会的勢力の定義を社内で明文化されている事業者が 63.7%あるものの、明文化されていないが概ね運用できているとする事業者が 30.7%占めている点が注目されます。反社会的勢力の定義が社内で明確にされ、共有されていない場合、最前線の現場において、その関係性を恣意的に解釈する余地が残ることとなり、有効かつ重要な端緒を見逃してしまうリスクがあります。現場が反社会的勢力を狭く捉えていれば、会社が知らない間に反社会的勢力と関係をもってしまう可能性が否定できません。

元暴力団員の扱い方が事業者によって大きく分かれている（多様である）点も注目されます。「辞めて5年以内」が 25.2%、「辞めて5年以上15年以内も含む」が 18.3%、「辞めてからの年数は決めて

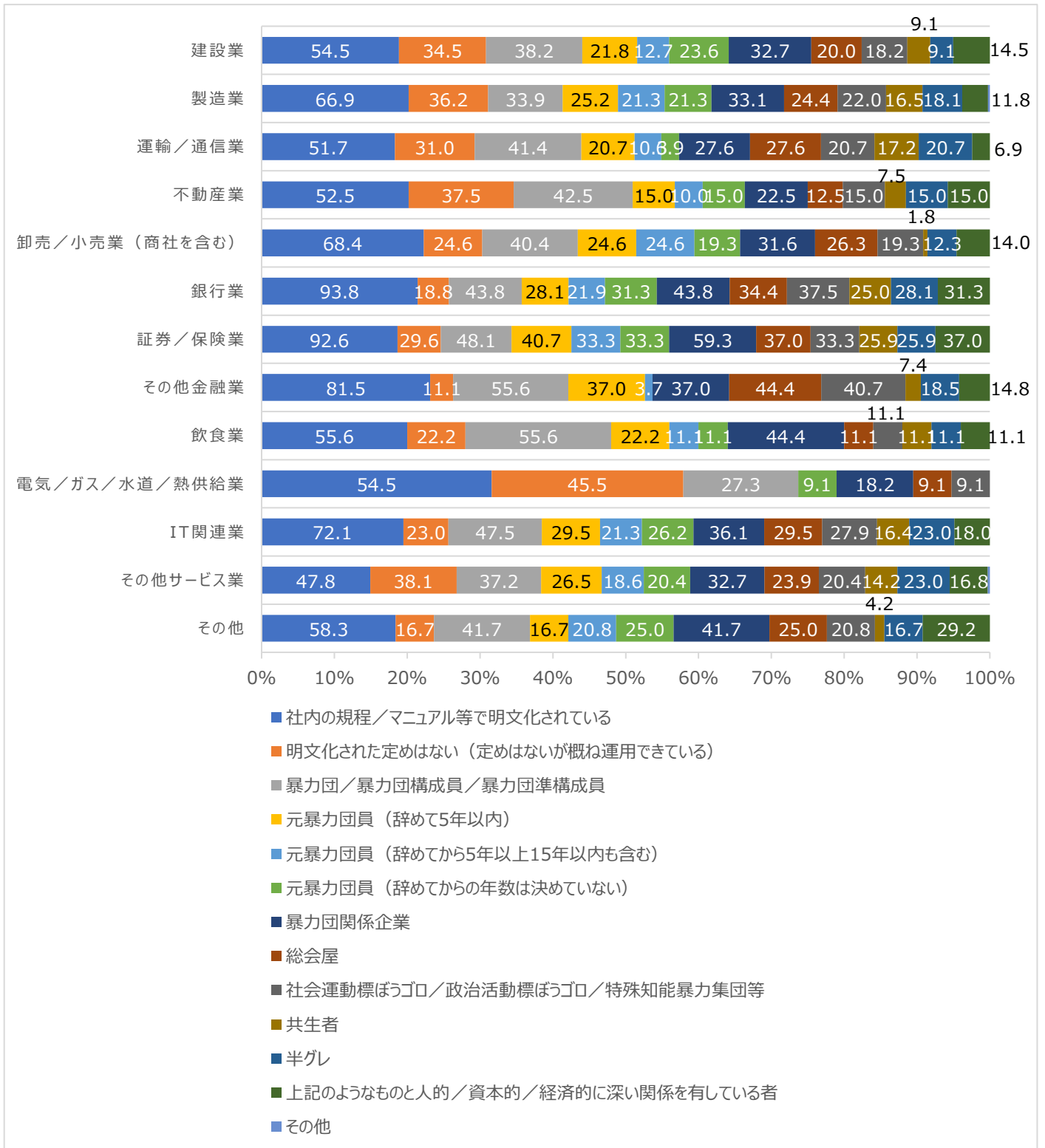
いない」が 20.4%とほぼ拮抗しており、離脱者支援の観点などもあり、実務上の正解が定まっていない中、「辞めて 5 年以内」とする事業者が多いと推測されていましたが、実際には事業者が独自に工夫して取り組んでいる状況がうかがわれる結果となりました。

また、「半グレ」まで含むが 18.5%、「人的／資本的／経済的に深い関係を有している者」まで含むが 16.5%あり、時代とともに範囲を拡大していく反社会的勢力に対応すべく、実務上も反社会的勢力の定義を拡大している事業者も一定数存在することがわかりました。

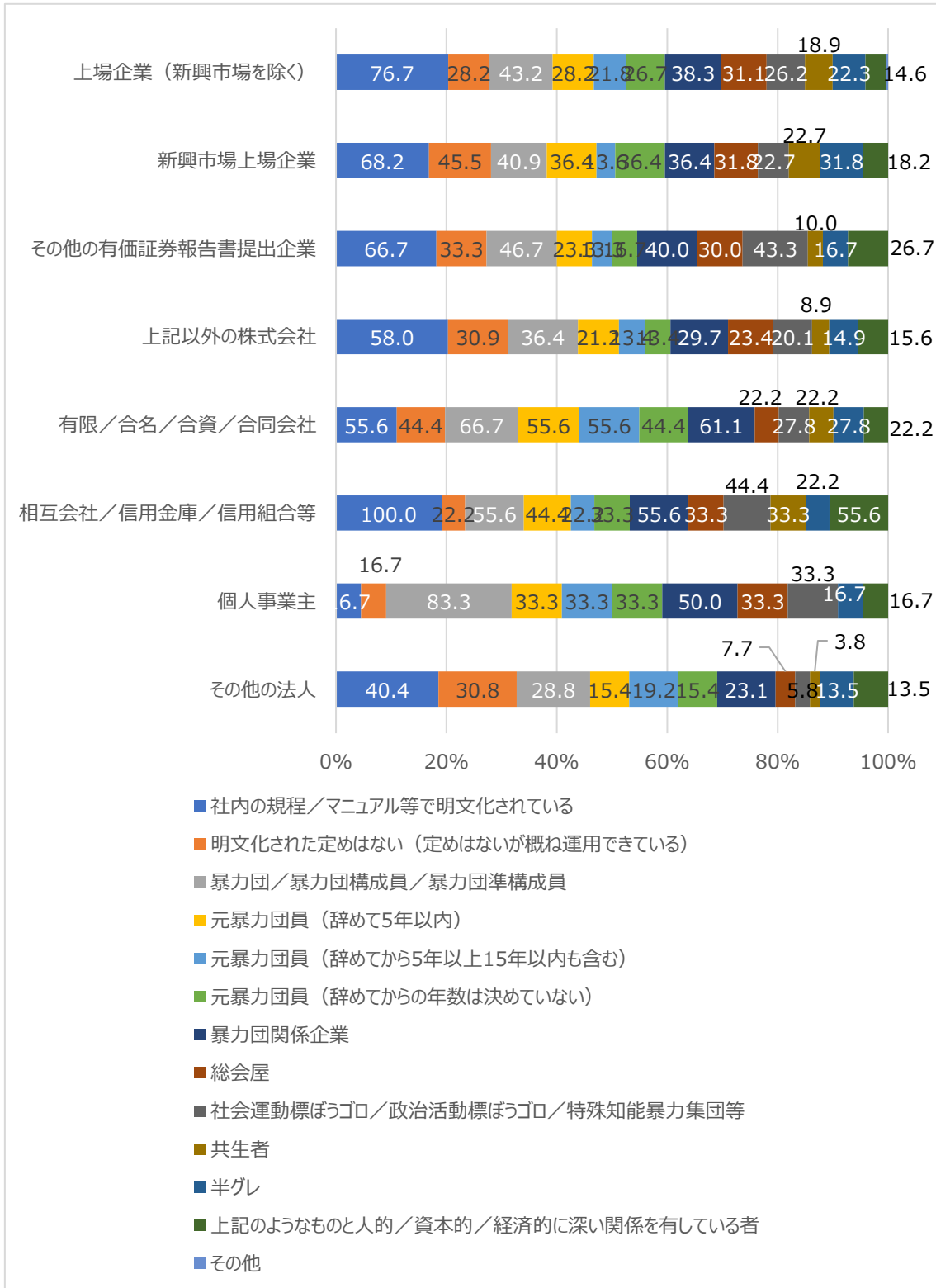
すべての項目の平均（反社会的勢力の範囲の広さを反映）が 27.0%であるところ、業種別では、銀行業、証券／保険業、その他金融業の金融系事業者の平均が 35.7%と、それ以外の平均 24.4%と比較しても大きくなっており、それだけ反社会的勢力の範囲を広く捉えているといえます。しかしながら、例えば、銀行業であっても、元暴力団員の取扱いは、「辞めて 5 年以内」が 28.1%、「辞めて 5 年以上 15 年以内も含む」が 21.9%、「辞めてからの年数は決めていない」が 31.3%と分かれているほか、「半グレ」まで含むのは 28.1%に過ぎず、その捉え方が全体的な傾向同様、多様であることがわかりました。一方で、反社会的勢力を限定的に捉えている銀行も一定数存在することが示唆されており、金融取引からの反社会的勢力排除の実効性に懸念が残るところです。

一方、企業特性別では、「上場企業」の平均が 31.4%であるのに対し、「新興市場上場企業」が 33.7%、「相互会社／信用金庫／信用組合等」が 43.5%となっており、「上場企業」において、反社会的勢力の範囲を十分に広げられていない状況がうかがえます。

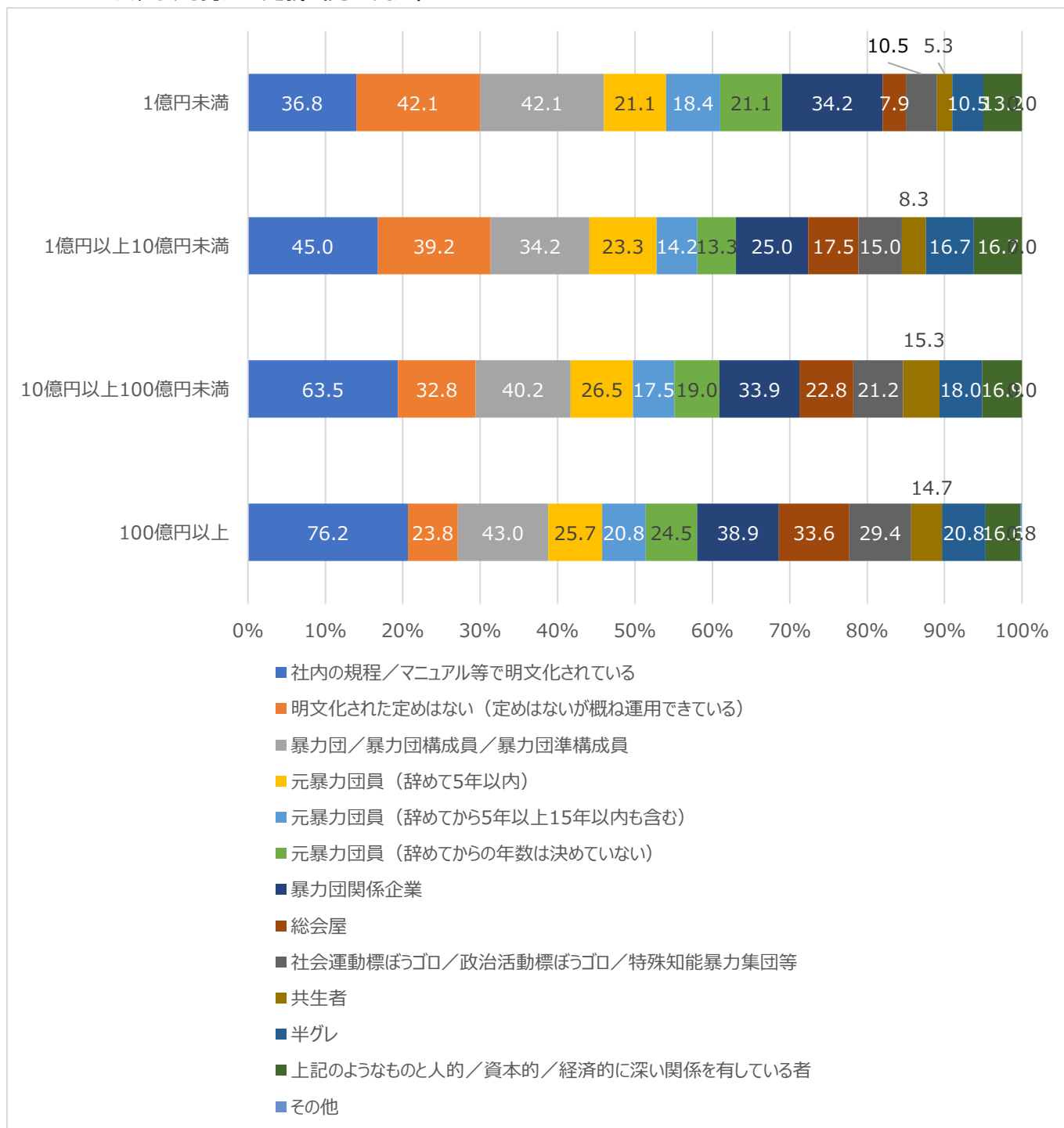
■ 反社会的勢力の定義（業種別）



■ 反社会的勢力の定義（企業特性別）

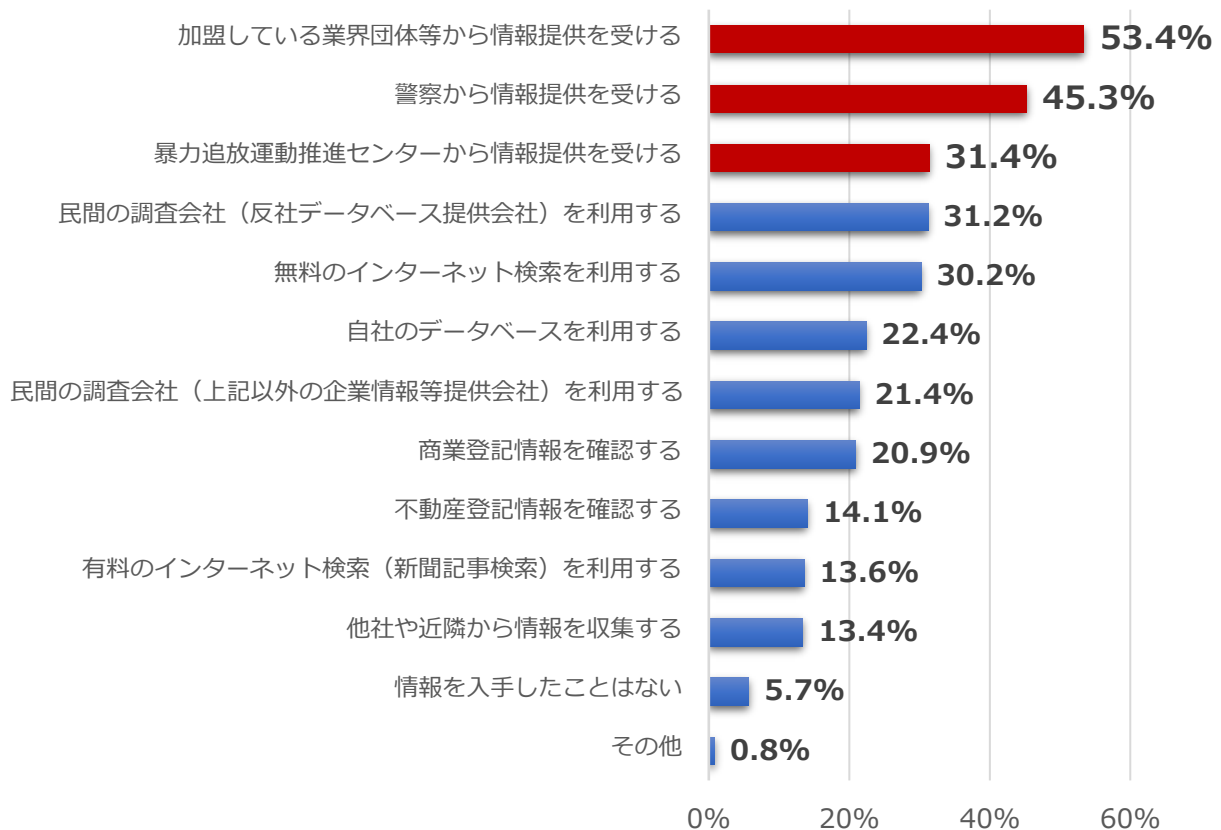


■ 反社会的勢力の定義（売上高別）



Q9 反社チェックに活用する情報

[Q9] 反社チェックはどのような情報を利用して行っていますか。(複数回答可)
(n=612)



反社チェックに活用する情報については、「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」53.4%、「警察から情報提供を受ける」45.3%、「暴力追放運動推進センターから情報提供を受ける」31.4%の「公助」～「共助」の活用が上位を占めている点が特徴的です。一方で、「民間の調査会社（反社データベース提供会社）を利用する」31.2%、「無料のインターネット検索を利用する」30.2%、「民間の調査会社（上記以外の企業情報等提供会社）を利用する」21.4%、「自社のデータベースを利用する」22.4%、「有料のインターネット検索（新聞記事検索）を利用する」13.6%など、「共助」～「自助」の活用も一定数存在しており、情報入手経路が多様化している実態や、複数の手法を用いて情報を収集している実態もうかがえる状況です。

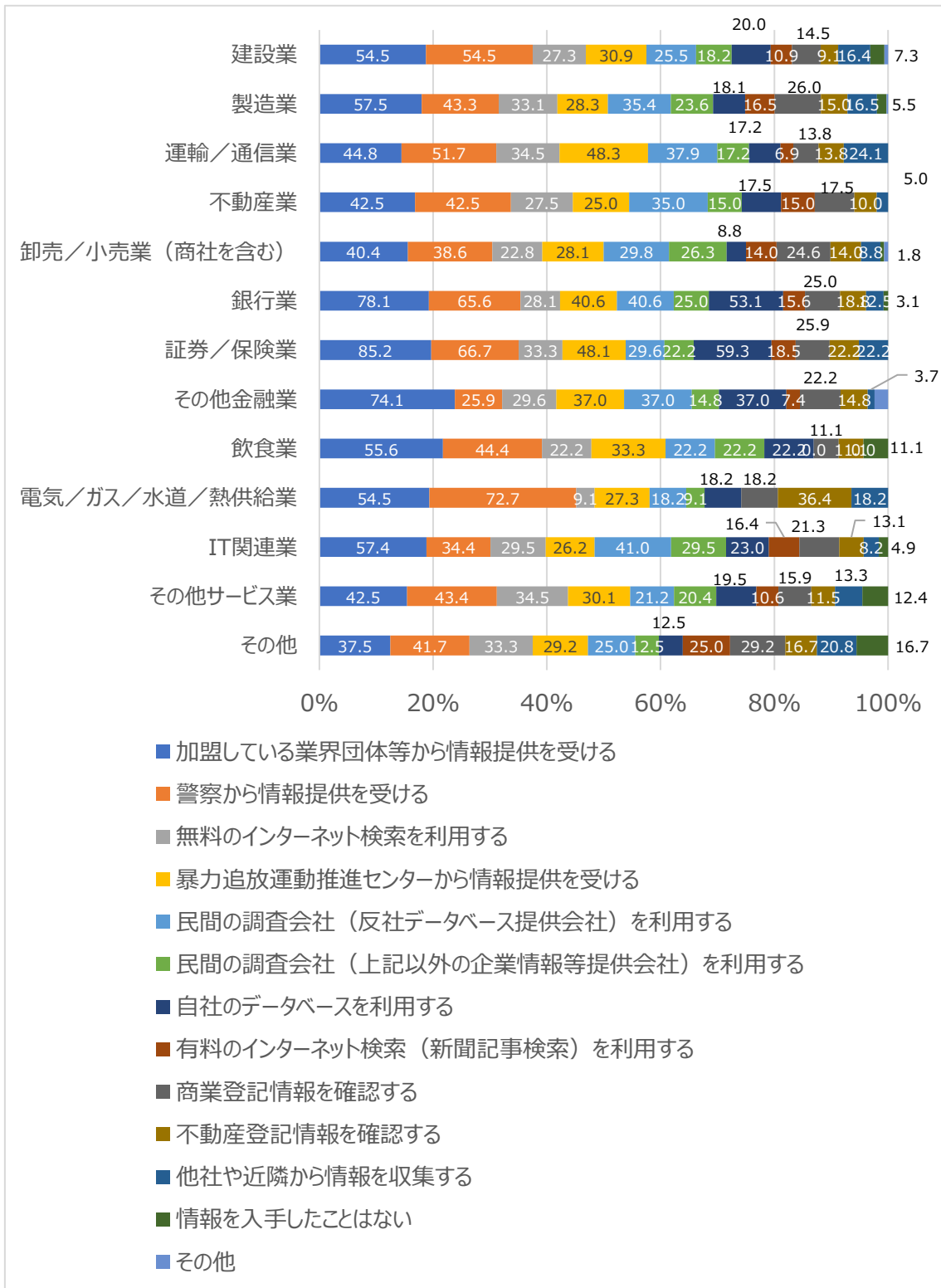
上記で指摘した「公助」～「共助」の3項目以外について、業種別では、例えば銀行業では、「自社のデータベースを利用する」53.1%と「民間の調査会社（反社データベース提供会社）を利用する」40.6%が高く、「無料のインターネット検索を利用する」28.1%が全体より低くなっている点が興味深いと

ころです。それに対して、IT 関連業では、「民間の調査会社（反社データベース提供会社）を利用する」41.0%、「民間の調査会社（上記以外の企業情報等提供会社）を利用する」29.5%と他の業種より高くなっています。また、建設業では「公助」～「共助」に依存する傾向がある、製造業では「商業登記情報を確認する」が他の業者に比べて高いといった特徴がみられます。さらに、不動産業では「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」42.5%、「暴力追放運動推進センターから情報提供を受ける」25.0%、「他社や近隣から情報を収集する」5.0%など相対的に他の業種より低く、取組みの実効性に課題が見られます。業種別で、多様な特徴が見られる点は、大変興味深いといえます。

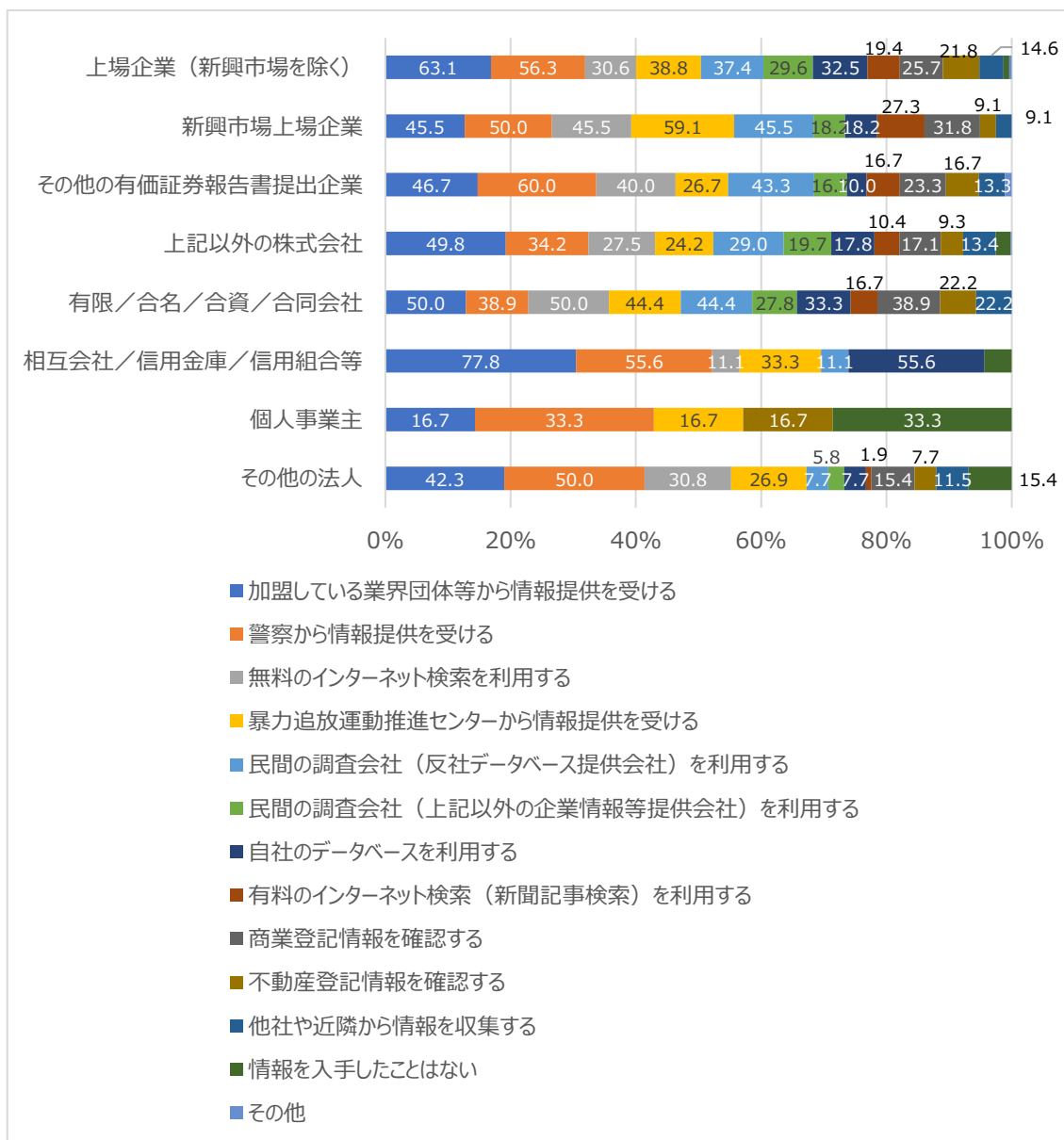
企業特性別でみると、「上場企業」は「公助」～「共助」の割合が高く、「自社データベース」の活用割合も高いのですが、「新興市場上場企業」では、「無料のインターネット検索」や「暴追センター」「民間の調査会社」の活用がより行われているという結果となりました。

従業員数別でみると、300 人以上と 300 人未満とで大きく異なる点が注目されます。300 人未満の事業者では、「公助」～「共助」の取組みでさえ相対的に低く、民間調査会社や自社のデータベース等の活用も遅れている状況（ただし、「無料のインターネット検索を利用する」は平均に近い）が確認できます。企業規模により反社チェックの手法が異なること、中小規模の実務に課題があることが明確です。

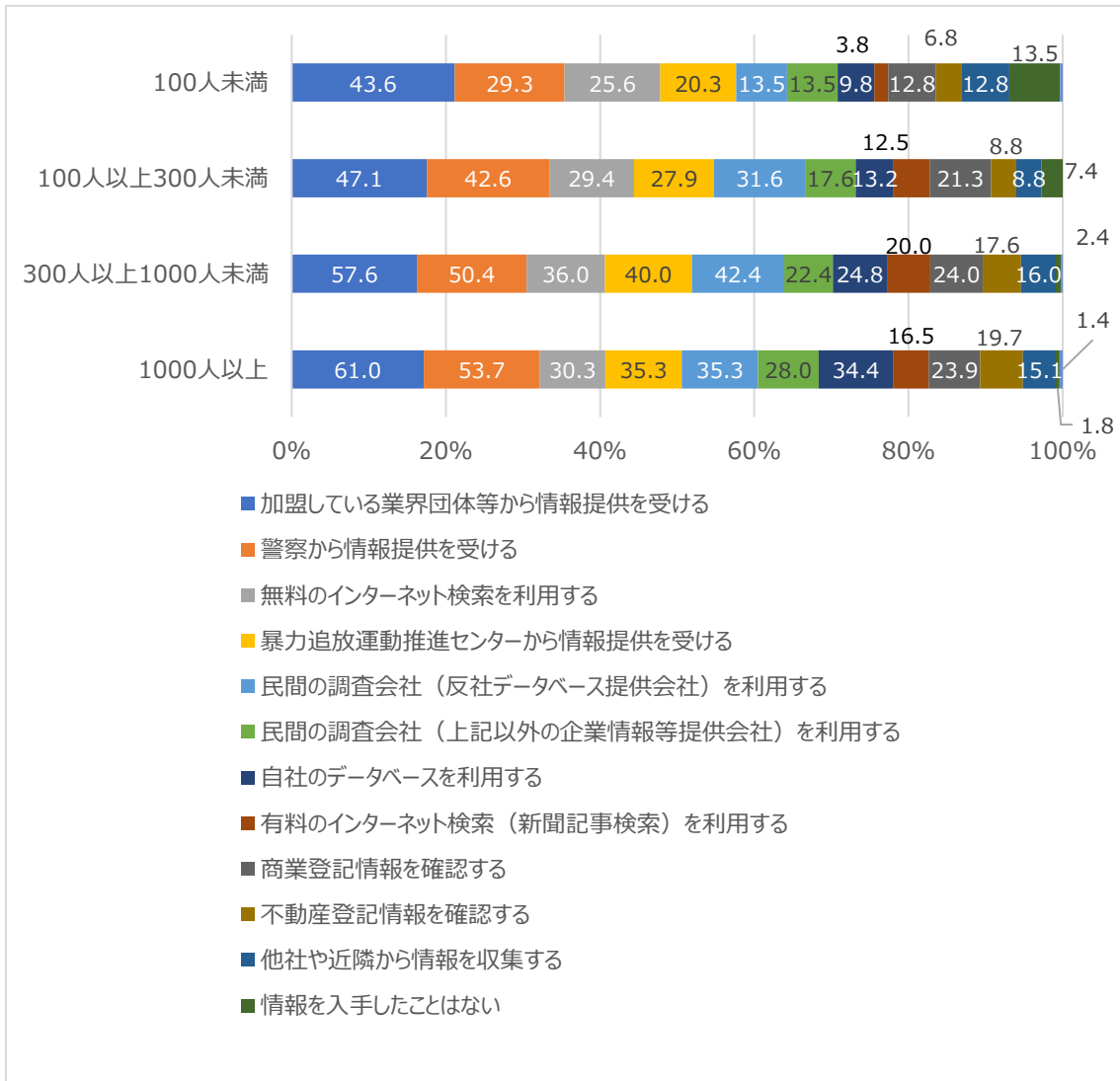
■ 反社チェックに活用する情報（業種別）



■ 反社チェックに活用する情報（企業特性別）

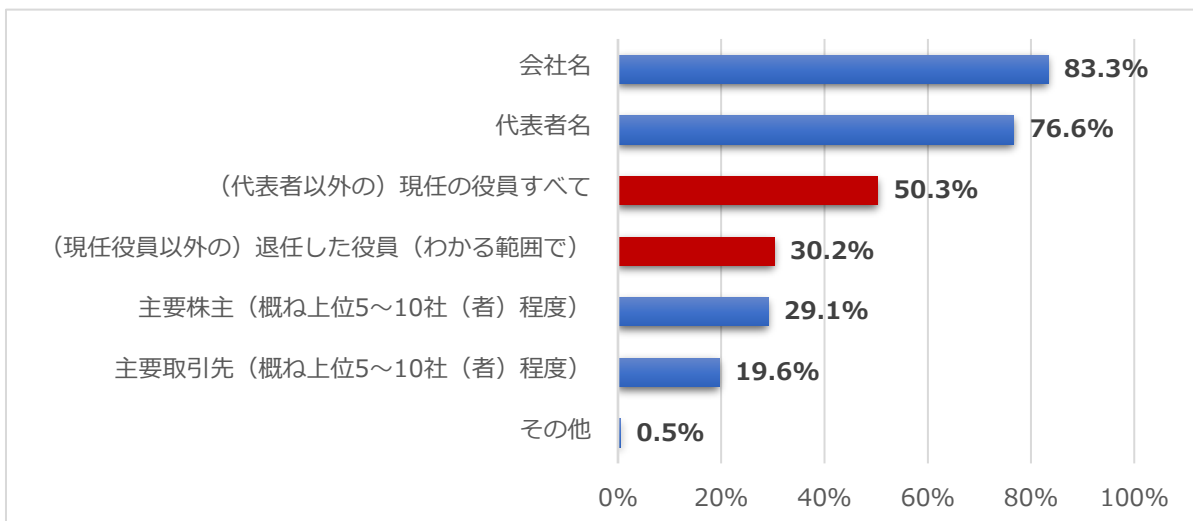


■ 反社チェックに活用する情報（従業員数別）



Q10 反社チェックの対象範囲

[Q10]反社チェックの対象としてどのような範囲まで拡げて行っていますか。(複数回答可) (n=612)



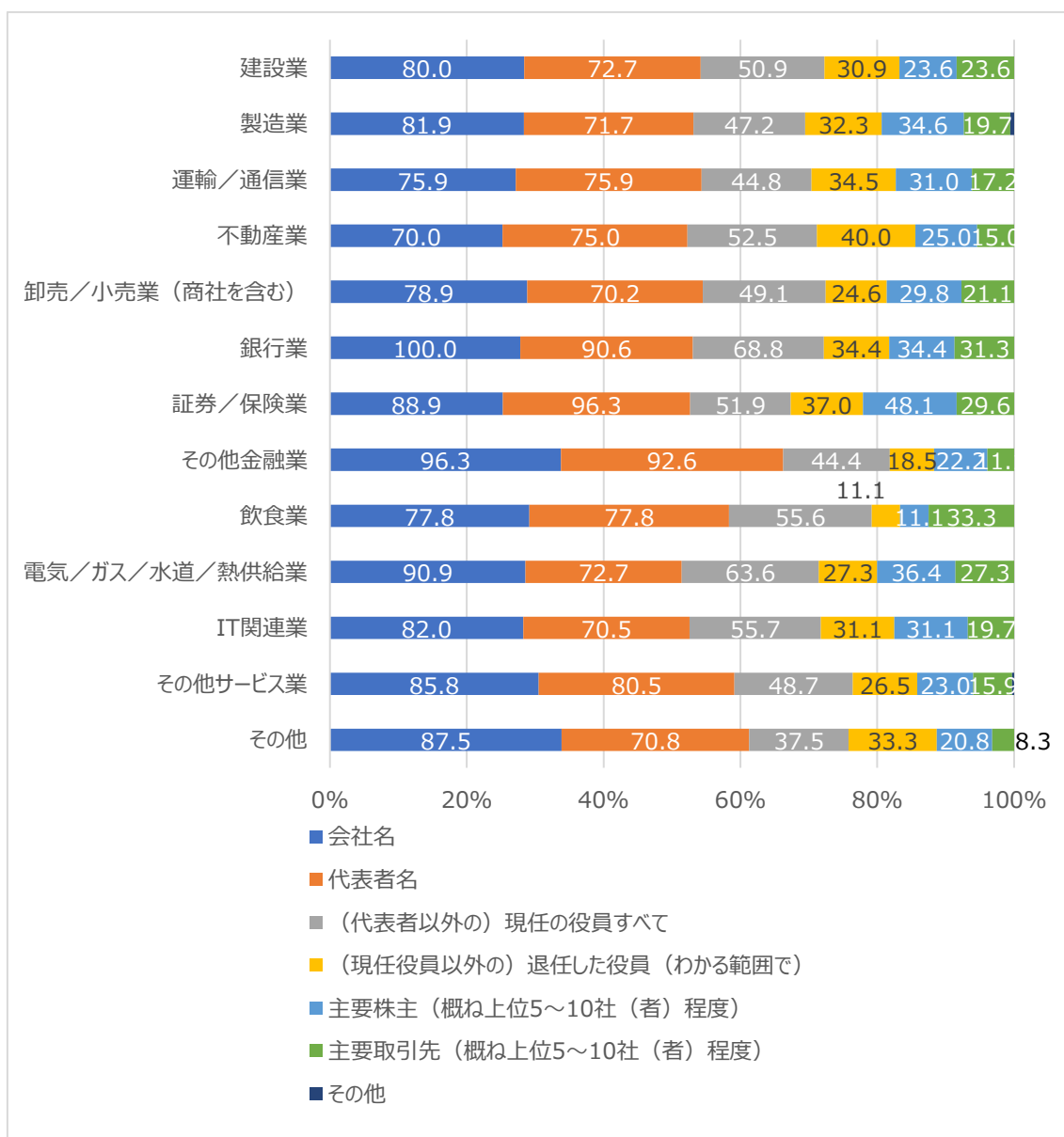
反社チェックの対象範囲として、「会社名」「役員名」までは多くの企業が含めていることが確認できます。一方で、現任役員まで対象としているのは5割、主要株主や主要取引先まで対象としているのは3割弱となっていることも分かりました。反社会的勢力が不透明化の度合いを深める中、現行の反社チェックの対象範囲との間でミスマッチが発生しており、今のままでは反社会的勢力を捕捉することは難しいという厳しい現実が浮き彫りになったともいえます。

業種別でも大きな傾向は同じですが、業種によってさまざまな特徴が見られます。例えば、銀行業においては、「現任役員すべて」まで含める事業者の割合は68.8%と他の業種よりも高いとはいえ、3分の1はそこまで調べていない実態があるといえます。また、不動産業では、「退任した役員」を含める割合がすべての業種の中で最も高い結果となりました（反社会的勢力の実態を知る現場の経験からチェック対象に含める実務が定着している可能性が示唆されます）。さらに、製造業では、「主要株主」を含める割合が、飲食業では「主要取引先」を含める割合が、それぞれすべての業種の中でも相対的に高くなっています。これらの特徴は、反社チェックの導入より実施していたと考えられる与信管理などを含む「取引先管理」のあり方が色濃く反映されているのではないかと推測されます。

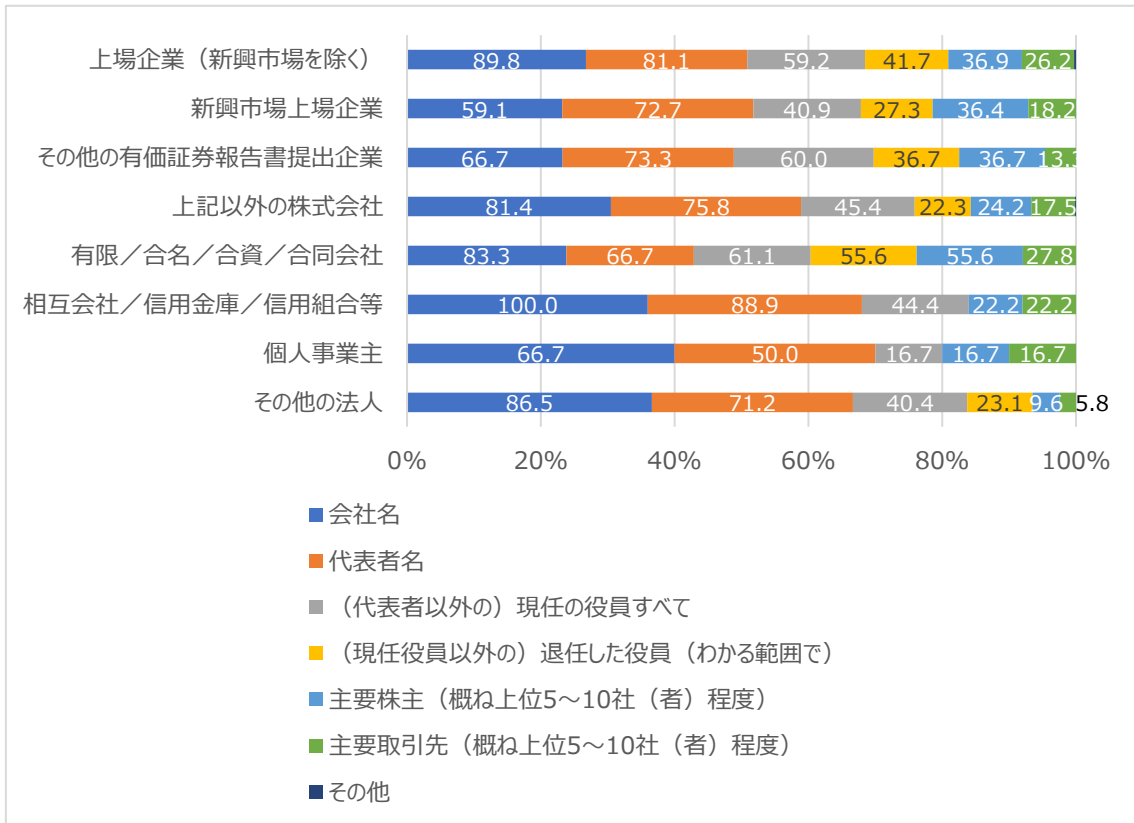
企業特性別でみると、「上場企業」が「新興市場上場企業」より対象範囲を拡げて実施している状況がうかがえます。特に、「主要株主」「主要取引先」を含めている割合は銀行業とほぼ同じ水準です。

従業員数別でみると、他の項目同様、300人以上と300人未満とで大きく異なる点が注目されます。300人未満の事業者では、すべてについて割合が相対的に低く、その数字の状況から「会社名」のみ、「代表者名」のみで反社チェックが実施されている事業者が多いことが推測されます。300人以上では逆のことがいえませんが、企業規模により反社チェックの手法が異なること、中小規模の実務に課題があることが明確です。

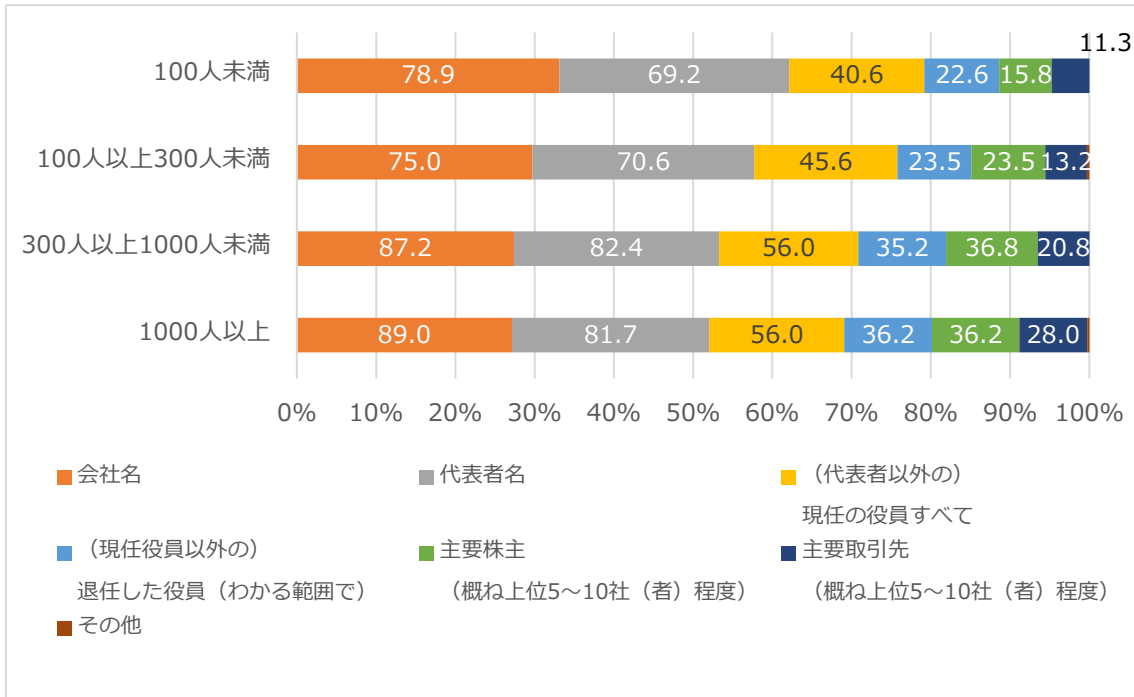
■ 反社チェックの対象範囲（業種別）



■ 反社チェックの対象範囲（企業特性別）

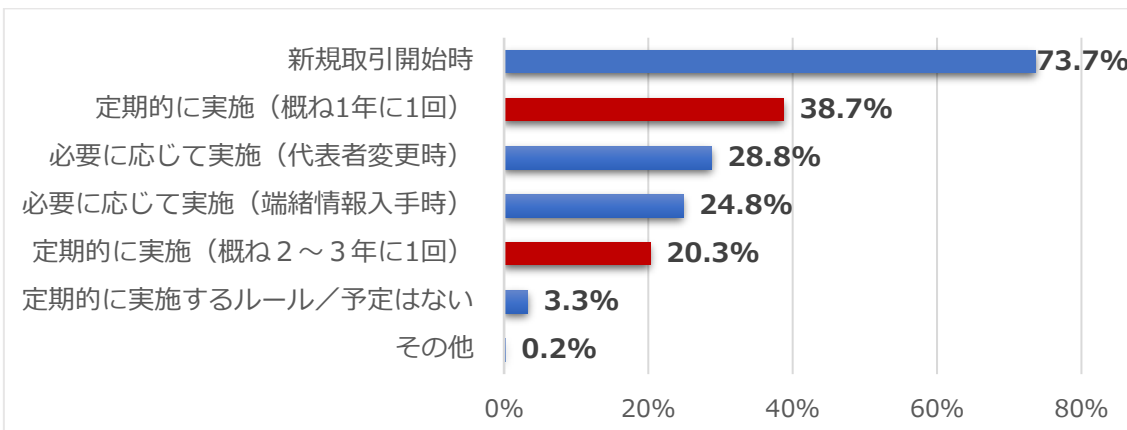


■ 反社チェックの対象範囲（従業員数別）



Q 1 1 新規取引開始時／既存取引先に対する反社チェックの実施状況

[Q11] 反社チェックをどのようなタイミングで実施していますか。(複数回答可)
(n=612)



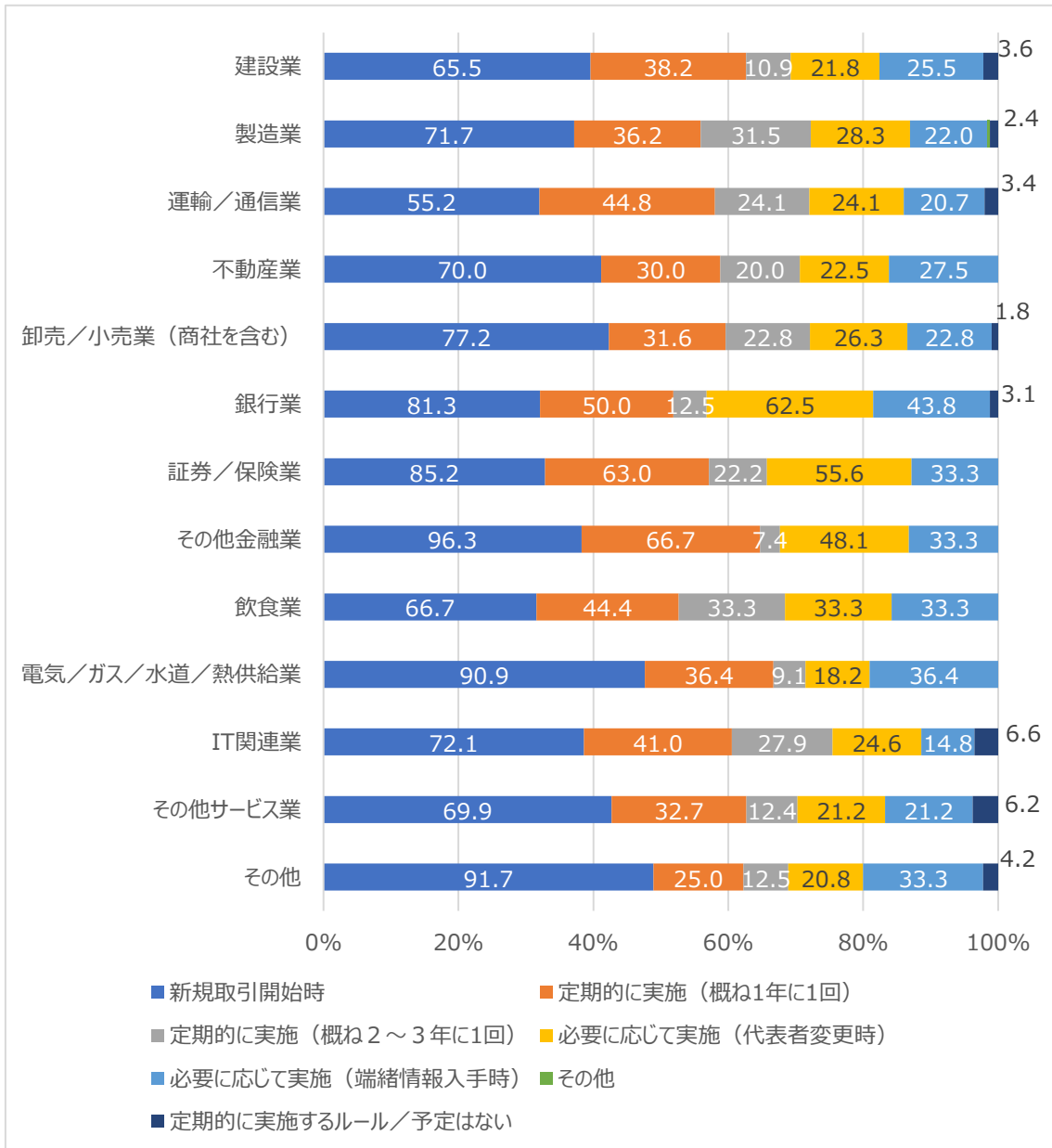
反社チェックの実施のタイミングについては、既存取引先に対するチェックのあり方がさまざまであることが確認できます。「概ね1年に1回」の定期チェックを実施している事業者が4割弱という点は心強く、「概ね2～3年に1回」とあわせれば、7割弱が何らかの形で定期チェックを実施しているといえ、新規取引開始時だけではない実務が定着しつつあることがうかがえます。一方で、端緒情報入手時などの不定期の実施については、それほど高くないことが明らかとなりました。定期チェックで後日認知することもできるとはいえ、端緒情報入手時などに速やかにチェックできる態勢を構築しておくことは、初動対応を速やかに行うためにも重要であり、今後の課題といえます。

なお、業種別でみると、項目によって業種による取組みの差が大きいことが注目されます。例えば、「代表者変更時」については、銀行業が62.5%であるのに対し、建設業は21.8%、不動産業は22.5%と大きく異なっています。また、「端緒情報入手時」についても、銀行業が43.8%であるのに対し、IT関連業は14.8%、運輸／通信業は20.7%、製造業は22.0%、卸売／小売業は22.8%などとなっています。

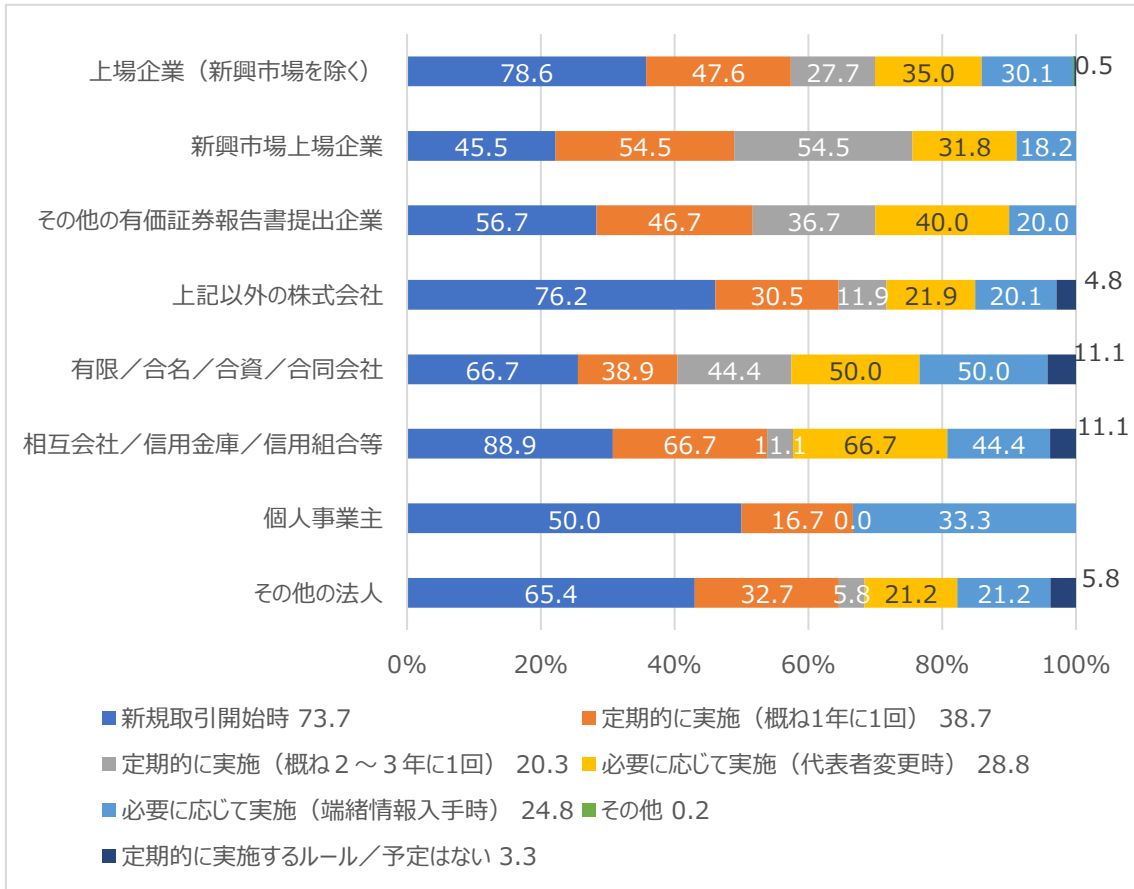
企業特性格でみると、「上場企業」において高いものの、端緒情報入手時など不定期のチェックの実施については3割強とまだまだ不十分な状況にある点は、上記と同じです。

従業員数別でみると、他の項目同様、300人以上と300人未満とで大きく異なる点が注目されます。300人未満の事業者では、既存取引先のチェックに関する項目が軒並み低く、「新規取引開始時」のみ反社チェックが実施されている事業者が多いことが推測されます（例えば、100人以上300人未満では「定期的実施するルールがない」が8.3%もあります）。300人以上では逆のことがいえませんが、企業規模により反社チェックの手法が異なること、中小規模の実務に課題があることがこの項目からも明確です。

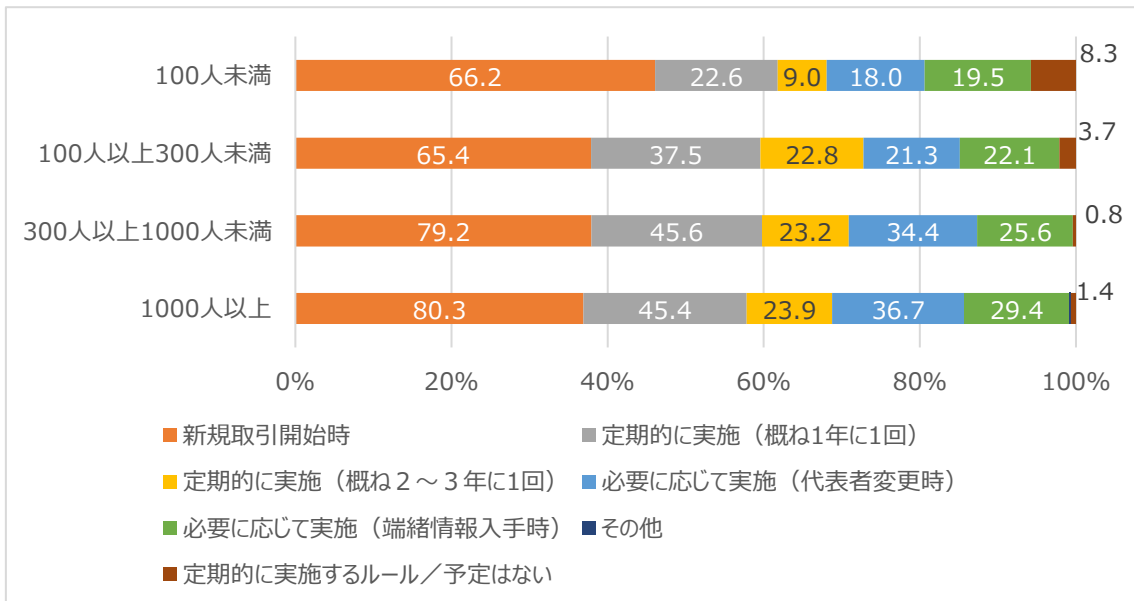
■ 新規取引開始時／既存取引先に対する反社チェックの実施状況（業種別）



■ 新規取引開始時／既存取引先に対する反社チェックの実施状況（企業特性別）

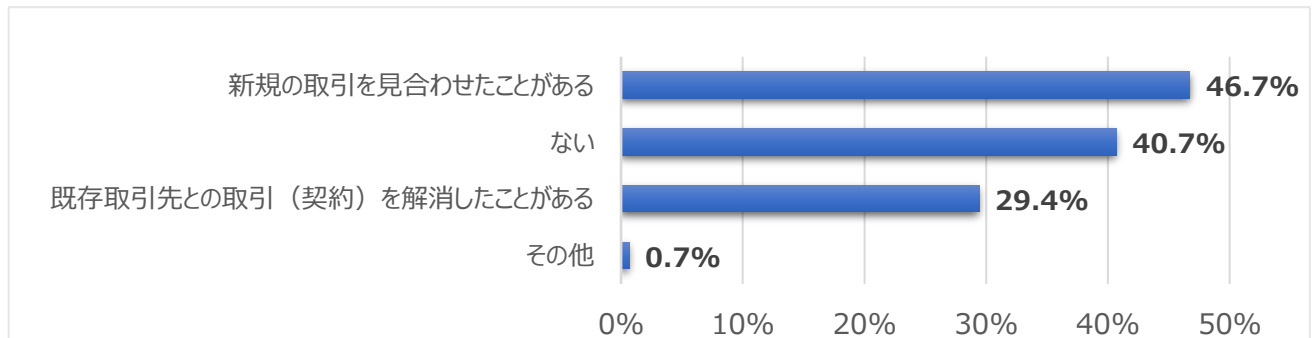


■ 新規取引開始時／既存取引先に対する反社チェックの実施状況（従業員数別）



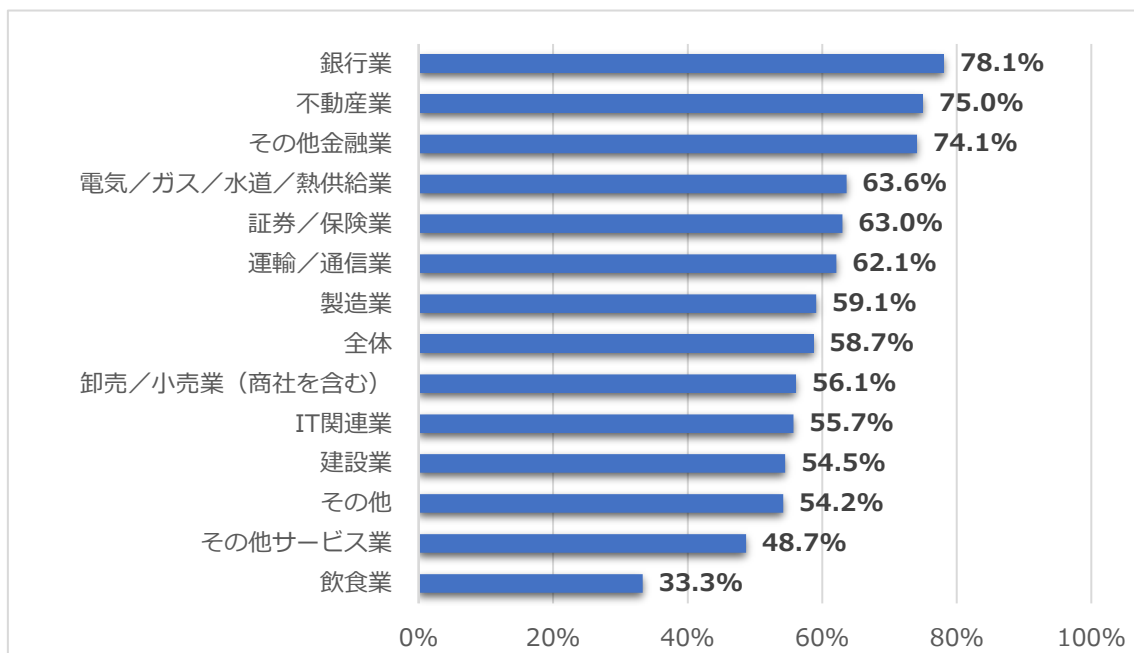
Q 1 2 反社チェックによる取引謝絶の状況

[Q12]これまで反社チェックで取引を見合わせた（取引を解消した）ことはありますか。
（複数回答可）（n=612）



政府指針アンケート 2020 においては、「全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成 23 年 10 月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は 4.9%（154 社）であった」と報告されていたところ、本調査においては、反社チェックの結果、新規取引を見合わせた割合が 5 割弱、既存取引先との関係を解消したことがある割合が 3 割弱にのぼっていることは大変注目されます。

なお、業種別に、回答者に占める「取引謝絶を経験したことがある割合」は以下のとおりです。銀行業 78.1%、その他金融業 74.1%、証券／保険業 63.0%、運輸／通信業 62.1%などが上位となっています。

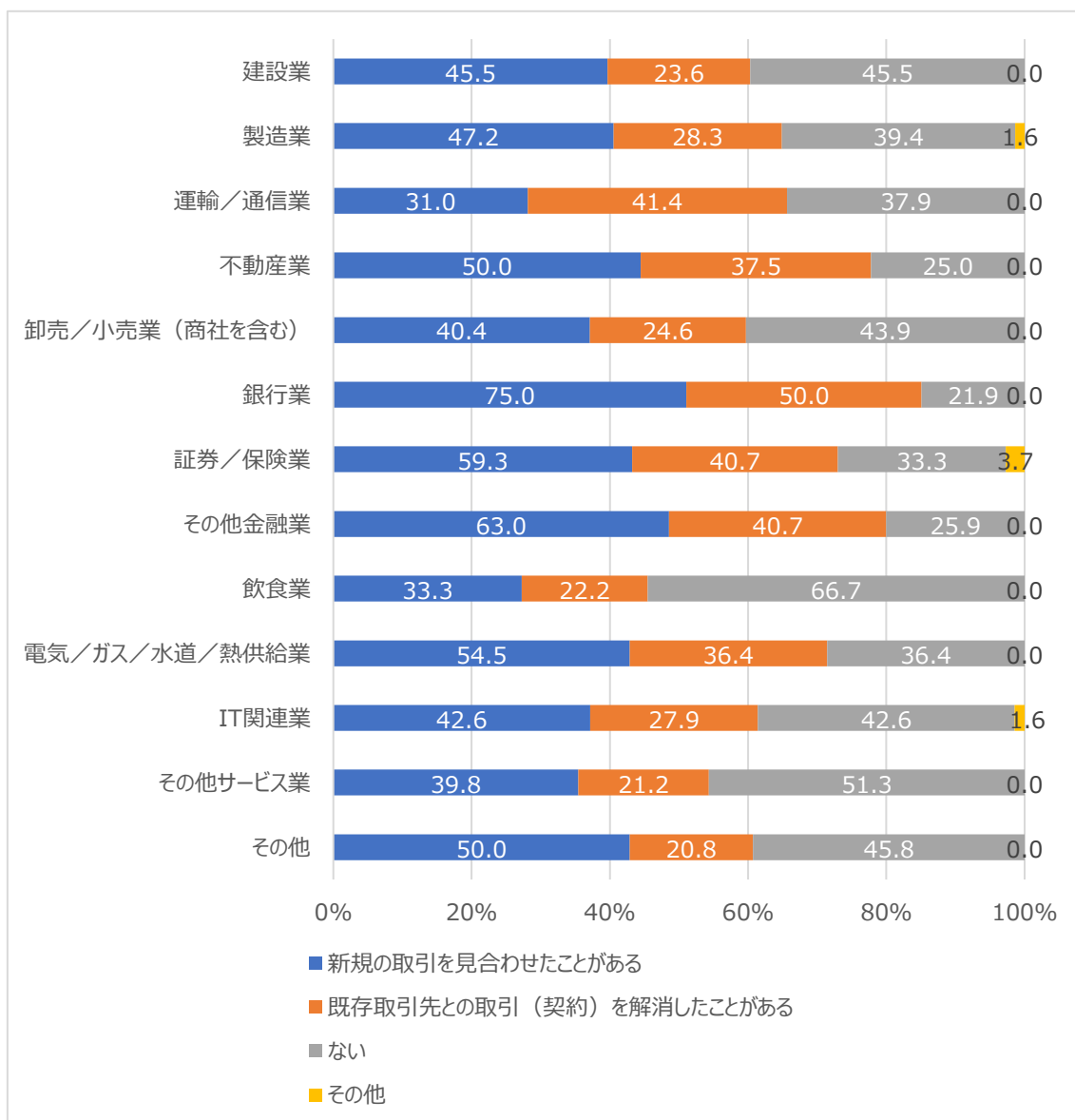


業種別の新規取引の謝絶については、銀行業 75.0%を筆頭に、証券／保険業 59.3%、その他金融業 63.0%、不動産業 50.0%などが高く、運輸／通信業 31.0%、その他サービス業 39.8%などが相対的に低くなっています。既存取引先との関係解消については、同じく銀行業 50.0%を筆頭に、証券／保険業 40.7%、その他金融業 40.7%、運輸／通信業 41.4%、不動産業 37.5%などが高く、その他サービス業 21.2%、建設業 23.6%が相対的に低くなっています。傾向としては、概ね新規見合わせの割合が高い業種は既存取引先との関係遮断の割合も高いといえます。なお、不動産業は、前述のとおり、反社チェックの実効性に課題が示唆されていたところ、取引謝絶にはしっかりと取り組めている状況がうかがえますが、（同様に一般的に反社リスクが高い）建設業の取組みの遅れが目立ちます。

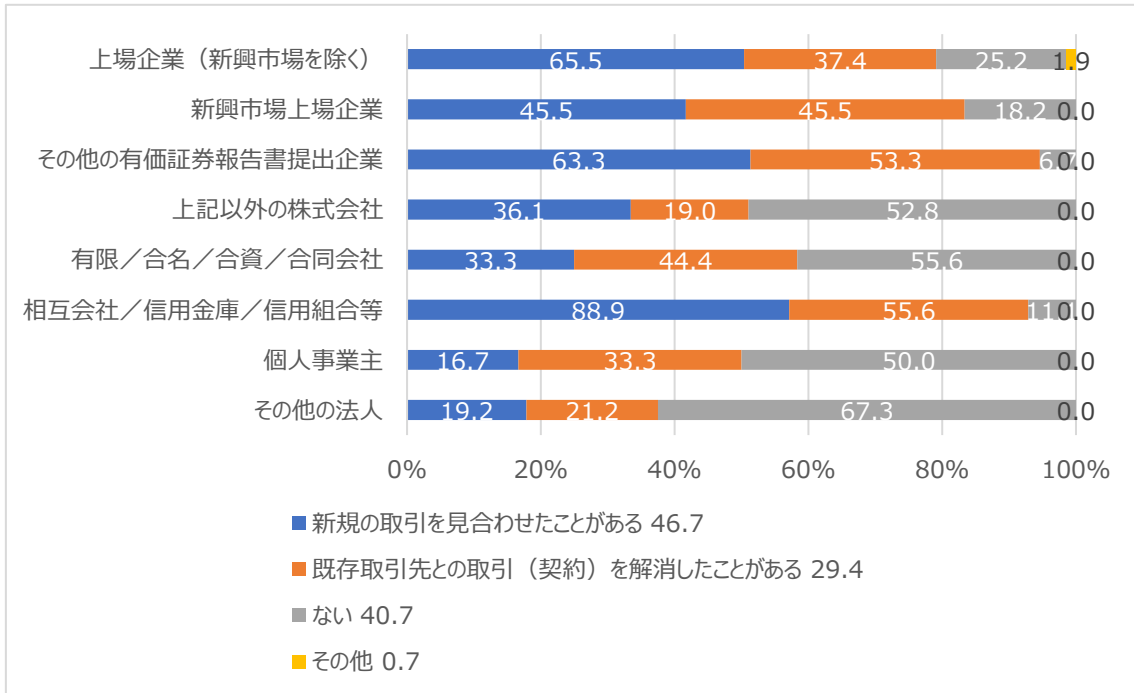
企業特性別でみると、「上場企業」「その他の有価証券報告書提出企業」において、取引謝絶を経験した割合が高い結果となりました。

従業員数別でみると、他の項目同様、300人以上と300人未満とで大きく異なる点が注目されます。300人未満の事業者では取引謝絶の経験がある企業の割合が相対的に低く、300人以上では逆となっています。業種別、従業員数別の反社チェックの取組み状況とあわせて考えれば、反社チェックがしっかりできていないがゆえに、取引謝絶に至るケースが少ないといった関係性が示唆されます。ただし、不動産業においては、反社チェックの精度の如何に関わらず反社リスクが高い状況、建設業においては、反社リスク対策の取組み状況自体の遅れがあると考えられます。なお、中小規模の実務に課題があることがこの項目からも明確です。

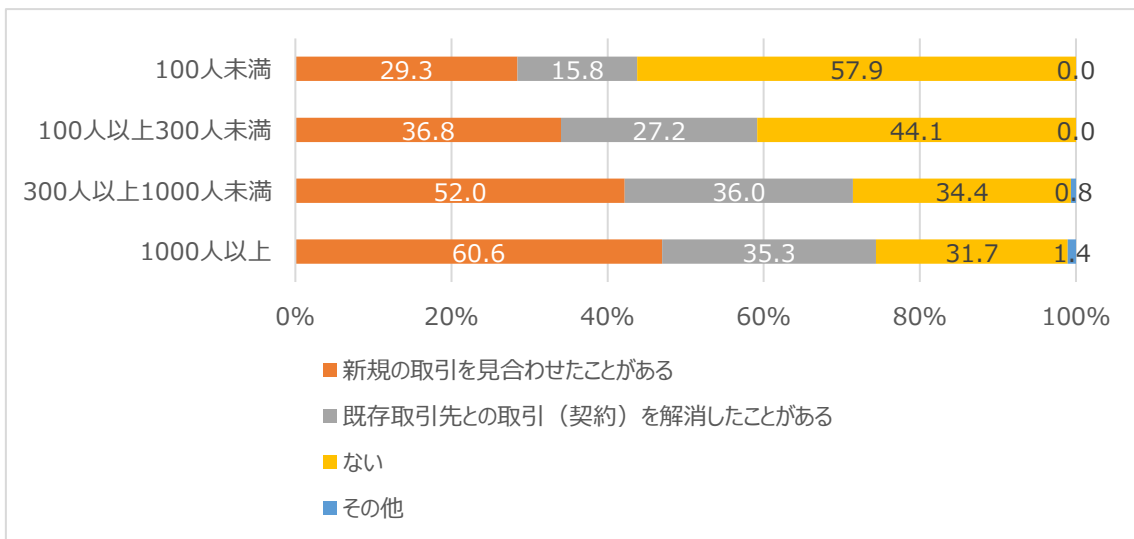
■ 反社チェックによる取引謝絶の状況（業種別）



■ 反社チェックによる取引謝絶の状況（企業特性別）

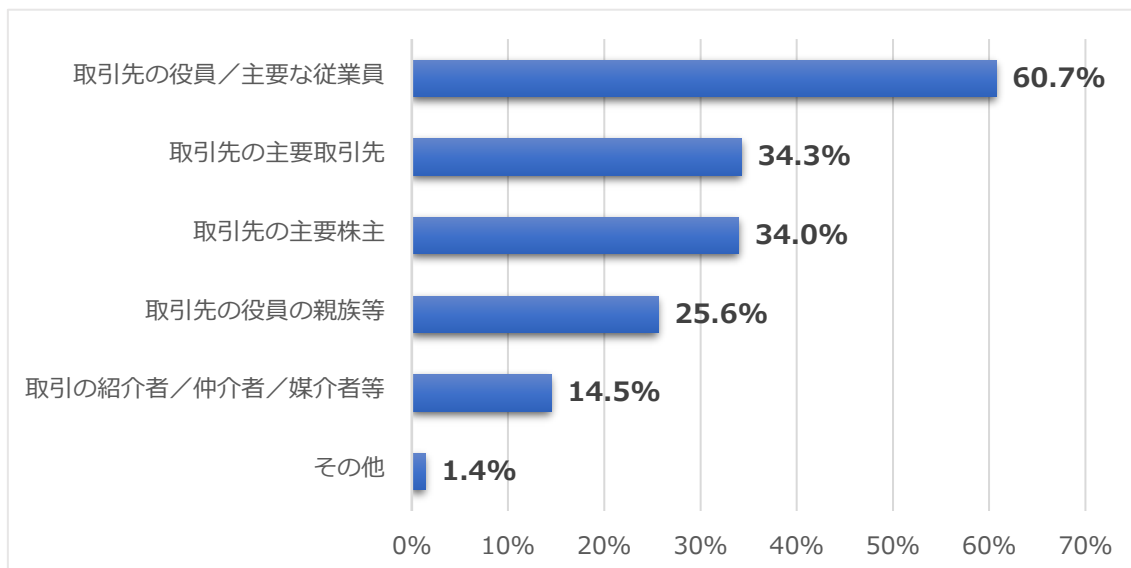


■ 反社チェックによる取引謝絶の状況（従業員数別）



Q 1 3 反社チェックによる取引謝絶の対象

[Q13] 問題となった先はどのような関係ですか。(複数回答可) (n=359)



取引謝絶の対象として、「取引先の役員/主要な従業員」が 60.7%で最も多い点が注目されます。いまだに調べればわかるところに反社会的勢力がいることがわかります。ただし、「取引先の役員の親族」が 25.6%ある点もあわせて注目する必要があります。役員を調べたところ、関連して親族の情報が得られたといった事例が多いものと推測されます。なお、「Q10 反社チェックの対象範囲」において、「主要株主」「主要取引先」までチェックする事業者が「会社名」「代表者名」をチェックする事業者の 4 割程度という結果となりましたが、取引謝絶においても、「取引先関係」は 86.3%であり、「主要株主」「主要取引先」がそれぞれ 4 割程度となっていることから、「反社チェックの取組みレベル」と「取引謝絶の経験」がある程度リンクしている可能性が考えられます。

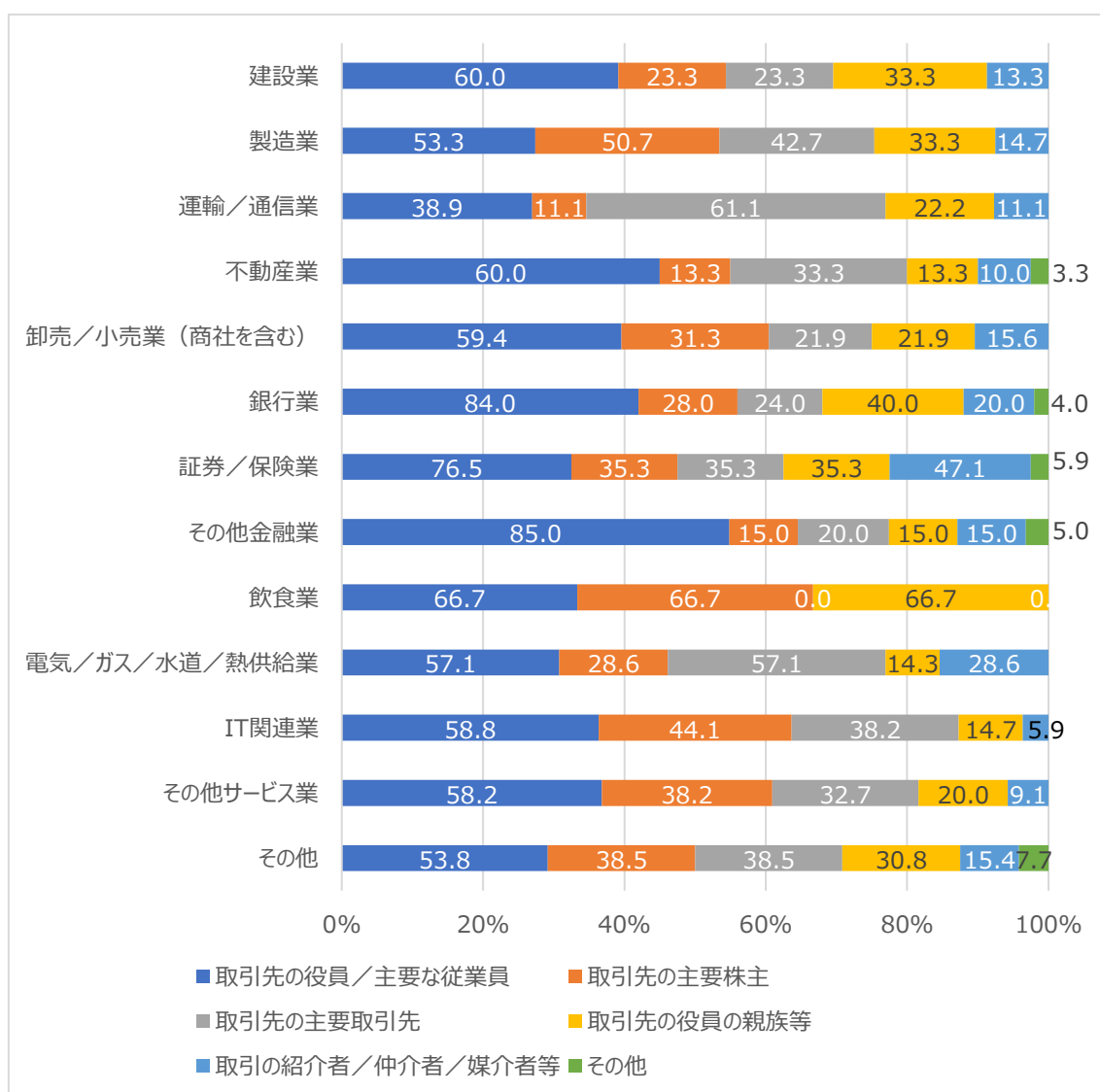
業種別にみると、大きな差異が見られます。例えば、「主要株主」が謝絶対象となったのは、飲食業 66.7%、製造業 50.7%、IT 関連業 44.1%などが高い一方、運輸/通信業 11.1%、不動産業 13.3%、その他金融業 15.0%、銀行業 28.0%などが低くなっています。「主要取引先」では、運輸/通信業 61.1%、製造業 42.7%などが高く、飲食業 0.0%、その他金融業 20.0%、銀行業 24.0%などが低くなっています。なお、「Q10 反社チェックの対象範囲」においては、「主要株主」は製造業が、「主要取引先」は飲食業が相対的に高い割合でチェックしている実態がありましたが、取引謝絶においては、必ずしも同じ結果とはなっておらず、マクロで見れば、「反社チェックの精度」と「取引謝絶の経験」は相関関係がある一方で、ミクロで見れば、多様な状況があるということかと思えます。

企業特性格でみると、「上場企業」「新興市場上場企業」において高い傾向にありますが、「上場企業」では「取引先の役員/主要な従業員」や「取引先の役員の親族等」の割合がとりわけ高いのに対し、

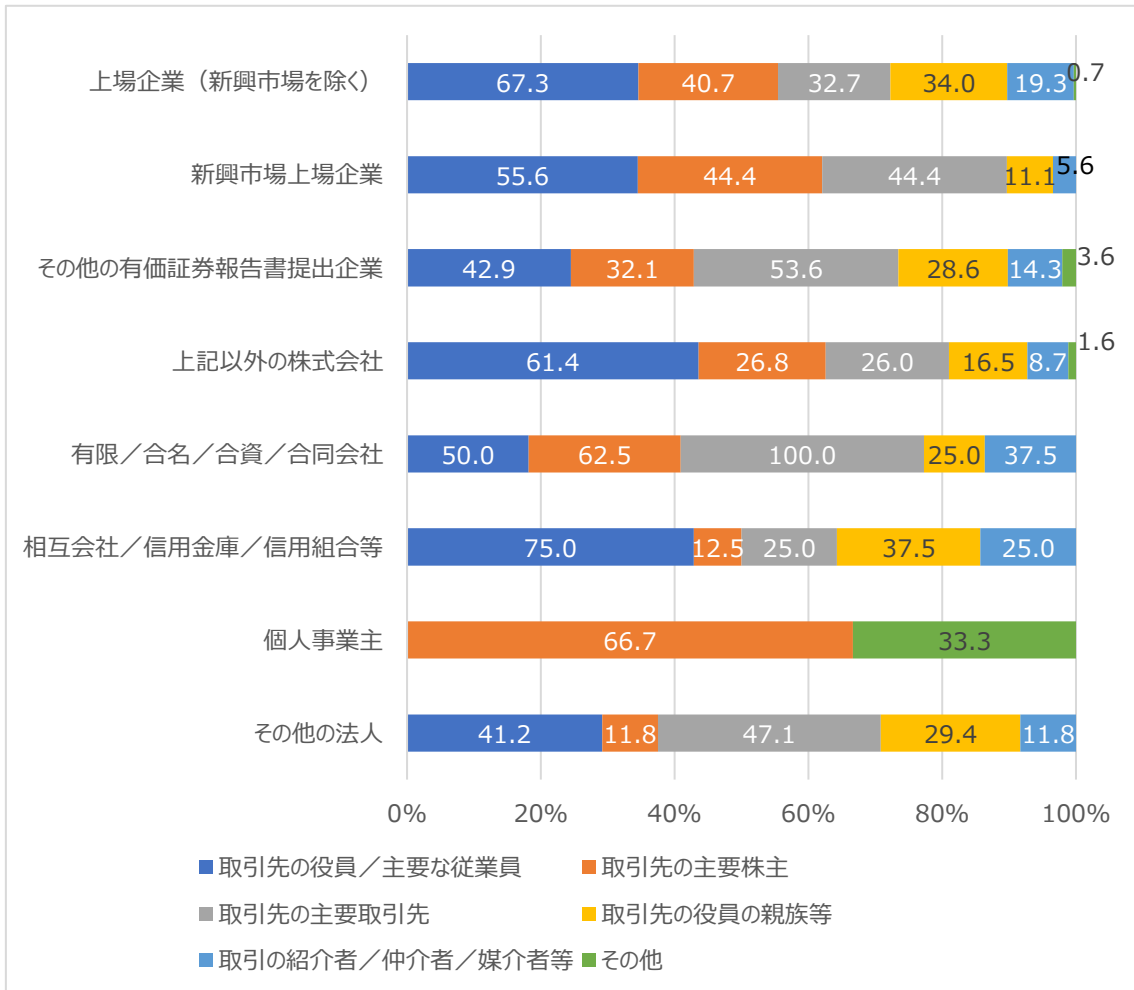
「新興市場上場企業」では、「取引先の主要株主」や「取引先の主要取引先」の割合がとりわけ高くなっているという特徴があります。

従業員数別で見ると、他の項目と異なり、300人以上と300人未満とで顕著な傾向が見られるわけではありません。興味深いものとしては、1,000人以上において、「取引先の役員の親族等」が36.3%あること、「取引の紹介者／仲介者／媒介者等」が1,000人以上で19.2%、100人未満で14.3%を占めていること、です。いずれも反社チェックの通常的手法ではなく、何らかの端緒情報が得られたため、あらためて調査を行った結果、反社会的勢力との関係が判明したものと推測されます。

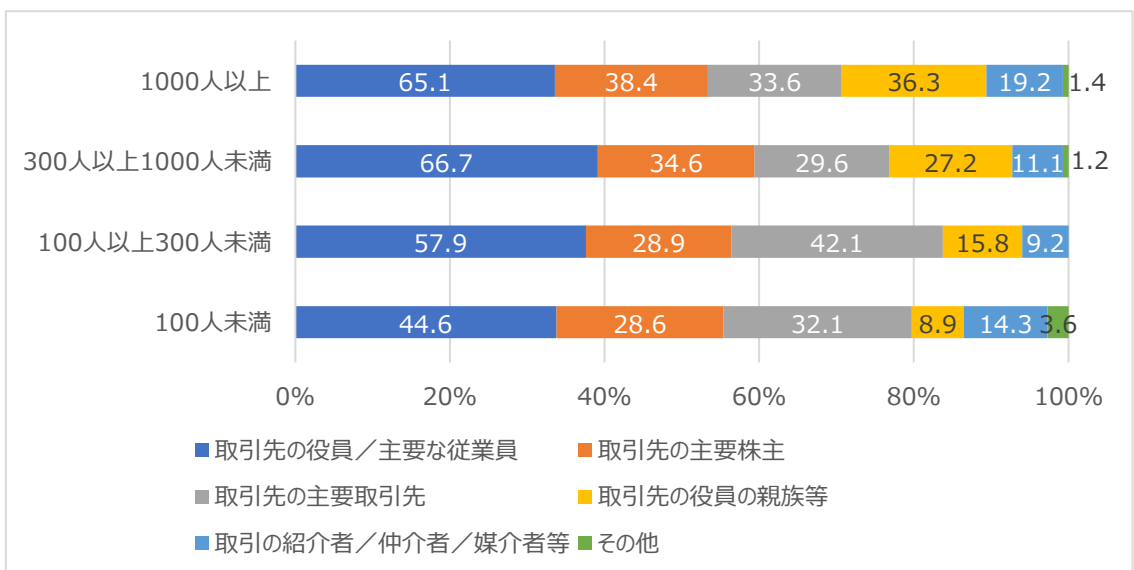
■ 反社チェックによる取引謝絶の対象（業種別）



■ 反社チェックによる取引謝絶の対象（企業特性別）

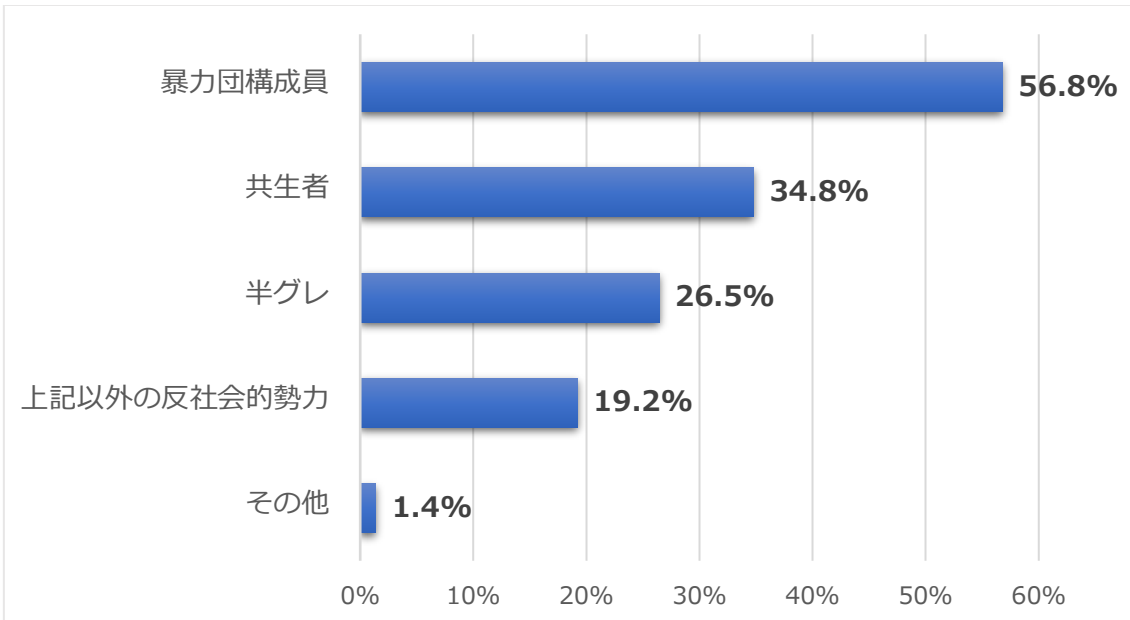


■ 反社チェックによる取引謝絶の対象（従業員別）



Q 1 4 反社チェックによる取引謝絶の属性

[Q14] 問題となった属性はどのようなものですか。(複数回答可) (n=359)



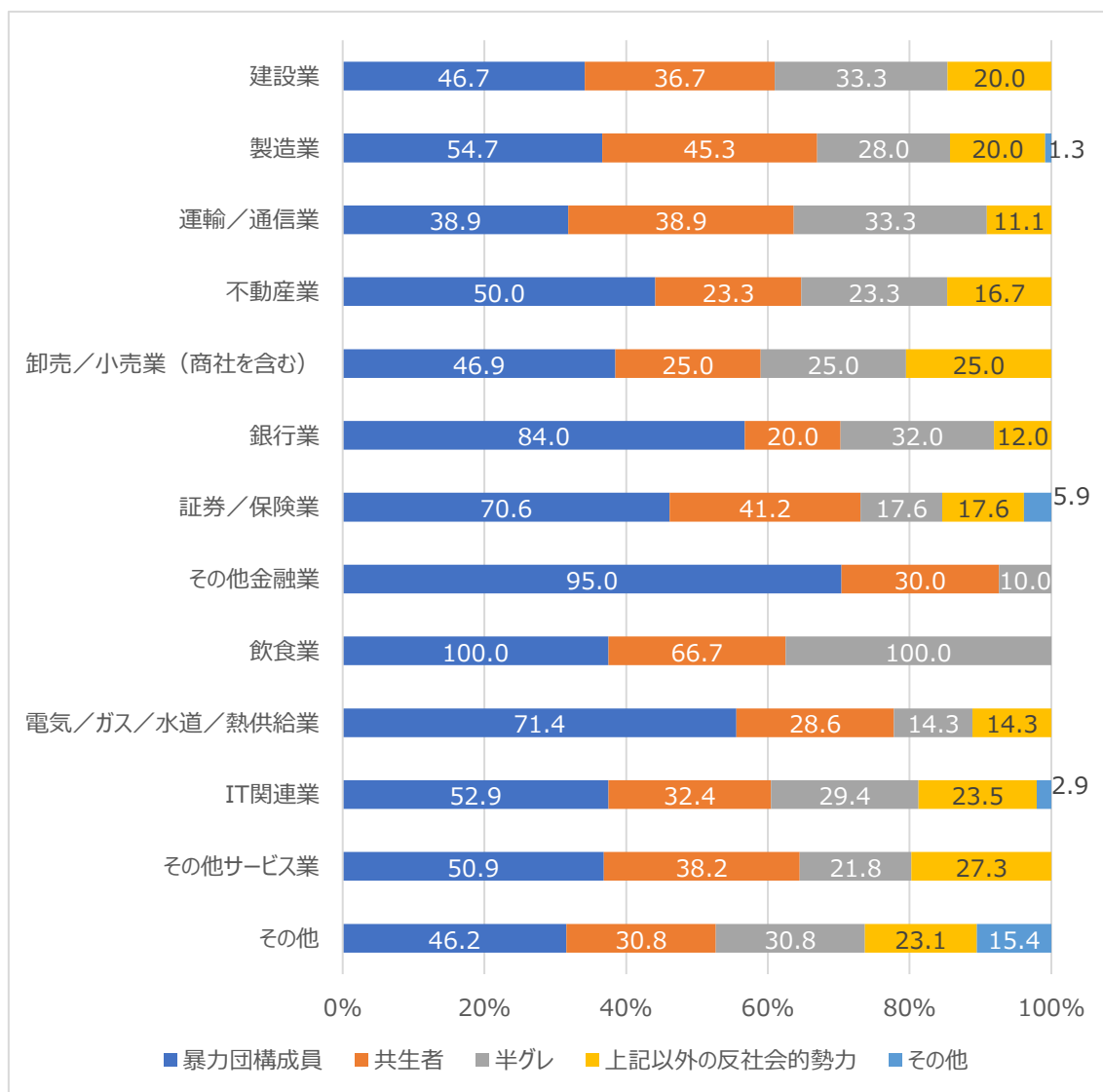
政府指針アンケート 2020 においては、「関係遮断を検討したことがあった企業 154 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」が 56.5%と最も多く、以下「暴力団員」（51.3%）、「暴力団関係企業の役員や従業員」（17.5%）と続く」と指摘されています。本調査では、「暴力団構成員」が 6 割弱を占め、「共生者」や「半グレ」、「上記以外の反社会的勢力」が続く形となっており、実質的には同様の傾向を示しています。圧倒的に「暴力団構成員」が多いということは、属性の立証が比較的容易で取引謝絶に持ち込みやすいという意味では、当然の帰結といえます。また、属性の立証が困難な「半グレ」が一定割合を占めていることは大変注目されます。ほとんどが新規取引開始時に取引を見合わせる形で取引謝絶が行われたものと推測されますが、反社会的勢力に含めて排除が進んでいることを示すものといえます。

業種別では興味深い傾向もあります。例えば、銀行業では、「暴力団構成員」が 84.0%と圧倒的に高いのに対し、「共生者」20.0%、「半グレ」32.0%、「上記以外の反社会的勢力」12.0%と相対的に低くなっており、事業の公共的性格もあるとはいえ、属性の立証が比較的容易なところから取引謝絶に取り組んでいる様子が見えられます。一方で、「上記以外の反社会的勢力」については、その他サービス業が 27.3%、卸売／小売業が 25.0%、IT 関連業 23.5%などと相対的に高くなっており、一般の事業者においても、工夫をしながら取引謝絶に取り組んでいる状況が見えられます。

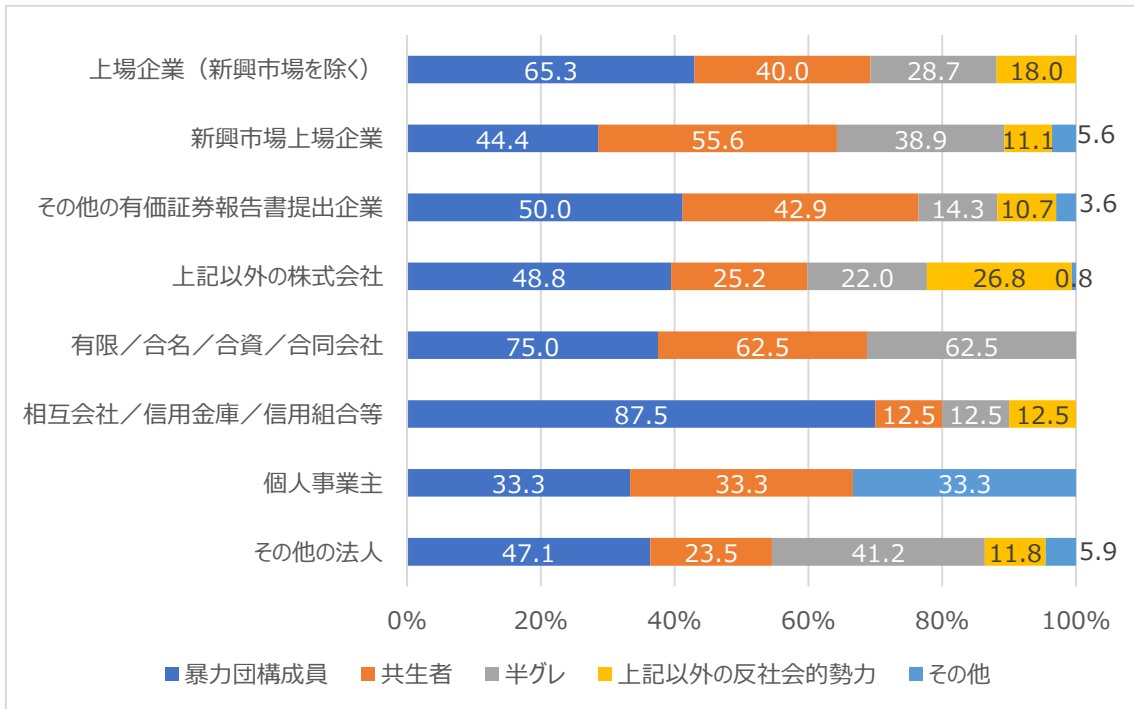
企業特性別でみると、「上場企業」「新興市場上場企業」において、「暴力団構成員」と「共生者」の割合が高くなっており、とりわけ「新興市場上場企業」においては、「半グレ」についても高い割合となっています。上場企業に対しても、いまだにこれらの者からのアプローチが多い状況を示しているといえます。

従業員数別でみると、従業員数が多いほど、「暴力団構成員」の割合が高く、「半グレ」や「上記以外の反社会的勢力」の割合が低くなる傾向がある点も興味深いといえます。

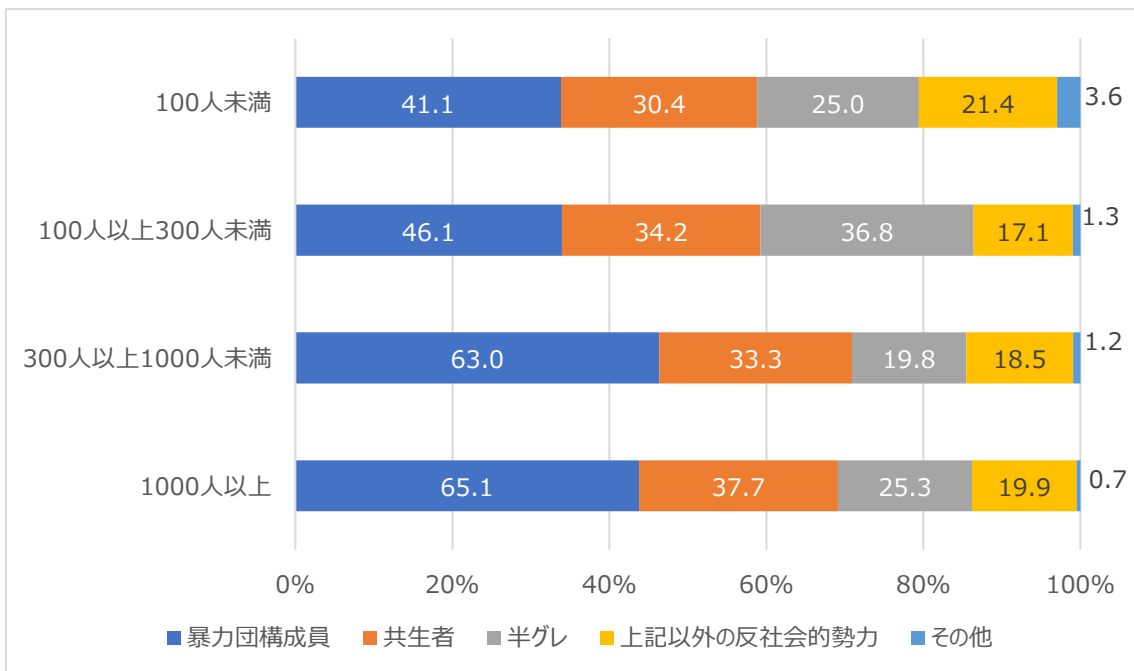
■ 反社チェックによる取引謝絶の属性（業種別）



■ 反社チェックによる取引謝絶の属性（企業特性別）

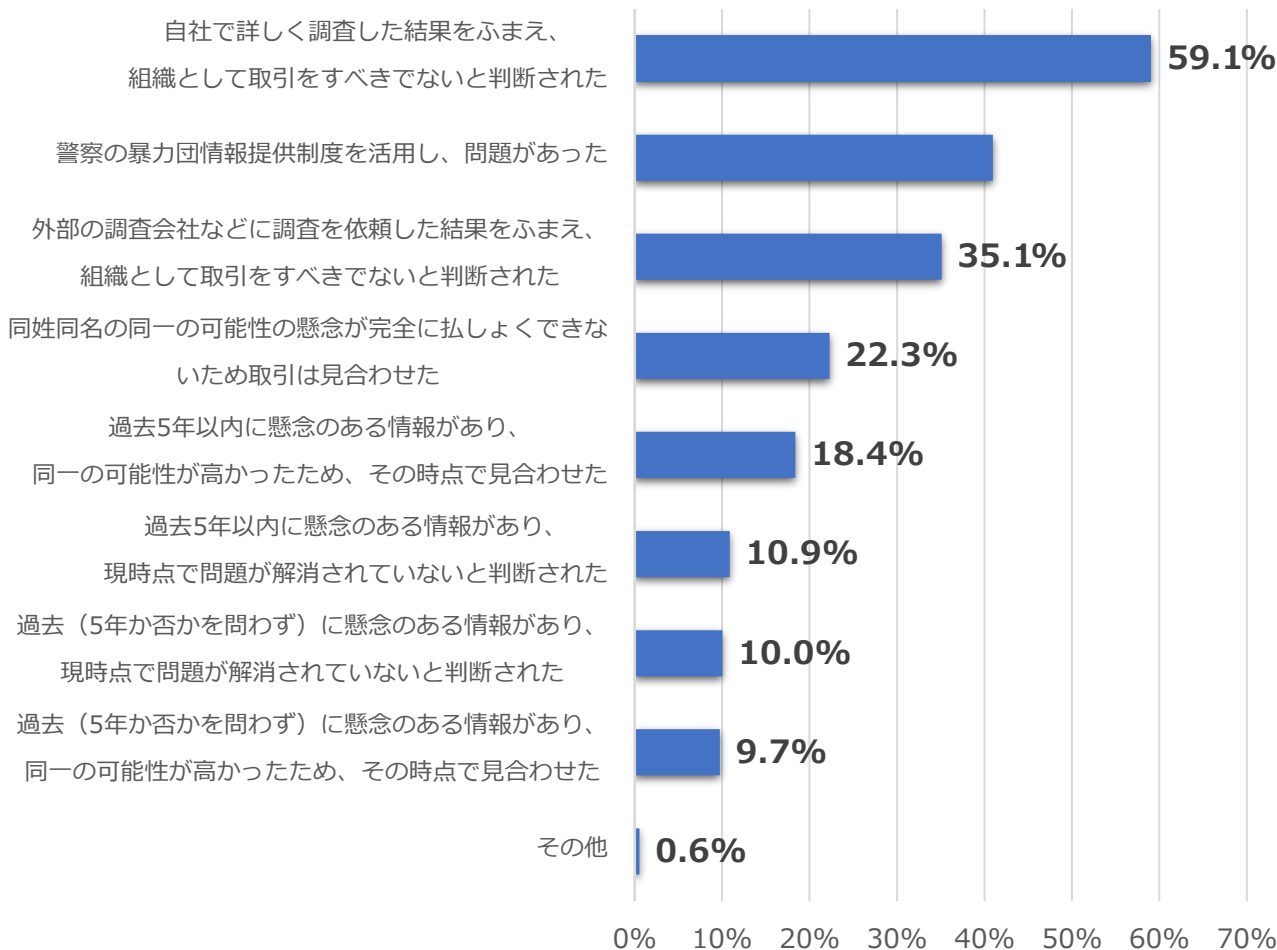


■ 反社チェックによる取引謝絶の属性（従業員数）



Q 1 5 反社チェックによる取引謝絶にむけた判断

[Q15] どのような判断をしましたか。(複数回答可) (n=359)



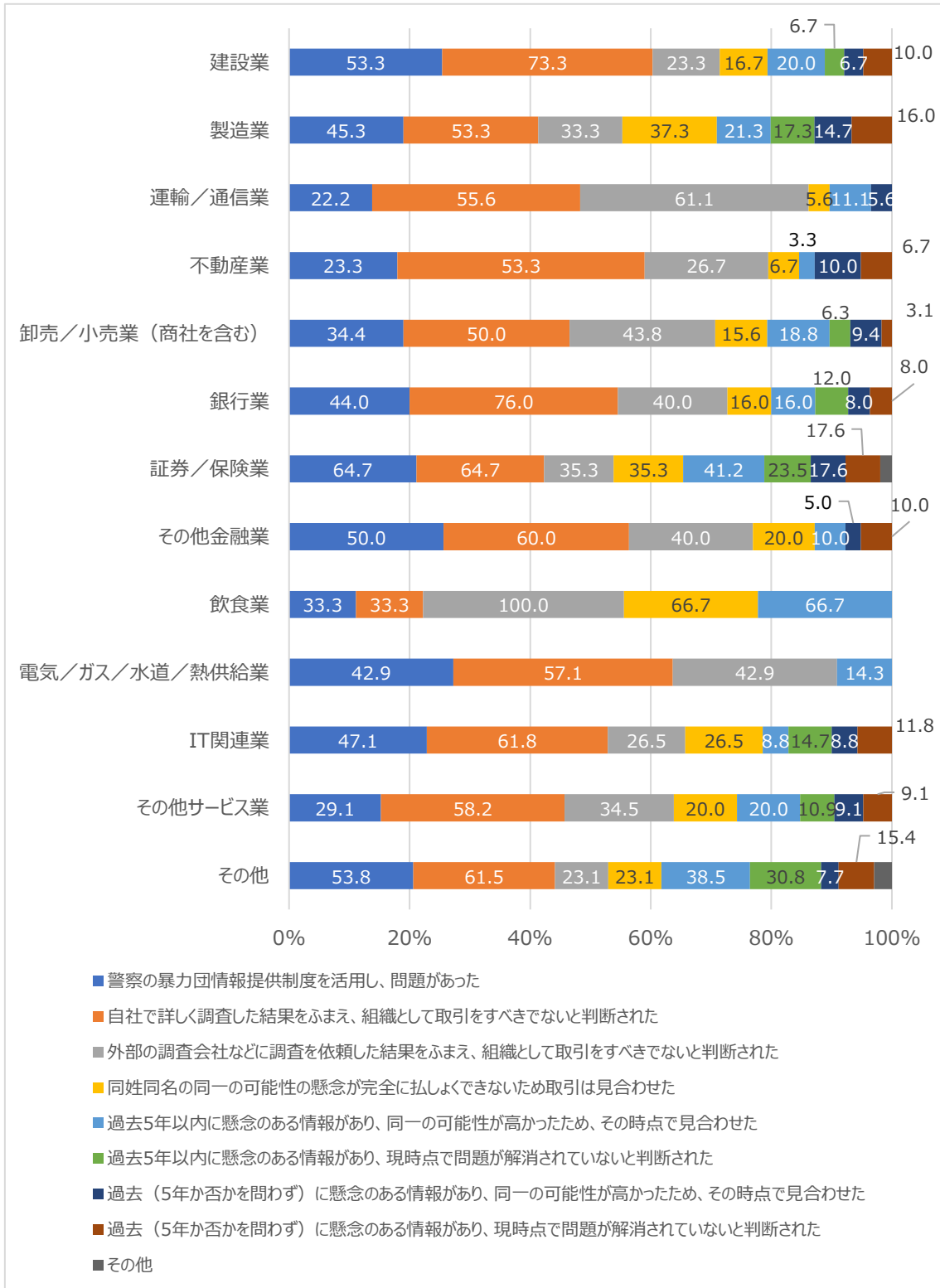
「自社で詳しく調査した結果をふまえ、組織として取引をすべきでないと判断された」59.1%と、警察への照会や外部調査会社を利用せずとも、自らの組織的判断で取引謝絶に至った割合が最も高くなりました。また、「同姓同名の同一の可能性の懸念が完全に払しょくできないため取引は見合わせた」も22.3%を占めており、同一性精査についても、最終的には取引可否判断を自社で組織的にしているものと推測されます。さらに、「過去（5年か否かを問わず）に懸念のある情報があり、同一の可能性が高かったため、その時点で見合わせた」が9.7%、「過去（5年か否かを問わず）に懸念のある情報があり、現時点で問題が解消されていないと判断された」が10.0%あるなど、5年にこだわらず慎重に判断している状況もうかがえます。

業種別でみると、業種により特徴が見られます。例えば、建設業では、警察への照会が 53.3%、自社独自判断も 73.3%と高水準である一方で、外部調査会社起用が 23.3%にとどまっています。不動産業は、反社チェックにおいて「公助」～「共助」の活用が低水準であったため、警察への照会が 23.3%、自社独自判断 53.3%、外部調査会社起用が 26.7%など軒並み低水準となっています。金融系事業者は、自社独自判断の割合が極めて高いこと、銀行業が「5年以内」で検討している傾向がある一方で、証券／保険業は「5年か否かを問わず」検討している傾向があることなどが指摘できます。

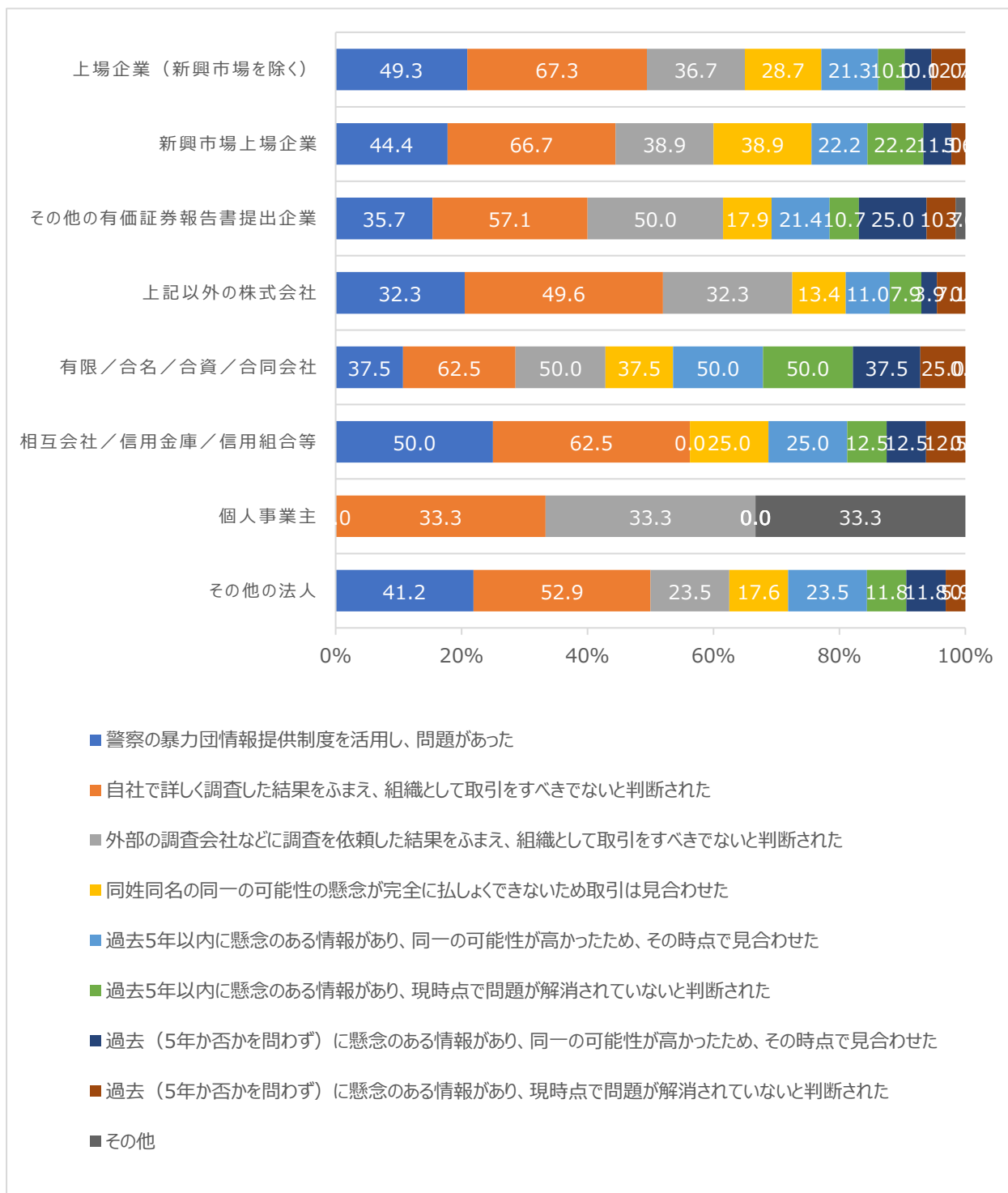
企業特性別でみると、「上場企業」や「新興市場上場企業」においては、「自社で詳しく調査した結果をふまえ、組織として取引をすべきでない」と判断された」が最も高く、警察への照会や外部調査会社の起用が続いています。また、同姓同名の問題についても、自社の判断で取引謝絶を行っている状況がうかがえます。

従業員数別でみると、他の項目同様、300人以上と300人未満とで傾向が逆転しています。とりわけ、事業規模が小さくなるほど、同一性の精査による見合わせに踏み込めていない状況がうかがえ、反社チェックの実効性に関する課題とともに、その結果をふまえた判断にも甘さがうかがえます。このあたりは、事業規模に関係なく判断されるべきであり、重要な課題と思われます。

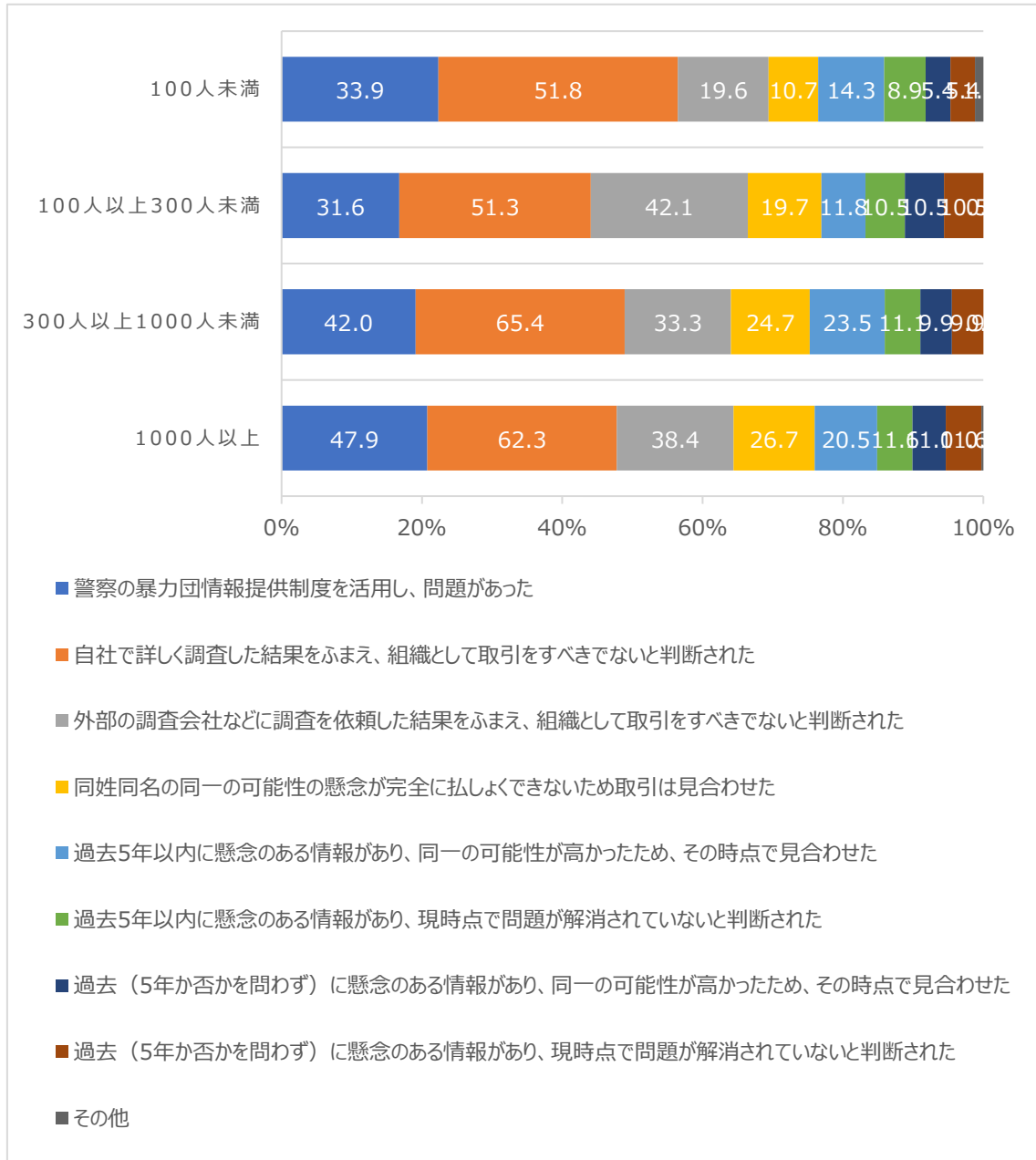
■ 反社チェックによる取引謝絶にむけた判断（業種別）



■ 反社チェックによる取引謝絶にむけた判断（企業特性別）

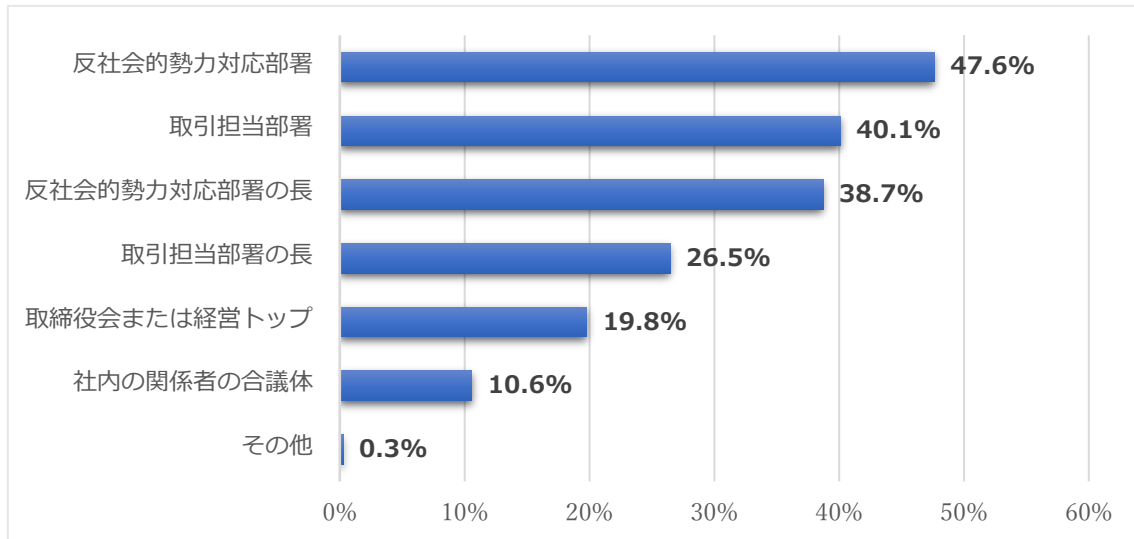


■ 反社チェックによる取引謝絶にむけた判断（従業員数別）



Q 1 6 反社チェックによる取引謝絶の判断者

[Q16]判断は誰が行っていますか。(複数回答可) (n=359)



全体的には、組織的に判断されている状況がうかがえますが、最終的に「取引担当部署」や「取引担当部署の長」が判断するケースも一定数見られる点には注意が必要です。現場で「アクセル」と「ブレーキ」を有する状態を示唆しており、反社リスクを甘く見積もって取引に走ることをしないよう、現場が適切な判断を行うために、事業者としては細心の注意を払っていく必要があります。

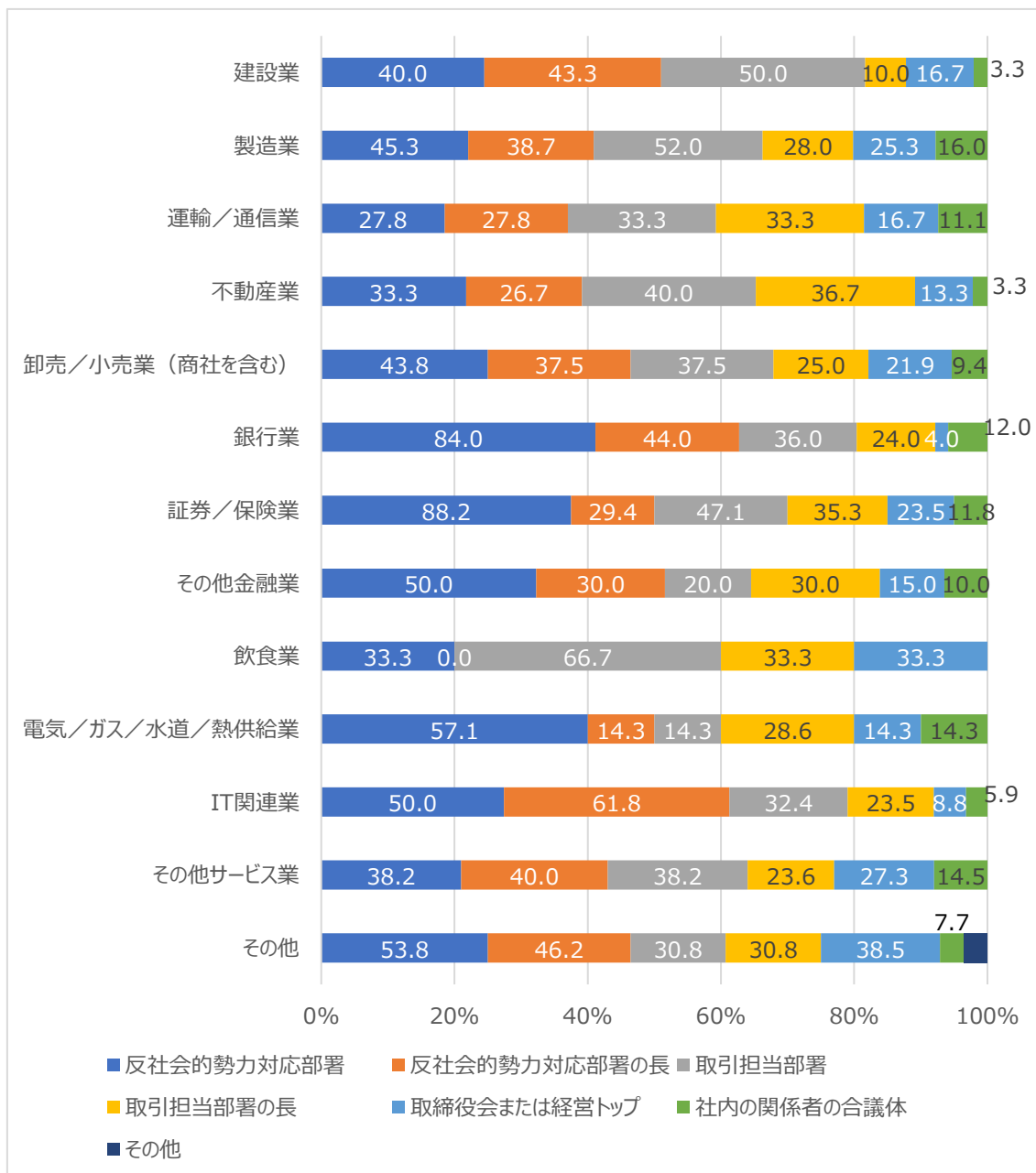
建設業、製造業、不動産業、飲食業などにおいて、「取引担当部署」または「取引担当部署の長」が判断する割合が高くなっています。一方で、金融系事業者などは「反社会的勢力対応部署」または「反社会的勢力対応部署の長」が判断する割合が高くなっています。内部統制システム的设计上の違いであるともいえますが、前者における反社チェックの精度に課題があることとあわせて考えれば、制度設計上の見直しも必要ではないかと考えます。

企業特性格でみると、「上場企業」においては、「反社会的勢力対応部署」または「反社会的勢力対応部署の長」の判断が「取引担当部署」または「取引担当部署の長」の判断をやや上回っていますが、「新興市場上場企業」においては二分される形となっています。

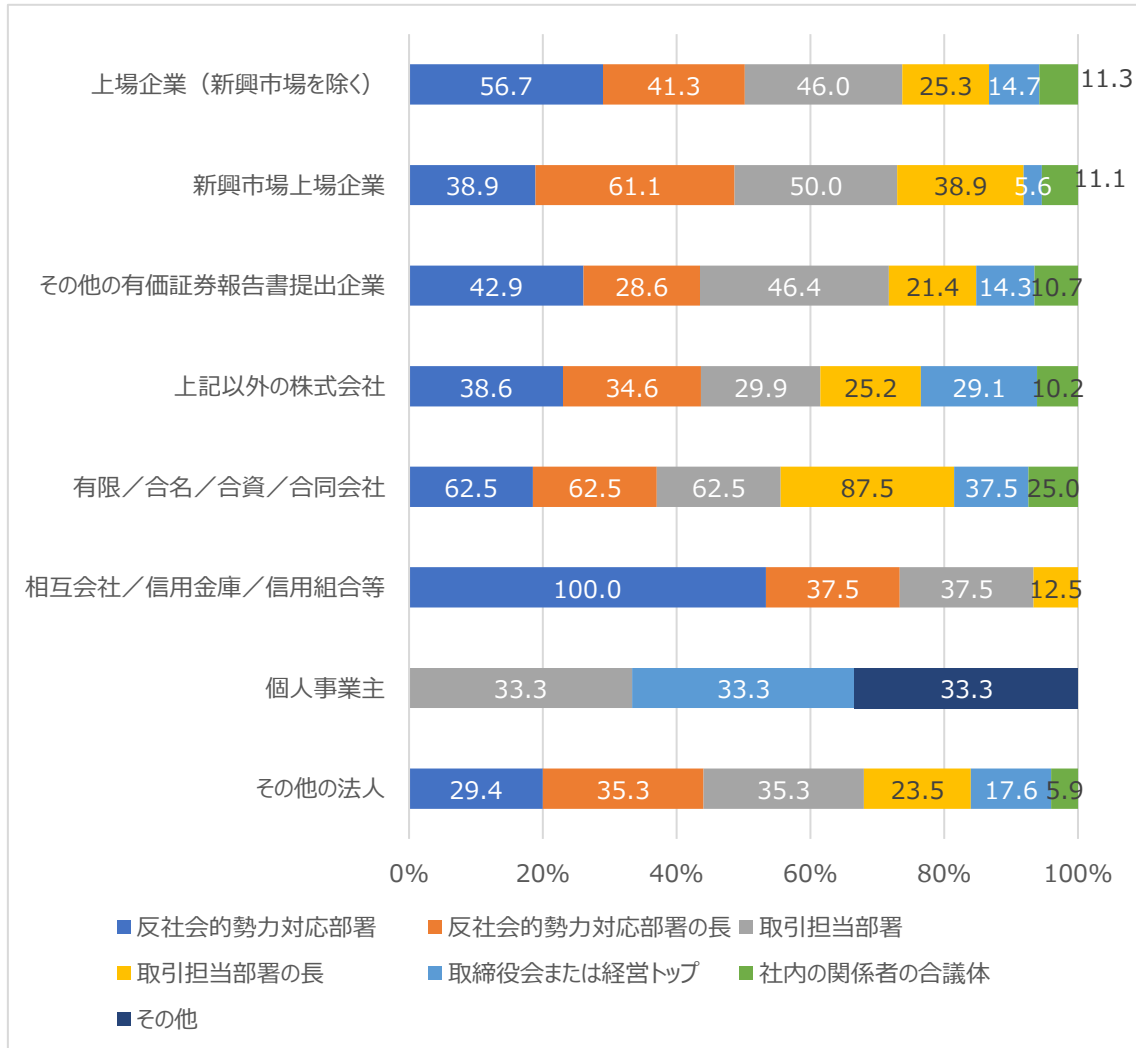
従業員数別では、100人未満の事業者では「取締役会または経営トップ」の割合が高くなっていますが、事業規模が大きくなるにしたがい、「反社会的勢力対応部署」または「反社会的勢力対応部署の長」へのシフトしていく状況がうかがえます。一方で、100人以上1,000人未満においては、「取引担当部署」または「取引担当部署の長」も多くなっており、二極化している状況がうかがえます。

売上高別についても、従業員数別と同様、事業規模が大きくなるにしたがい、「取締役会または経営トップ」の判断から、「反社会的勢力対応部署」または「反社会的勢力対応部署の長」の判断へとシフトしていく状況がうかがえます。一方で、「取引担当部署」または「取引担当部署の長」の判断については、売上高にかかわらず一定割合を占めている点が特徴であり、業種や内部統制システムの設計によるものと考えられます。

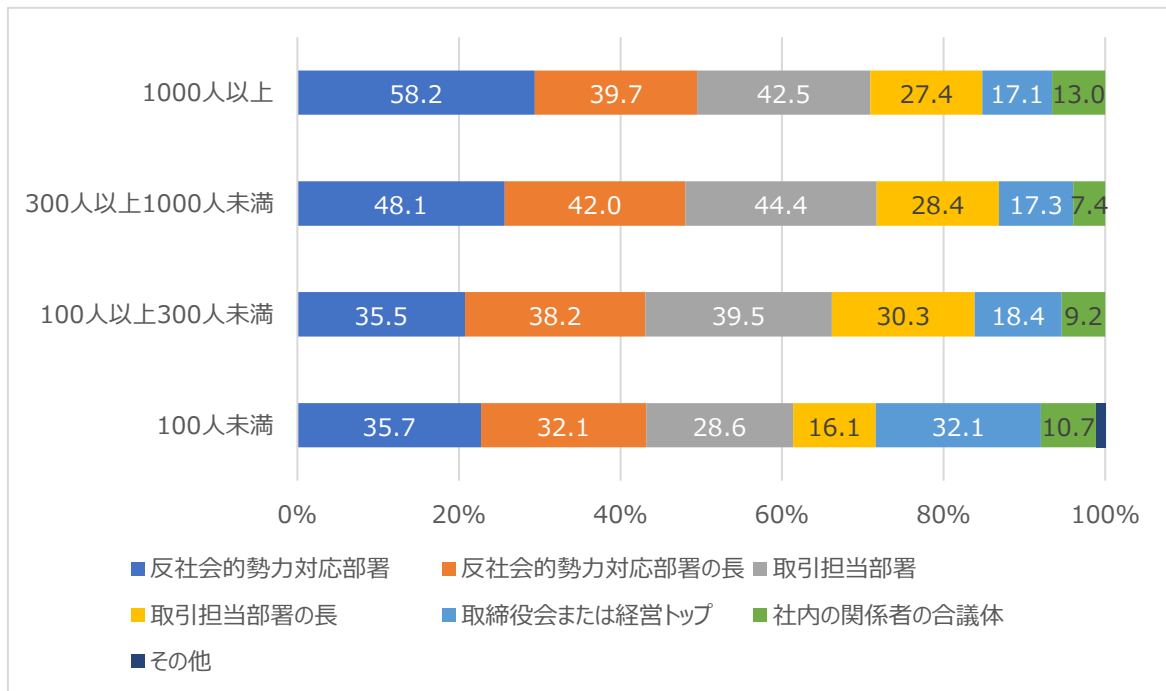
■ 反社チェックによる取引謝絶の判断者（業種別）



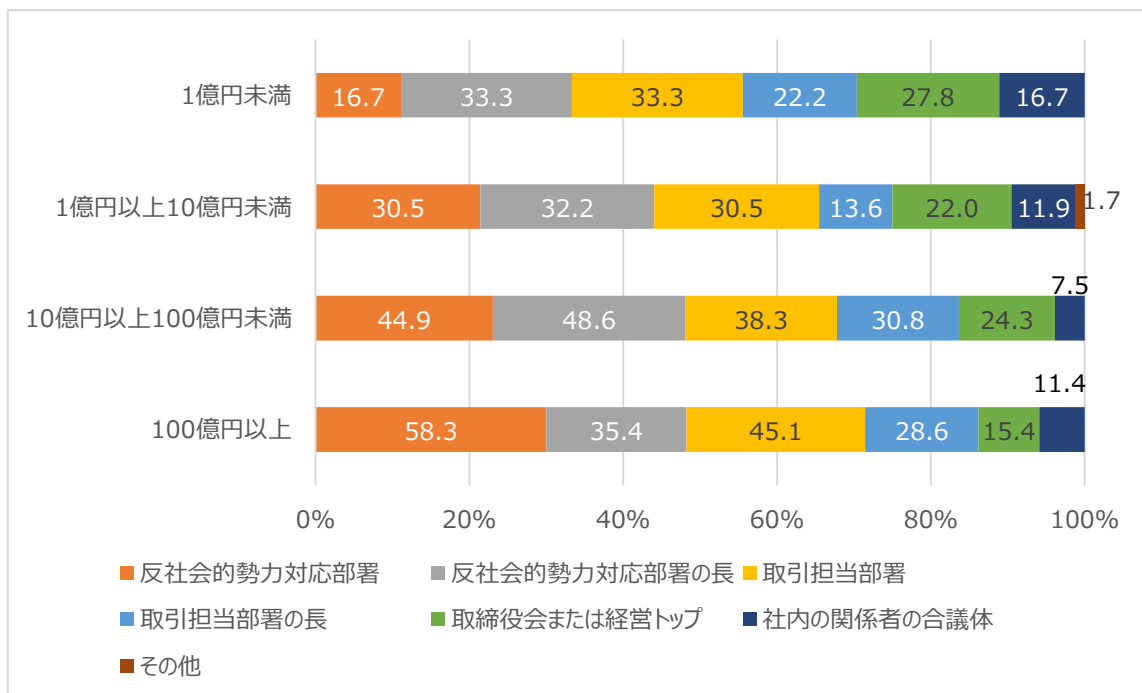
■ 反社チェックによる取引謝絶の判断者（企業特性別）



■ 反社チェックによる取引謝絶の判断者（従業員別）

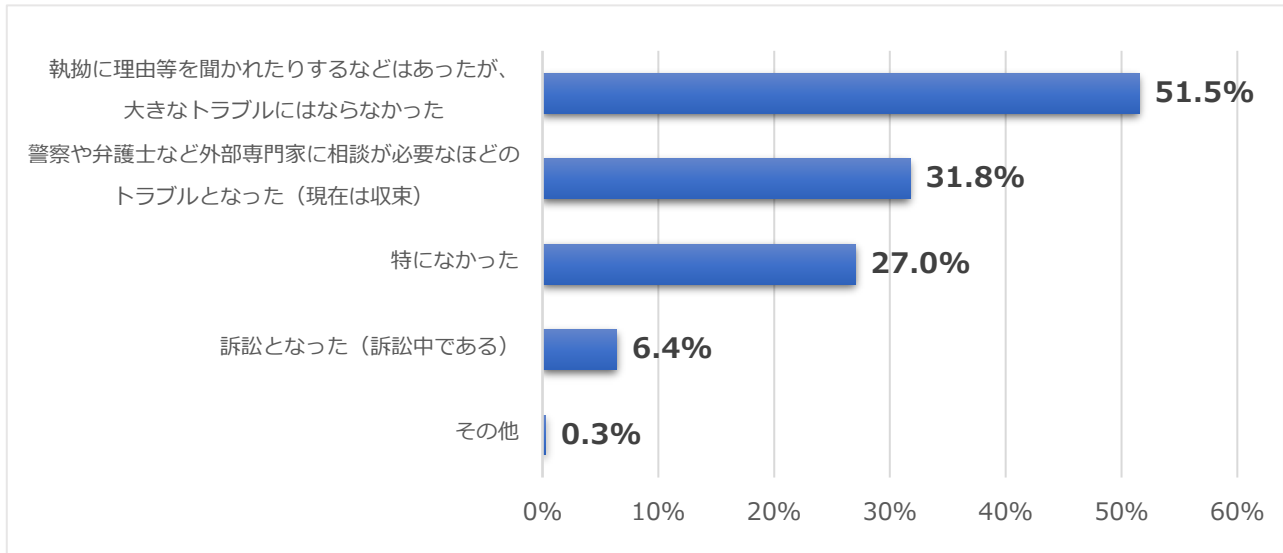


■ 反社チェックによる取引謝絶の判断者（売上高別）



Q 1 7 反社チェックによる取引謝絶時のトラブルの有無

[Q17] 取引の見合わせや解消の際にトラブルはありましたか。(複数回答可) (n=359)



取引謝絶のアクションを起こした際、半分は理由を聞かれるなどはあったが大きなトラブルにはならなかったとし、3割弱は特になかったとしています。一方で、3割が警察や弁護士など外部専門家に相談が必要なレベルでのトラブルがあったと回答、さらには、訴訟となったケース(ただし、具体的な内容については不明)も6.4%ある点は大変興味深い点です。このことから、実務上は、警察や弁護士など外部専門家と早い段階から連携して、慎重に対応にあたることが重要だといえます。

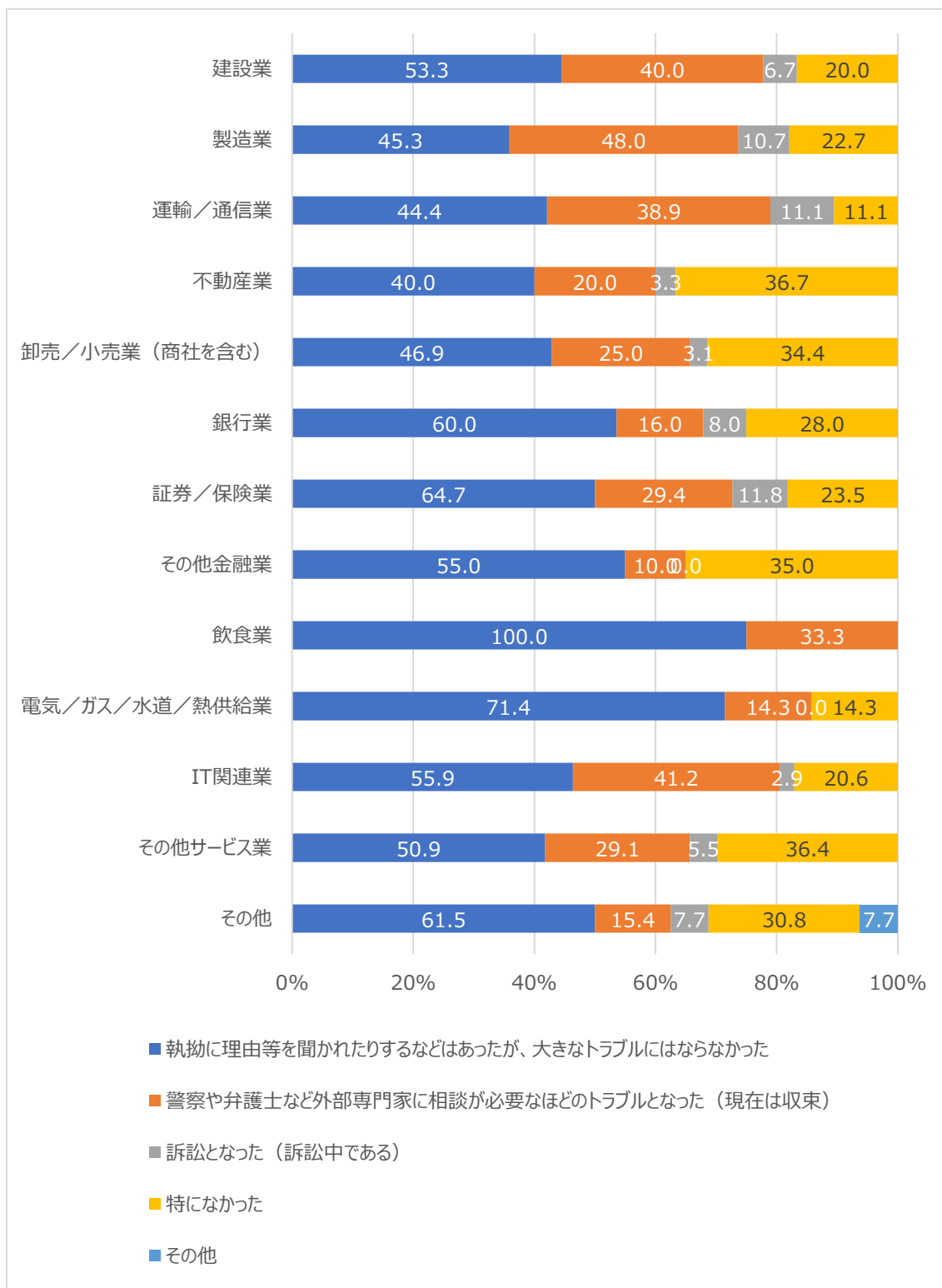
企業特性別でみると、「上場企業」は「理由を聞かれるなどはあったが大きなトラブルにはならなかった」が、「新興市場上場企業」は「警察や弁護士など外部専門家に相談が必要なほどのトラブルとなった(現在は収束)」がそれぞれ高い割合となっていますが、後述する業種の状況による可能性もあります。

業種別にみると、金融系事業者は「理由を聞かれるなどはあったが大きなトラブルにはならなかった」が「特になかった」が多い傾向にありますが、証券/保険業では「訴訟になった」ケースが11.8%と高い割合であった点が注目されます。一方、建設業や製造業、IT関連業では「警察や弁護士など外部専門家に相談が必要なほどのトラブルとなった(現在は収束)」の割合が高くなっています(事前の準備が不足していたか、問題の多い相手で難航したのかは不明です)。さらに、不動産業、卸売/小売業、その他サービス業では「特になかった」の割合が高くなっています。

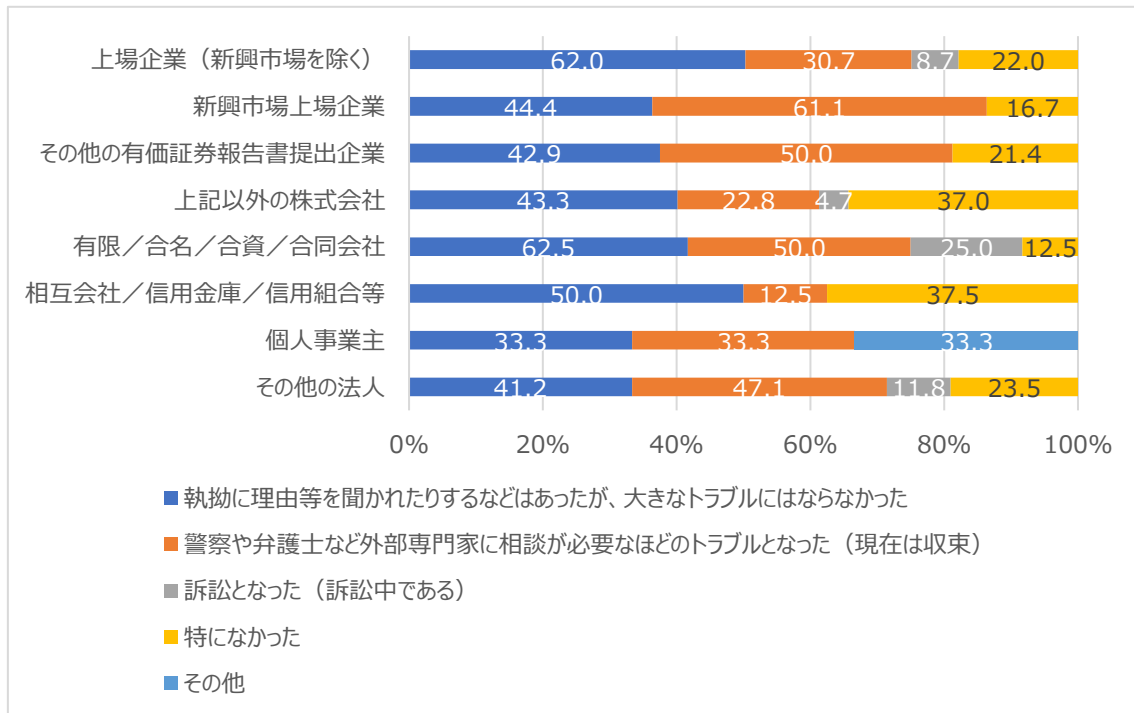
従業員数別にみると、事業規模による傾向は特段見られません。100人未満で「特になかった」が最も多くなっている点は、前述した卸売/小売業やその他サービス業が多い可能性が考えられます。また、

100 人以上 300 人未満では「警察や弁護士など外部専門家に相談が必要なほどのトラブルとなった」が 50.0%と突出して多くなっていますが、やはり、建設業や製造業、IT 関連業の該当事業者が多い可能性が考えられます。

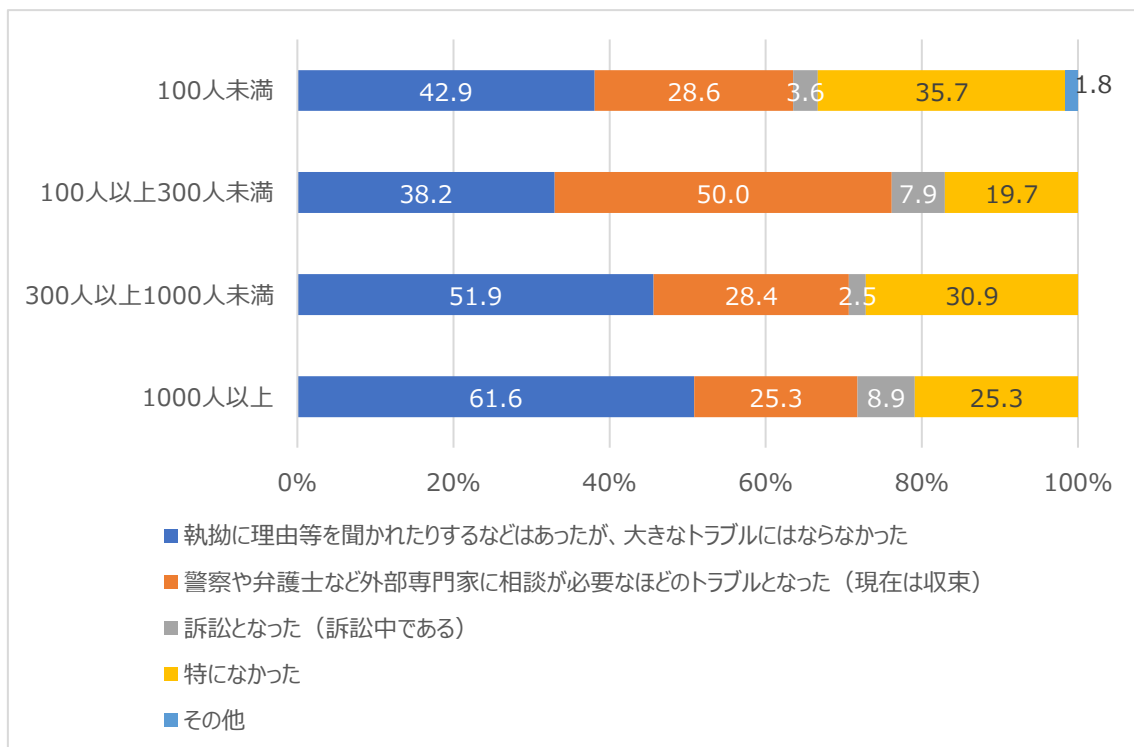
■ 反社チェックによる取引謝絶時のトラブルの有無（業種別）



■ 反社チェックによる取引謝絶時のトラブルの有無（企業特性別）

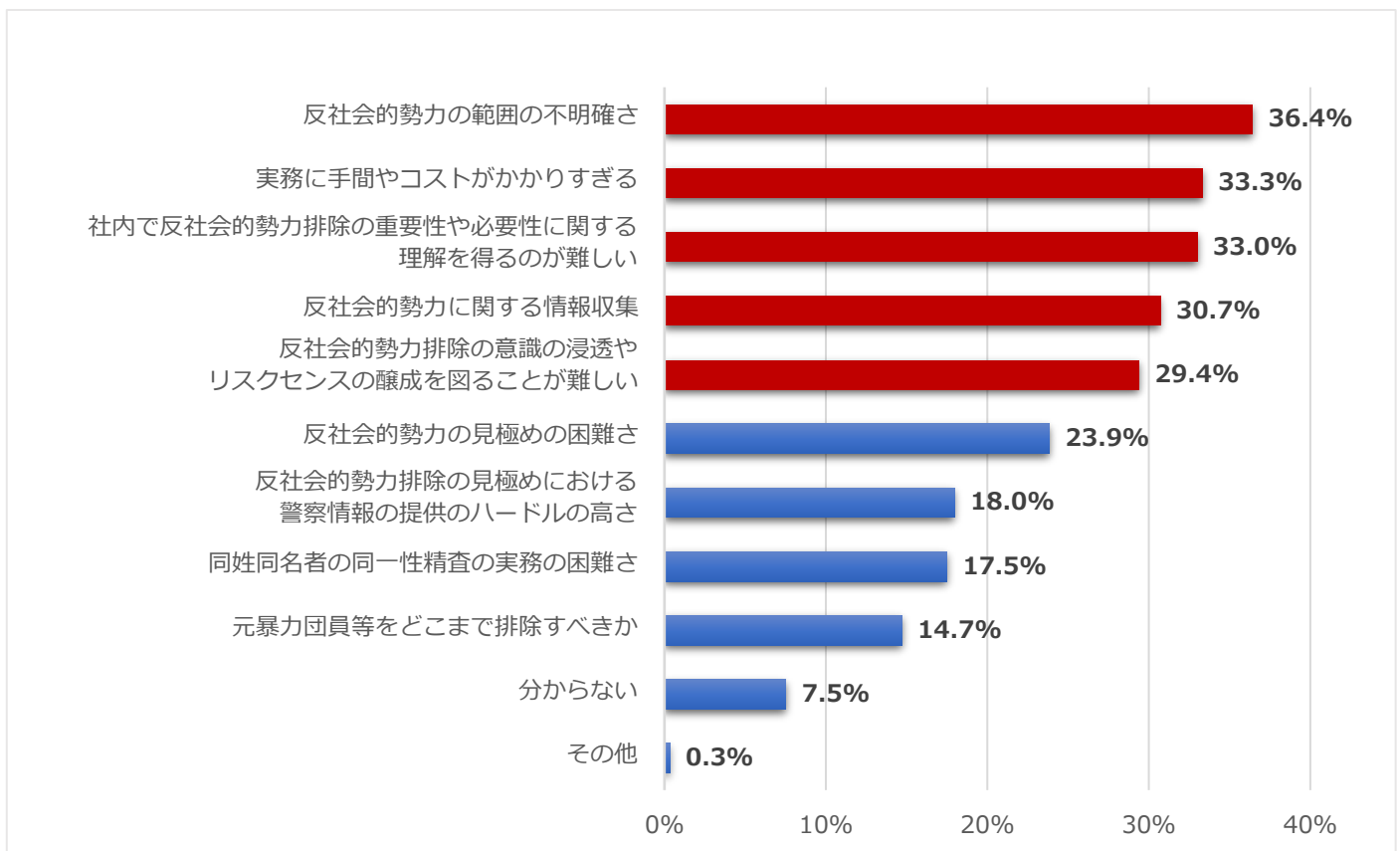


■ 反社チェックによる取引謝絶時のトラブルの有無（従業員数別）



Q 1 8 反社会的勢力排除の実務上の問題点

[Q18]反社会的勢力排除の取組みにおける問題点としてどのようなことが挙げられますか。(複数回答可) (n=612)



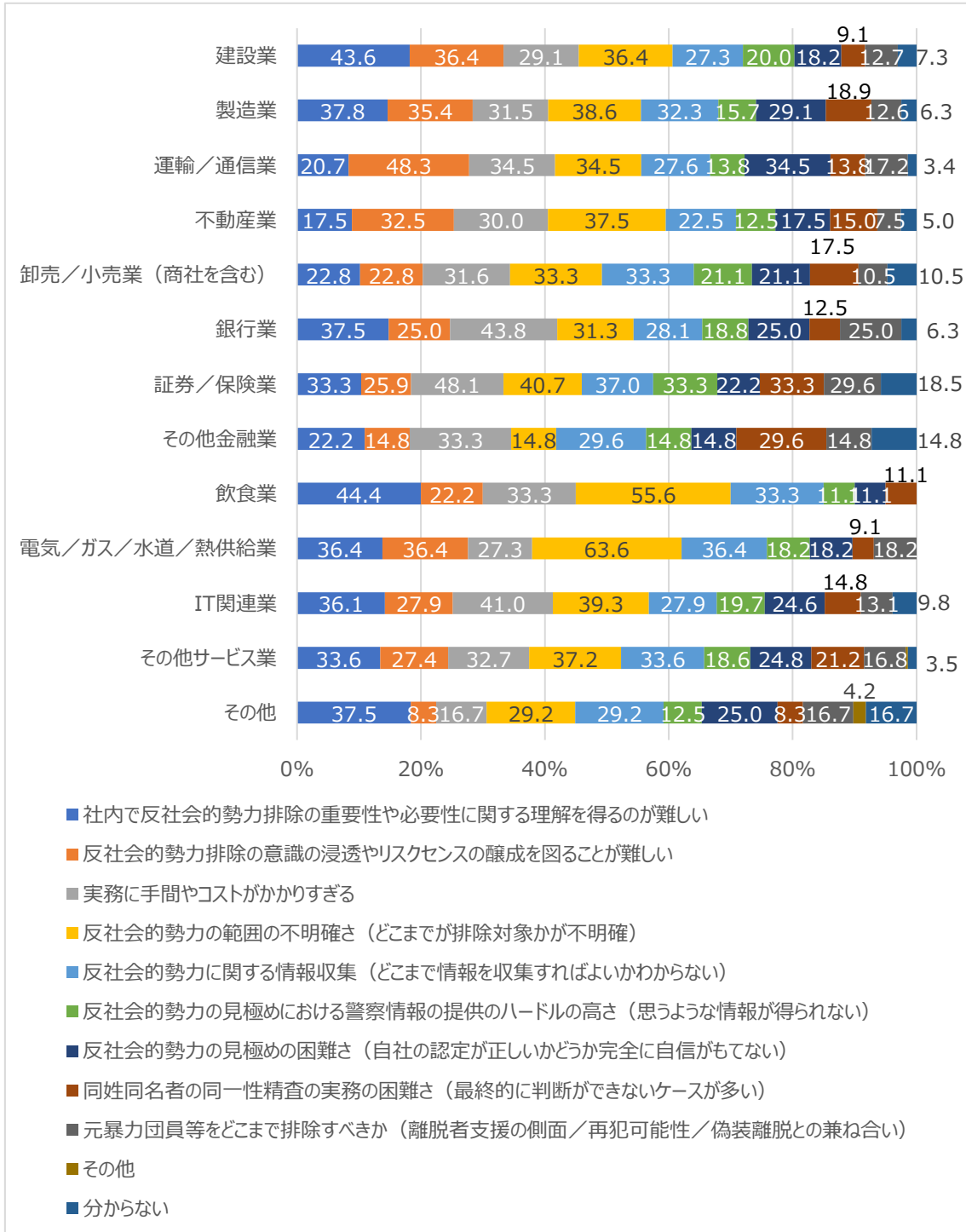
上位 5 つについてはほとんど同じ割合で回答がありました。それ以外もやや割合は下がりますが、一定程度の割合で問題意識が指摘されています。

業種別にみると、例えば銀行や証券／保険業では、「実務に手間やコストがかかりすぎる」が最も高く、「元暴力団員等をどこまで排除すべきか（離脱者支援の側面／再犯可能性／偽装離脱との兼ね合い）」も他の業種より圧倒的に高くなっています。建設業では、「社内で反社会的勢力排除の重要性や必要性に関する理解を得るのが難しい」、「反社会的勢力排除の意識の浸透やリスクセンスの醸成を図ることが難しい」が最も高くなっている点が特徴です。また、製造業では、「反社会的勢力排除の意識の浸透やリスクセンスの醸成を図ることが難しい」、「反社会的勢力の見極めの困難さ（自社の認定が正しいかどうか完全に自信がもてない）」が高くなっています。一方、不動産業では「反社会的勢力排除の意識の浸透やリスクセンスの醸成を図ることが難しい」が平均を上回ってはいるものの、その他の項目はすべ

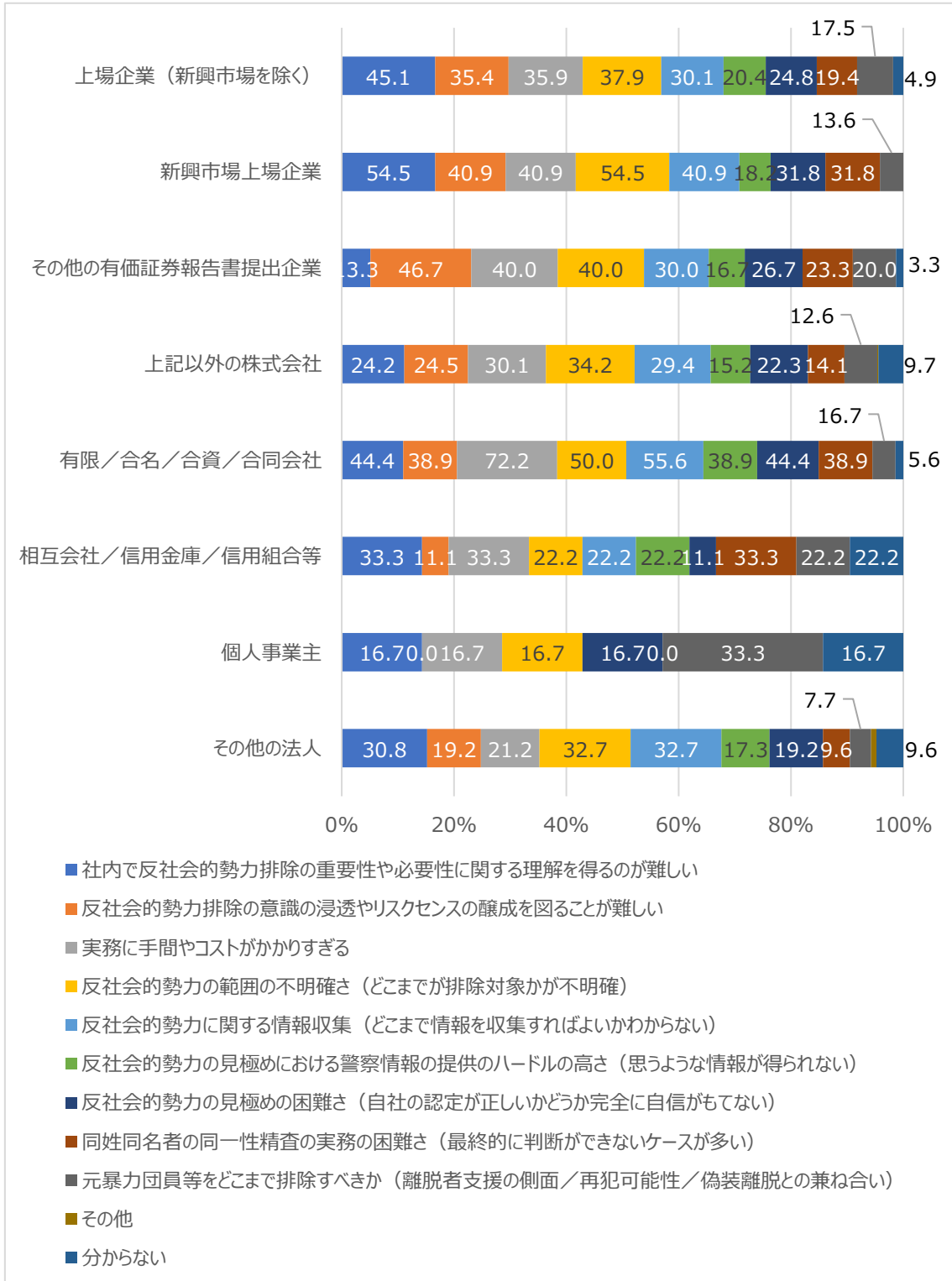
て平均を下回っており、問題意識の低さがうかがわれます。業種により固有の問題意識を抱えており、それと反社チェックの実効性のレベルや取引謝絶対応の巧拙等とも関連している状況がうかがえ、その構造からなかなか抜け出せていない現状が浮き彫りになっています。

企業特性別でみると、「上場企業」「新興市場上場企業」においては、共通して、「社内で反社会的勢力排除の重要性や必要性に関する理解を得るのが難しい」、「反社会的勢力排除の意識の浸透やリスクセンスの醸成を図ることが難しい」、「実務に手間やコストがかかりすぎる」、「反社会的勢力の範囲の不明確さ（どこまでが排除対象かが不明確）」が高くなっています。それに加え、「新興市場上場企業」では、「反社会的勢力に関する情報収集（どこまで情報を収集すればよいかわからない）」、「同姓同名者の同一性精査の実務の困難さ（最終的に判断ができないケースが多い）」も高く、「実務上ここまでやれば大丈夫」のない反社チェックの困難さに直面している状況がうかがえます。

■ 反社会的勢力排除の実務上の問題点（業種別）



■ 反社会的勢力排除の実務上の問題点（企業特性格別）



■ 調査票

- Q1 あなたが現在勤めている主たる会社の売上高について教えてください。
- Q2-1 あなたが現在勤めている主たる会社の業種について教えてください。
- Q2-2 あなたが現在勤めている主たる会社の従業員数（パート／アルバイト含む）について教えてください。※正確な数字をご存知でない場合、おおよそで結構ですでお答えください。
- Q3 あなたが現在勤めている主たる会社の企業特性について教えてください。
- Q4 政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に沿った取組みとして、実際に実施しているものを選んでください。（複数回答）
- Q5 前問 Q4 で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している（または構築する予定である）または、反社会的勢力のデータベースを業界／団体等／他企業と共有している」と答えた方に、情報の蓄積件数はどのくらいありますか。
- Q6 反社チェックを導入してからどのくらい経ちますか。
- Q7 反社チェックに関する規程／マニュアル類は策定していますか。
- Q8 反社会的勢力の属性要件の範囲を会社としてどこまでと定めていますか。（複数回答可）
- Q9 反社チェックはどのような情報を利用して行っていますか。（複数回答可）
- Q10 反社チェックの対象としてどのような範囲まで拡げて行っていますか。（複数回答可）
- Q11 反社チェックをどのようなタイミングで実施していますか。（複数回答可）
- Q12 これまで反社チェックで取引を見合わせた（取引を解消した）ことはありますか。（複数回答可）
- Q13 問題となった先はどのような関係ですか。（複数回答可）
- Q14 問題となった属性はどのようなものですか。（複数回答可）
- Q15 どのような判断をしましたか。（複数回答可）
- Q16 判断は誰が行っていますか。（複数回答可）
- Q17 取引の見合わせや解消の際にトラブルはありましたか。（複数回答可）
- Q18 反社会的勢力排除の取組みにおける問題点としてどのようなことが挙げられますか。（複数回答可）

編集・発行 株式会社エス・ピー・ネットワーク
本社：東京都杉並区上荻一丁目2番1号 Daiwa 荻窪タワー
TEL 03-6891-5556
FAX 03-6891-5570
E-Mail info@sp-netowork.co.jp

このレポートは、株式会社エス・ピー・ネットワークが作成したものであり、著作権は株式会社エス・ピー・ネットワークに帰属します。資料の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き禁止されています。複写複製を希望する場合は株式会社エス・ピー・ネットワークまでご連絡ください。

また、このレポートは、複写・複製以外の無断使用（編集・配布・抜粋・引用・資料か・広告などの一切を含む）を禁止しています。